

# 令和5年度業務の実績に関する 自己点検・評価報告書

令和6年6月



**National Institution For Youth Education**  
独立行政法人 **国立青少年教育振興機構**

## 第1章 独立行政法人国立青少年教育振興機構の概要

### 1. 設置目的と業務の範囲（表1-1 参照）

独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成11年法律第167号。以下「機構法」という。）に基づいて設置された機関であり、機構法第3条において「青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。」とされ、機構法第11条には、機構法第3条の目的を達成するため、機構が行うべき業務の範囲が規定されている。

機構の果たすべき業務は、①国の政策課題及び地域のニーズを踏まえた、先導的プログラム、実施手法等の開発・普及、②青少年教育指導者の養成、③青少年に対する集団宿泊・自然体験をしながら学ぶ場や様々な機会の提供、④青少年団体や関係機関との連携強化、⑤青少年教育に関する調査研究、⑥子どもゆめ基金による助成であり、これを基に様々な取組を実施している。

表1-1 機構法(抄)

|         |                                                                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (業務の範囲) |                                                                                                                     |
| 第11条    | 機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。                                                                                          |
| 一       | 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修（以下この項において「青少年教育指導者等研修」という。）及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修（以下この項において「青少年研修」という。）のための施設を設置すること。 |
| 二       | 前号の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。                                                                                   |
| 三       | 第一号の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。                                                                              |
| 四       | 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと。                                                                                  |
| 五       | 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。                                                                                   |
| 六       | 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。                                                                                           |
| 七       | 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。                                                               |
| イ       | 青少年のうちおおむね十八歳以下の者（以下この号において「子ども」という。）の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動                                               |
| ロ       | 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動                                                                                 |
| ハ       | インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発                                                                    |
| 八       | 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。                                                                                                 |
| 2       | 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第一号に規定する施設を一般の利用に供することができる。                                                       |

## 2. 沿革（表1-2 参照）

機構は、平成18年4月に「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター」、「独立行政法人国立青年の家」及び「独立行政法人国立少年自然の家」（以下「旧青少年教育3法人」という。）の3法人が統合し発足した。

旧青少年教育3法人は、それぞれ平成13年4月に独立行政法人化され、平成16年度に中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しが実施され、平成16年12月24日の行政改革推進本部決定により、平成18年4月から旧青少年教育3法人が機構（非特定独立行政法人）として統合し、機構本部が東京都渋谷区に設置された。

表1-2 沿革

|           |                                                                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和34年 4月  | 「国立中央青年の家（静岡県御殿場市）」設置（皇太子殿下（上皇陛下）の御成婚記念）<br>以降昭和51年5月に設置された国立三瓶青年の家の設置まで全国13か所に計画的に整備                         |
| 昭和40年 4月  | 「特殊法人オリンピック記念青少年総合センター」設置                                                                                     |
| 昭和50年 10月 | 「国立室戸少年自然の家（高知県室戸市）」設置（学制百年記念）<br>以降平成3年4月に設置された国立妙高少年自然の家の設置まで全国14か所に計画的に整備                                  |
| 昭和55年 5月  | 「国立オリンピック記念青少年総合センター（文部省所管施設等機関）」設置                                                                           |
| 平成13年 4月  | 「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター」設置<br>（子どもゆめ基金創設）<br>「独立行政法人国立青年の家」設置（本部：静岡県御殿場市）<br>「独立行政法人国立少年自然の家」設置（本部：福島県西郷村） |
| 平成16年度    | 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直し実施                                                                             |
| 平成16年 12月 | 旧青少年教育3法人を「独立行政法人国立青少年教育振興機構」（本部：東京都渋谷区）として統合することが決定（行政改革推進本部決定）                                              |
| 平成18年 4月  | 「独立行政法人国立青少年教育振興機構」設置                                                                                         |

## 3. 設立に係る根拠法の名称

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び機構法

## 4. 主務大臣

文部科学大臣（機構法第14条）

## 5. 資本金

令和6年3月31日現在の資本金は、1,135億15百万円である。

## 6. 役員の状況（表 1-3 参照）

独立行政法人通則法第 18 条及び機構法第 6 条に規定されているとおり、役員として理事長、理事及び監事が置かれている。

表 1-3 役員一覧(令和5年度)

| 役 職          | 氏 名                 | 期 間                            |
|--------------|---------------------|--------------------------------|
| 理 事 長        | ふるかわ かず<br>古川 和     | 令和 3 年 4 月 1 日～現在に至る           |
| 理 事          | はせがわ かずひろ<br>長谷川 和弘 | 令和 4 年 7 月 1 日～現在に至る           |
|              | よこい まさお<br>横井 理夫    | 令和 3 年 7 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 |
| 理 事<br>(非常勤) | まつだ けいじ<br>松田 恵示    | 令和 4 年 4 月 1 日～現在に至る           |
| 監 事<br>(非常勤) | かきぬま み き<br>柿沼 美紀   | 令和 3 年 9 月 1 日～現在に至る           |
|              | うえくさ しげき<br>植草 茂樹   | 令和 3 年 9 月 1 日～現在に至る           |

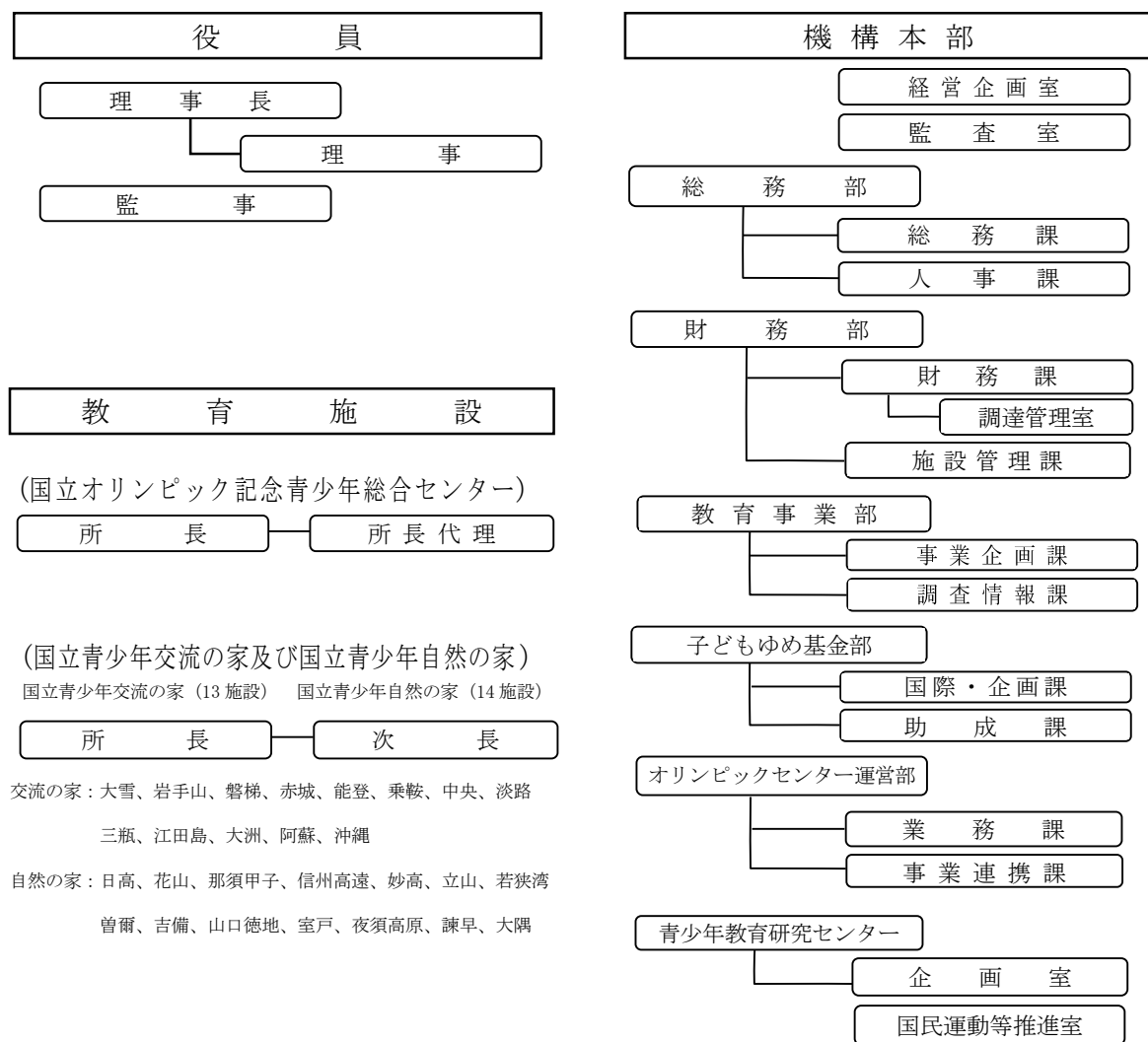
## 7. 職員の状況

令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員数は、500 人である。

## 8. 機構の組織（図 1-1 参照）

令和 5 年度における機構の組織は、図 1-1 のとおりである。

図 1-1 機構の組織(令和5年度)



9. 教育施設の概要（表 1-4・図 1-2 参照）

機構は、表 1-4 に掲げる 28 の教育施設（以下「教育施設」という。）を設置しており、配置図は、図 1-2 のとおりである。

各教育施設は、それぞれの立地条件を活かした特色ある活動を展開しており、集団宿泊体験や自然体験、交流体験をはじめとする青少年の様々な体験活動の場として活用されているとともに、積極的に青少年教育団体等と連携を図りつつ、これまで以上に青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすこととしている。

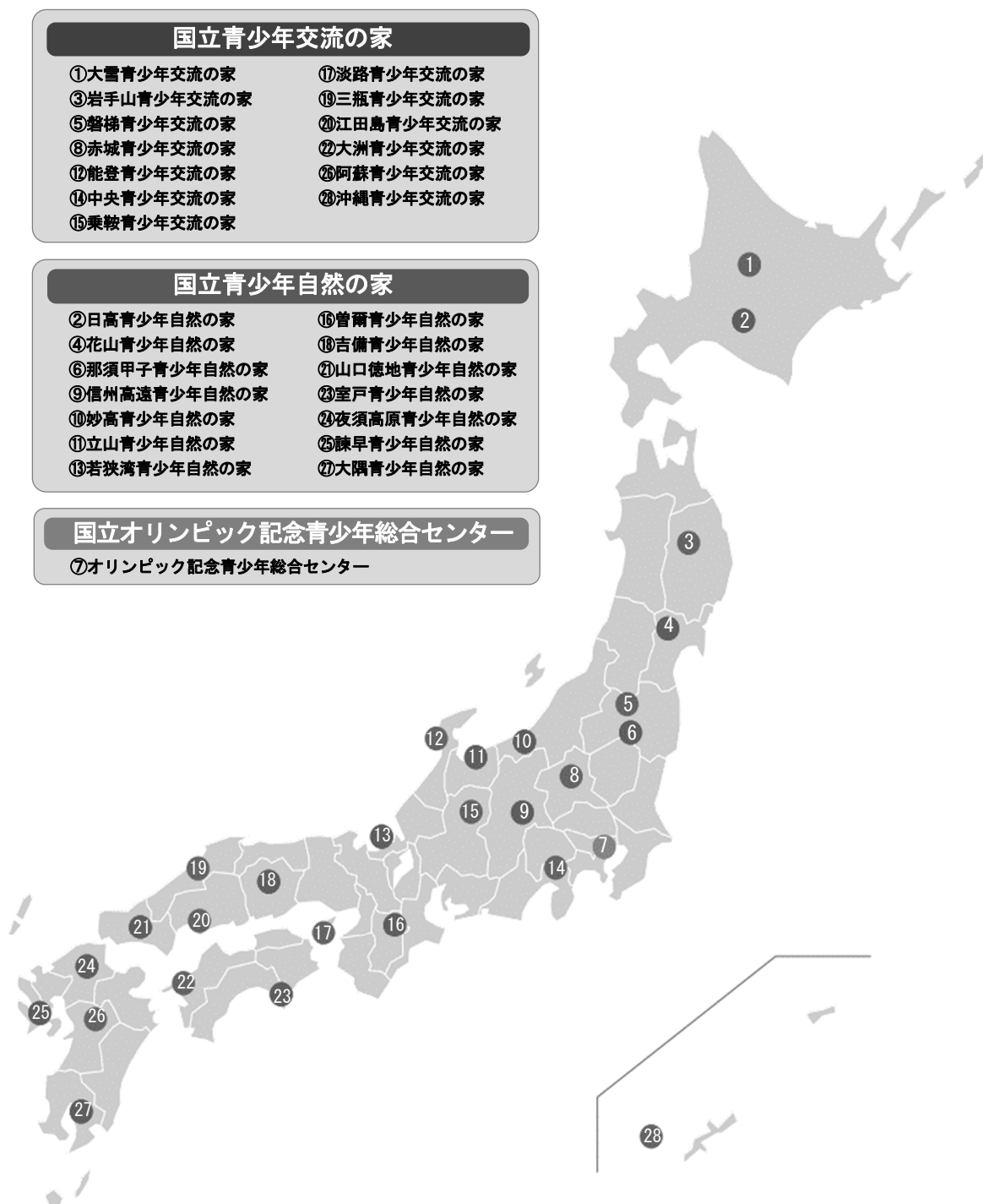
以下、本報告書においては必要に応じて、教育施設名を表 1-4 の略称のとおりとする。

表 1-4 教育施設一覧

(令和5年4月1日現在)

| No | 教育施設名                   | 所在地      | 宿泊定員(人) | 設置年      | 略 称  |
|----|-------------------------|----------|---------|----------|------|
| 1  | 国立オリンピック記念<br>青少年総合センター | 東京都渋谷区   | 1,418   | 昭和40年4月  | センター |
| 2  | 国立大雪青少年交流の家             | 北海道美瑛町   | 400     | 昭和40年10月 | 大雪   |
| 3  | 国立岩手山青少年交流の家            | 岩手県滝沢市   | 400     | 昭和47年5月  | 岩手山  |
| 4  | 国立磐梯青少年交流の家             | 福島県猪苗代町  | 400     | 昭和39年12月 | 磐梯   |
| 5  | 国立赤城青少年交流の家             | 群馬県前橋市   | 400     | 昭和45年4月  | 赤城   |
| 6  | 国立能登青少年交流の家             | 石川県羽咋市   | 400     | 昭和46年4月  | 能登   |
| 7  | 国立乗鞍青少年交流の家             | 岐阜県高山市   | 400     | 昭和49年4月  | 乗鞍   |
| 8  | 国立中央青少年交流の家             | 静岡県御殿場市  | 448     | 昭和34年4月  | 中央   |
| 9  | 国立淡路青少年交流の家             | 兵庫県南あわじ市 | 330     | 昭和44年4月  | 淡路   |
| 10 | 国立三瓶青少年交流の家             | 島根県大田市   | 400     | 昭和51年5月  | 三瓶   |
| 11 | 国立江田島青少年交流の家            | 広島県江田島市  | 400     | 昭和42年6月  | 江田島  |
| 12 | 国立大洲青少年交流の家             | 愛媛県大洲市   | 400     | 昭和48年4月  | 大洲   |
| 13 | 国立阿蘇青少年交流の家             | 熊本県阿蘇市   | 400     | 昭和38年7月  | 阿蘇   |
| 14 | 国立沖縄青少年交流の家             | 沖縄県渡嘉敷村  | 160     | 昭和47年5月  | 沖縄   |
| 15 | 国立日高青少年自然の家             | 北海道日高町   | 400     | 昭和56年4月  | 日高   |
| 16 | 国立花山青少年自然の家             | 宮城県栗原市   | 400     | 昭和53年10月 | 花山   |
| 17 | 国立那須甲子青少年自然の家           | 福島県西郷村   | 400     | 昭和51年10月 | 那須甲子 |
| 18 | 国立信州高遠青少年自然の家           | 長野県伊那市   | 300     | 平成2年6月   | 信州高遠 |
| 19 | 国立妙高青少年自然の家             | 新潟県妙高市   | 300     | 平成3年4月   | 妙高   |
| 20 | 国立立山青少年自然の家             | 富山県立山町   | 300     | 昭和58年4月  | 立山   |
| 21 | 国立若狭湾青少年自然の家            | 福井県小浜市   | 300     | 昭和59年4月  | 若狭湾  |
| 22 | 国立曾爾青少年自然の家             | 奈良県曾爾村   | 400     | 昭和54年10月 | 曾爾   |
| 23 | 国立吉備青少年自然の家             | 岡山県吉備中央町 | 300     | 昭和57年4月  | 吉備   |
| 24 | 国立山口徳地青少年自然の家           | 山口県山口市   | 300     | 平成元年5月   | 山口徳地 |
| 25 | 国立室戸青少年自然の家             | 高知県室戸市   | 300     | 昭和50年10月 | 室戸   |
| 26 | 国立夜須高原青少年自然の家           | 福岡県筑前町   | 279     | 昭和63年4月  | 夜須高原 |
| 27 | 国立諫早青少年自然の家             | 長崎県諫早市   | 400     | 昭和52年10月 | 諫早   |
| 28 | 国立大隅青少年自然の家             | 鹿児島県鹿屋市  | 300     | 昭和61年4月  | 大隅   |

図 1-2 教育施設配置図



## 第2章 令和5年度の主な業務実績の概要

### 1. 総利用者数〔第5章・第11章関連〕

#### （1）総利用者数（表2-1・2-2参照）

総利用者数は、機構が主催する「教育事業」への参加者数と、青少年及び青少年教育指導者等の研修利用者（研修支援）の合計であり、令和5年度の総利用者数は2,627,890人となった。（令和4年度1,924,698人、対前年度比703,192人増）

なお、令和6年1月1日に発生した能登半島地震によって、北陸地方施設を中心に推定で103団体18,518人の利用が減少した。このような中でも、利用の促進に向けた広報活動等の工夫・充実、特別に支援が必要な青少年に配慮した受入を行うなどの取組により、令和4年度を上回る総利用者数となった。

#### （2）宿泊利用者数・日帰り利用者数（表2-1・2-2参照）

総利用者数のうち、宿泊利用者数は1,518,272人、日帰り利用者数は1,109,618人となった。

#### （3）宿泊室稼働率（表2-1、11-1参照）

令和5年度の全教育施設の宿泊室稼働率は46.7%であり、年度計画に掲げる宿泊室稼働率の平均55.0%を達成できなかった。

表2-1 教育施設の総利用者数(全体)

| 年度 | 総利用者数     |         |           | 宿泊利用者数    |        |           | 日帰り利用者数   |        |           | 宿泊室稼働率 |
|----|-----------|---------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|--------|
|    | 合計        | 教育事業    | 研修支援      | 合計        | 教育事業   | 研修支援      | 合計        | 教育事業   | 研修支援      |        |
| R4 | 1,924,698 | 101,054 | 1,823,644 | 1,081,465 | 31,562 | 1,049,903 | 843,233   | 69,492 | 773,741   | 34.2%  |
| R5 | 2,627,890 | 111,272 | 2,516,618 | 1,518,272 | 32,105 | 1,488,167 | 1,109,618 | 79,167 | 1,030,451 | 46.7%  |
| 増減 | 703,192   | 10,218  | 692,974   | 436,807   | 543    | 436,264   | 266,385   | 9,675  | 256,710   | 12.5%  |

## 第2章 令和5年度の主な業務実績の概要

表 2-2 教育施設の総利用者数(教育施設別)

| 施設名            | 合計        |           |         | 宿泊利用者数    |           |         | 日帰り利用者数 |           |         | 宿泊室稼働率 |       |        |
|----------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|---------|--------|-------|--------|
|                | R4        | R5        | 増減      | R4        | R5        | 増減      | R4      | R5        | 増減      | R4     | R5    | 増減     |
| 合計<br>(全施設)    | 1,924,698 | 2,627,890 | 703,192 | 1,081,465 | 1,518,272 | 436,807 | 843,233 | 1,109,618 | 266,385 | 34.2%  | 46.7% | 12.5pt |
| 合計<br>(オリセン除く) | 1,360,620 | 1,674,894 | 314,274 | 973,385   | 1,285,566 | 312,181 | 387,235 | 389,328   | 2,093   | 37.8%  | 45.7% | 7.9pt  |
| オリセン           | 564,078   | 952,996   | 388,918 | 108,080   | 232,706   | 124,626 | 455,998 | 720,290   | 264,292 | 23.6%  | 49.5% | 25.9pt |
| 大雪             | 34,763    | 40,724    | 5,961   | 28,516    | 34,307    | 5,791   | 6,247   | 6,417     | 170     | 27.4%  | 32.2% | 4.8pt  |
| 岩手山            | 36,797    | 48,355    | 11,558  | 24,758    | 38,850    | 14,092  | 12,039  | 9,505     | △2,534  | 41.1%  | 31.9% | △9.2pt |
| 磐梯             | 61,555    | 60,751    | △804    | 42,282    | 54,056    | 11,774  | 19,273  | 6,695     | △12,578 | 31.9%  | 41.3% | 9.4pt  |
| 赤城             | 83,713    | 105,484   | 21,771  | 69,292    | 87,364    | 18,072  | 14,421  | 18,120    | 3,699   | 53.2%  | 54.1% | 0.9pt  |
| 能登             | 46,944    | 96,718    | 49,774  | 30,283    | 60,584    | 30,301  | 16,661  | 36,134    | 19,473  | 41.6%  | 52.6% | 11.0pt |
| 乗鞍             | 49,889    | 56,491    | 6,602   | 34,170    | 42,448    | 8,278   | 15,719  | 14,043    | △1,676  | 38.8%  | 50.1% | 11.3pt |
| 中央             | 133,002   | 131,398   | △1,604  | 85,645    | 101,863   | 16,218  | 47,357  | 29,535    | △17,822 | 53.6%  | 67%   | 13.4pt |
| 淡路             | 76,866    | 97,104    | 20,238  | 60,863    | 86,272    | 25,409  | 16,003  | 10,832    | △5,171  | 38.8%  | 60%   | 21.2pt |
| 三瓶             | 53,685    | 63,048    | 9,363   | 31,761    | 33,134    | 1,373   | 21,924  | 29,914    | 7,990   | 36.5%  | 53.8% | 17.3pt |
| 江田島            | 47,092    | 58,203    | 11,111  | 41,529    | 54,503    | 12,974  | 5,563   | 3,700     | △1,863  | 36.5%  | 46.1% | 9.6pt  |
| 大洲             | 69,532    | 81,551    | 12,019  | 40,500    | 54,038    | 13,538  | 29,032  | 27,513    | △1,519  | 42.9%  | 47.3% | 4.4pt  |
| 阿蘇             | 51,468    | 82,373    | 30,905  | 37,553    | 64,732    | 27,179  | 13,915  | 17,641    | 3,726   | 37.1%  | 52.7% | 15.6pt |
| 沖縄             | 23,508    | 27,503    | 3,995   | 13,436    | 19,310    | 5,874   | 10,072  | 8,193     | △1,879  | 21%    | 28.3% | 7.3pt  |
| 日高             | 27,669    | 39,369    | 11,700  | 23,386    | 33,897    | 10,511  | 4,283   | 5,472     | 1,189   | 27%    | 37.2% | 10.2pt |
| 花山             | 45,821    | 53,031    | 7,210   | 36,130    | 42,040    | 5,910   | 9,691   | 10,991    | 1,300   | 38.2%  | 42.6% | 4.4pt  |
| 那須甲子           | 53,675    | 44,555    | △9,120  | 45,717    | 40,114    | △5,603  | 7,958   | 4,441     | △3,517  | 44.4%  | 58.2% | 13.8pt |
| 信州高遠           | 45,430    | 65,154    | 19,724  | 33,528    | 48,746    | 15,218  | 11,902  | 16,408    | 4,506   | 31.1%  | 39.7% | 8.6pt  |
| 妙高             | 64,256    | 72,633    | 8,377   | 47,062    | 55,090    | 8,028   | 17,194  | 17,543    | 349     | 43.7%  | 50.7% | 7.0pt  |
| 立山             | 51,436    | 54,959    | 3,523   | 27,661    | 34,251    | 6,590   | 23,775  | 20,708    | △3,067  | 42.5%  | 51.5% | 9.0pt  |
| 若狭湾            | 38,497    | 46,726    | 8,229   | 32,463    | 41,371    | 8,908   | 6,034   | 5,355     | △679    | 38.8%  | 41.5% | 2.7pt  |
| 曽爾             | 52,842    | 58,775    | 5,933   | 46,485    | 54,052    | 7,567   | 6,357   | 4,723     | △1,634  | 40.4%  | 47.4% | 7.0pt  |
| 吉備             | 36,250    | 47,856    | 11,606  | 17,213    | 32,705    | 15,492  | 19,037  | 15,151    | △3,886  | 23.6%  | 33.7% | 10.1pt |
| 山口徳地           | 38,141    | 44,953    | 6,812   | 26,736    | 33,615    | 6,879   | 11,405  | 11,338    | △67     | 29%    | 34.7% | 5.7pt  |
| 室戸             | 25,151    | 25,019    | △132    | 18,306    | 20,097    | 1,791   | 6,845   | 4,922     | △1,923  | 38.4%  | 39.9% | 1.5pt  |
| 夜須高原           | 42,182    | 70,303    | 28,121  | 31,246    | 52,408    | 21,162  | 10,936  | 17,895    | 6,959   | 18.8%  | 31.3% | 12.5pt |
| 諫早             | 39,395    | 55,673    | 16,278  | 28,020    | 42,086    | 14,066  | 11,375  | 13,587    | 2,212   | 34.1%  | 38.1% | 4.0pt  |
| 大隅             | 31,061    | 46,185    | 15,124  | 18,844    | 23,633    | 4,789   | 12,217  | 22,552    | 10,335  | 27.6%  | 23.9% | △3.7pt |

## 2. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進〔第3章関連〕

令和5年度の教育事業は、青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験活動の場や機会の充実を図り、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動の一層の推進を目指し、官民連携して取り組み、612事業を実施し、参加者数は103,854人であった。また、参加者の満足度は90%であった。

### （1）青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進

「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動については、連動させた取組として、「未来を拓く子供応援フォーラム」を開催するなど、関係機関等と横断的に連携し、体験活動等の重要性に係る普及・啓発により一層取り組んだ。

また、社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業、青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業、体験活動を踏まえた防災学習や環境学習などのESDに対応した教育事業など、令和5年度は全ての教育施設で414事業を実施した。

### （2）青少年教育に関するモデル的事業の推進

次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的体験活動を推進するため、令和5年度は「実践研究事業」、「特色あるプログラム事業」、「全国高校生体験活動顕彰制度に関連する事業」を実施した。

実践研究事業においては、関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と連携したうえで、全ての地方教育施設で実施した。

特色あるプログラム事業においては、地域の教育的課題に対応したプログラムを推進するため、地域の実情や青少年を取り巻く現状と課題から教育テーマを設定し、地域に寄与するプログラム開発を全地方教育施設で行っており、教育テーマに基づいた事業を27地方教育施設で実施した。

全国高校生体験活動顕彰制度に関連する事業においては、オリエンテーション合宿が27地方教育施設で実施され、934人が合宿に参加した。地域の課題に主体的に取り組み、その解決に向けて実践していくことで、探究的な学びや体験活動の機会を拡充することができた。

### （3）課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進

児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援する事業を84事業実施した。

生活・自立支援キャンプにおいては、困難な環境にある子供を対象にそれぞれのニーズに合わせた体験活動の充実を図るために、児童養護施設や母子生活支援施設等と連携した事業を、全ての教育施設で49事業実施し、1,452人の参加者を得た。

課題を抱える青少年の支援や予防事業においては、課題を抱える子供を対象にそれぞれのニーズに合わせた支援事業や中1ギャップ等の特定の課題をテーマとした予防事業を38事業実施し1,831人の参加者を得た。

#### (4) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

青少年、青少年教育指導者等の相互交流を行う事業、青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業を実施している。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限及び入国に関する制限措置が解除された令和5年度は、一部事業を除いて対面交流を再開した。28事業を実施し、参加者数は1,287人（日本人836人、外国人451人）であった。日本人参加者の参加後アンケートにおけるグローバル人材志向に関する質問に対し、92.5%から肯定的な回答を得ることができるなど、年度計画で定めている数値目標（グローバル人材志向率80%以上）を達成した。

### 3. 青少年教育指導者の養成及び資質の向上〔第4章関連〕

「青少年教育指導者の養成及び資質の向上に関する事業」を108事業実施し、参加者数は7,418人であった。参加者の満足度は89.8%であり、年度計画で定めている数値目標（平均80%以上の参加者から満足評価）を達成した。

#### (1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進

国公立の青少年教育施設職員、青少年教育団体の指導者等を対象に官民共同の指導者認定制度である「自然体験活動指導者養成事業」は305人を養成した。

「体験活動安全管理研修」は「安全管理担当者編」、「山編」「水辺編」を実施し、62人が参加した。

#### (2) 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進

「絵本専門士養成講座」を本部において実施し、69人を養成し、年度計画で定めている数値目標（「絵本専門士養成」50人以上）を達成した。

絵本専門士養成講座のカリキュラムを全国各地の大学・短期大学・専門学校で学ぶことができる「認定絵本土養成制度」は、新たに8機関を加え、計49機関50学科が実施し、認定絵本土養成講座に関する全科目の単位を取得した1,556人の認定絵本土が誕生した。

#### (3) ボランティアの養成・研修の推進

ボランティア養成・研修事業を39事業実施し、参加者数は1,465人となった。カリキュラムに基づく養成事業の参加者は1,355人であり、年度計画で定めている数値目標（ボランティアの養成・研修事業を各教育施設で実施し、1,137人以上を養成）を達成した。

また、法人ボランティアとして実際に活動に携わった回数は4,678回となり、こちらも年度計画で定めている数値目標（活動回数が3,253回以上）を上回って達成した。

#### 4. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援〔第5章関連〕

青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言等の教育的支援を行い、利用者の研修目的が達成するよう努めている。

##### （1）研修利用の充実（表5-1参照）

令和5年度における総利用団体数は38,881団体であり、総利用者数は（教育事業利用者数を除く）は2,516,618人であった。なお、青少年利用者は2,234,140人となった。

##### （2）研修に対する支援の推進

地方施設の利用者に対して、研修目的達成への適切な指導・助言、プログラムの提供等の教育的支援を行い、青少年団体からの活動プログラムのねらいに対する「有効」という評価は90.9%を得られ、年度計画で定められている数値目標（活動プログラムを利用した80%以上の青少年団体から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価を得る）を達成した。

#### 5. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進〔第6章関連〕

青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進するため、全国的な会議や研究集会として、8事業実施し、参加者数は1,657人（全都道府県からの参加）となり、年度計画で定めている数値目標（6事業の実施及び全都道府県からの参加者確保）を達成した。

#### 6. 青少年教育に関する調査研究〔第7章関連〕

機構では、我が国の青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、青少年教育における体験活動の重要性や教育効果に関する調査研究を実施し、その成果を報告書等に取りまとめ関係機関・団体等に周知している。また、調査結果の引用や個票データの二次利用等、広く調査研究成果の普及・活用に努めている。

##### （1）基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的实施

年度計画に基づき、①「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度（2022年度）調査）」の結果の公表、②日本、米国、中国、韓国の高校生の意識に関する比較調査による日本の青少年の意識の特徴の結果の公表、③子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究の結果の公表及び調査の実施、④国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査結果の分析及び公表、⑤青少年教育の国際比較研究（令和4年度（2022）年度調査）の成果の公表及び調査の実施、⑥青少年の体験活動と意識に関する追跡調査（令和2～4年度）の結果のまとめを行った。

##### （2）調査研究成果の普及及び活用

令和5年度に公表した調査研究結果については、外部の研究者や有識者による多角的な視点からの考察を得て公表を行った。また、機構ホームページへの掲載、関係機関・団体等への配布、機構が実施する全国規模の会議や事業等での解説・紹介を行い、成果

の普及を行った。令和5年度は、プレスリリースをした調査結果を基にしたシンポジウム「“良い”体験とは何か『キャリア意識』形成の観点から～」を実施し、大学等の教育機関や民間団体との連携を積極的に取り入れながら、機構の調査研究成果を普及することができた。さらに、令和5年度は、実践現場との連携を意識した取組に力を入れることができた。例えば、「国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査」においては、複数の地方施設の協力を得て、実際に資料がどのように活用されているか、また活用しやすい資料とはどのようなものかヒアリングを行った。それに加えて、安全教育の有識者からもコメントをもらい、調査結果を伝えるだけでなく、実践現場でより活用されるものを目指して資料作成を進めることができた。

## 7. 青少年教育団体が行う活動に対する助成〔第8章関連〕

### （1）助成活動の募集

助成の募集説明会は、全国33都道府県39か所で実施した。また、オンラインによる説明会を開催したところ、239名の参加があり、申請書の書き方についての説明を行うほか、各団体からの個別質問にも対応した。また、地方教育施設と連携し、近隣の大学、青少年団体、子ども会等の団体への訪問や新聞広告やFMラジオでの広報を行ったり、各都道府県にあるNPO支援センターなどの中間支援組織や全国の国公立大学、全国母子寡婦福祉連合会等に募集案内やチラシの送付を行ったりなど、積極的な活用及び広報協力の依頼を行った。

### （2）助成金の交付（表8-1・8-3参照）

令和5年度助成においては、3,865件の応募があり、3,222件を採択したが、採択後に取下があり、助成金の交付件数は2,873件、交付金額は992,912千円であった。

この助成により、289,707人の子供が参加した。また、子供の体験活動や読書活動を支援する指導者等を対象とした活動には、21,622人が参加した。

### （3）選定手続き等の客観性の確保

審査状況や採択結果のほか、助成金交付の基本方針（選定基準）、審査委員・専門委員名をホームページに掲載するなど客観性の確保に努めた。

## 8. 共通的事項〔第9章関連〕

広報の充実については、機構における広報活動を一元化し、さらなる広報機能の強化を行うことを目的とし、「広報活動」の基本的な知識を習得するための広報研修を全職員に向け5回実施した。その他、寄付金等の増加に繋がる取組として、令和4年度より引き続きクラウドファンディングやネーミングライツ事業に取り組んだ。また、機構の取組に賛同する企業等との連携事業やPR活動の充実については、官民一体では初の開催となる「春のキッズフェスタ2023」を株式会社ラフ&ピースマザー及び株式会社CANVASとの共催で開催した。体験活動を推進する社会的気運の醸成については、「体験活動推進重点改革3か年」

の2年目の取組として新型コロナウイルス感染症の影響で減少した子供の外での活動を後押しすることを目的に、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟と公益社団法人ガールスカウト日本連盟と連携して「お外でリアル体験！そとチャレラリー2023」を実施し、令和5年度からは、公立青少年教育施設やNPO法人自然体験活動推進協議会の加盟団体も参画し、より全国的な取組として実施した。各業務における安全性の確保については、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図っており、各教育施設では「危機管理マニュアル」及び「危険度が高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」に基づく各マニュアルの点検・見直しを行うなど、日常的な点検・改善整備等を通じて、安全安心な教育環境を確保している。

## 第3章 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進

本章では、「次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進」について、計画・具体的な取組・成果等について述べる。

#### （令和5年度計画）

青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施する。そのため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。

なお、教育事業については、平均80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」（以下「満足」という。）を得られるよう、参加者アンケートを踏まえた見直しを行い、事業の改善を図る。

#### （1）青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進

青少年の非日常的な環境における自然体験、集団宿泊体験等の活動を通じた感動体験、日常的な体験活動や読書活動、基本的な生活習慣を身に付けさせることの重要性を広く家庭や社会に発信するため、教育事業や研修支援等を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す。

##### （a）「体験の風をおこそう」運動の推進

社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年教育団体等と連携して、以下の取組を進める。

- ① 体験活動の重要性に関する広報資料を作成し、関係機関や保護者等に配布するとともに、Web掲載等を活用した周知を行う。
- ② 毎年10月の体験の風をおこそう推進月間に実施される事業の充実を図る。
- ③ 体験活動の重要性に関する普及・啓発及び体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指し、各地域において企業等と連携しながら「体験の風をおこそう」運動と「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組む。

また、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動をより一層推進するため、実行委員会の未設置県に対し、機構本部及び近隣施設が働きかけ、本運動を全国的に展開する。

##### （b）「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会事務局として、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するための普及啓発資料の作成・配布に取り組むとともに、施設においても全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動に取り組む。

##### （c）社会の要請に応える体験活動等事業の実施

社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業、青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業、体験活動を踏まえた防災学習や環境学習などのESDに対応した教育事業、健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業などを150事業以上実施する。

#### （2）青少年教育に関するモデル的事業の推進

次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的体験活動を推進するため、3年度目には各地方施設が地域の実情を踏まえた実践研究事業を実施し、研究すべきテーマを更に深める。また、次年度に向け、関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と連携して課題と成果をまとめる。

さらに、防災・減災教育、SDGsの目標やESDの基本的な考え方を生かした体験活動、高校生を対象に地域探究プログラムを通じた地域学習と実践活動（全国高校生体験活動顕彰制度）など、地域の実情を踏まえた体験活動事業を実施する。加えて、研修支援における活動プログラムで活用できるよう学習方法をまとめる。

#### （3）課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進

児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援するため、企画段階から専門機関等と連携・協力し、異なる対象やテーマの体験活動事業を9施設32事業以上とする。なお、実施に際しては、基本的な生活習慣の確立や人間関係形成力など焦点を定め、参加する青少年の状況を踏まえた事業運営を行うことにより、質の向上を図る。

また、豪雨、地震などの災害があった場合、子供の心のケア、地方公共団体等が行う居場所づくりの支援など被災地からの要望やニーズに対し、リフレッシュキャンプの実施や現地における体験活動の提供を行う。

#### （4）グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

国内外の関係機関・団体等と連携して、①海外の青少年及び青少年教育指導者等との交流事業、②国内での国際交流事業を実施する。その際、事業に参加した日本人参加者から、外向き志向を含むグローバル人材を志向する率として、平均80%以上を得られるようにする。

機構では、青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能向上、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施している。教育事業の内容としては、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進している。

令和5年度の次代を担う青少年の自立に向けた健全育成推進事業の実事業数<sup>\*1</sup>は全ての教育施設で612事業、総参加者数は103,854人であった。また、90%の事業の参加者から満足の評価を得た。

<sup>\*1</sup>実事業数とは、実際に実施した事業の数（以下、<sup>\*1</sup>の記載がある箇所について同じ）。

#### 1. 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発に係る国民運動等の推進

青少年の今日的な課題を踏まえ、体験活動の機会や場の充実、基本的な生活習慣の確立を定着させるため、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進に向けて、より一層取り組んだ。

##### （1）「体験の風をおこそう」運動の推進

機構は、子供たちの健やかな成長にとって体験がいかに重要であることを広く家庭や社会に伝え、社会全体で体験活動を推進する気運を高める「体験の風をおこそう」運動を青少年教育団体等と連携して進めている。

##### ① 体験活動の重要性に関する広報資料の作成・配布

「体験の風をおこそう」運動では「読書・手伝い・外遊び」を子供の自立を促す重要な活動と位置付け、チラシやリーフレットを作成して普及啓発を行っている。令和5年度は令和4年度に引き続き、子供が家庭等身近な場所で行う体験活動の重要性を広く伝えるため、これらの広報資料を全ての教育施設を通じて希望のあった保育園や小学校に送付したほか、読書フォーラム等のイベントにおいても配布し、「読書・手伝い・外遊び」のWebサイトの運営や広報イベントへの出展等、多種多様な広報活動を展開した。

また、令和5年度「未来を拓く子供応援フォーラム」において、「体験の風をおこそう」パンフレットや「子どもの成長を支える20の体験」等の広報資料を配布し、普及・啓発に努めた。（図3-1参照）



図 3-1 冊子「子どもの成長を支える 20 の体験」

さらに、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の啓発資料紹介チラシ兼ガイド発送依頼書等を、機構主催の大規模会議、「こども霞が関見学デー」の企画展示等で参加者等に配布した。

センターでは、「体験の風をおこそう」運動のグッズとして傘カバーを作成し、事業参加者に配布するなど普及に努めた。各地方教育施設においても、令和4年度に引き続き、「体験の風をおこそう」運動の普及啓発のため、施設のロゴやキャラクターなどを入れたシールやトートバッグ、定規、パンフレット、ポストカードなどを作成し、配布を行うことで普及に努めた。また、野外活動時に携帯できる絆創膏や防災の場面など様々な用途で使えるカラビナ付きランタンなど役立つグッズを作成し、自然体験関連事業等の参加者に配布した。

また、地域の公立青少年教育施設や関係機関等が連携し、各施設・機関等が提供する体験活動イベント等を掲載したイベントカレンダーを作成・配布するなど、地域の団体と協働した普及・啓発を行った。

## ② 「体験の風をおこそう」運動推進事業

体験の風をおこそう運動推進委員会では、社会全体で子供の体験活動を推進し、その気運を高めていくため、以下の業務に取り組んだ。

ア. 全国で開催される体験イベントの事業を Web サイトに登録してもらい、体験活動の機会と場を検索できるようにしている。

イ. 配布申請があった団体には「体験の風をおこそう」のぼり旗や「子ども体験遊びリンピック」のメダル、賞状を提供することで、体験活動の重要性をアピールできるグッズを全国共通で配布している。

なお、本事業は、昨年度まで毎年 10 月を推進月間と定めて実施していたが、令和5年度から、より多く子供たちに体験活動を提供する目的で、登録期間を拡充して通年で登録できるように変更している。

令和5年度の「体験の風をおこそう」運動推進事業のエントリー数は、945 団体（対前年度比 151 団体増）、2,184 事業（対前年度比 429 事業増）である。また、実施都道

府県は令和4年度に引き続き全都道府県となるとともに、登録団体数が増えており、同運動の趣旨が全国的に広がっている。

### ③ 地域で運動を推進する体制の充実

地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業の実施においては、青少年教育に関わる複数の団体が連携して実行委員会を運営している。市町村と協働して体験の重要性を啓発する活動、小学校と連携して地域を清掃する活動等に取り組み、地域一体となった運動や、地域内で実施している自然体験や農業体験等の体験活動を取りまとめ情報誌に掲載すること等、体験活動の推進普及・啓発を行っている。

令和5年度は、全国の38都道府県（約8割）で40実行委員会が事業を実施した（表3-1参照）。

また、実行委員会未設置の9府県に対し、機構本部と地方教育施設とが連携し、地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業の好事例をまとめた広報資料を作成し、教育委員会等を複数回訪問するなどして、本事業の実施や実行委員会を設置するメリット等について説明や意見交換を重ねるなど、本運動の全国的な展開に向けて働きかけを行っている。

表 3-1 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業の実施による事業名一覧

| No. | 実施都道府県名 | 事業名                           |
|-----|---------|-------------------------------|
| 1   | 北海道     | 令和5年度北海道「体験の風をおこそう」運動推進事業     |
|     |         | ひだかのわで体験の風をおこそう運動             |
| 2   | 岩手県     | 令和5年度みちのく「体験の風をおこそう」運動推進事業    |
| 3   | 宮城県     | 宮城県「体験の風をおこそう」運動推進事業          |
| 4   | 秋田県     | 令和5年度 オール秋田で「体験の風をおこそう」運動推進事業 |
| 5   | 山形県     | 「山形から体験の風をおこそう」運動推進事業         |
| 6   | 福島県     | 福島「体験の風をおこそう」運動               |
|     |         | 令和5年度なすかしの森で「体験の風をおこそう」運動推進事業 |
| 7   | 茨城県     | いばらきっ子「体験の風をおこそう」運動推進事業       |
| 8   | 栃木県     | 「那須からおこそう、体験の風」推進事業           |
| 9   | 群馬県     | 群馬県からっ風「体験の風をおこそう」運動推進事業      |
| 10  | 埼玉県     | さいたま市から「体験の風をおこそう」運動推進事業      |
| 11  | 東京都     | 東京都「体験の風をおこそう」運動推進事業          |
| 12  | 新潟県     | 新潟県 地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業     |
| 13  | 富山県     | 富山から「体験の風をおこそう」運動推進事業         |
| 14  | 石川県     | 親子でつくろう体験の和                   |
| 15  | 福井県     | 福井県「体験の風をおこそう」運動推進事業          |
| 16  | 長野県     | 「信州 体験の風をおこそう」運動推進事業          |
| 17  | 岐阜県     | 飛騨・美濃「体験の風をおこそう」運動推進事業        |

|    |      |                                   |
|----|------|-----------------------------------|
| 18 | 静岡県  | 令和5年度 静岡県「体験の風をおこそう」運動推進事業        |
| 19 | 愛知県  | 愛知県「体験の風をおこそう」運動推進事業              |
| 20 | 京都府  | 地域ぐるみで「花背山の家から京都に体験の風をおこそう」運動推進事業 |
| 21 | 兵庫県  | 令和5年度ひょうごから体験の風をおこそう推進事業          |
| 22 | 奈良県  | 体験の風をおこそう from うだ                 |
| 23 | 和歌山県 | わかやま「体験の風をおこそう」運動推進事業             |
| 24 | 鳥取県  | 鳥取県「体験の風をおこそう」運動推進事業              |
| 25 | 島根県  | 三瓶地域協育ネットワーク                      |
| 26 | 岡山県  | 岡山県地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業        |
| 27 | 広島県  | 山・海・島から「体験の風をおこそう」運動推進事業          |
| 28 | 山口県  | 山口・地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業          |
| 29 | 徳島県  | 令和5年度徳島から地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業  |
| 30 | 愛媛県  | 愛媛から「体験の風をおこそう」運動推進事業             |
| 31 | 高知県  | むろと黒潮・体験の風をおこそう運動                 |
| 32 | 福岡県  | 福岡県「体験の風をおこそう」運動推進事業              |
| 33 | 長崎県  | 佐賀・長崎 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業     |
| 34 | 熊本県  | 熊本「体験の風をおこそう」運動推進事業               |
| 35 | 大分県  | 令和5年度大分県地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業   |
| 36 | 宮崎県  | 令和5年度日本のひなた宮崎県「体験の風をおこそう」運動推進事業   |
| 37 | 鹿児島県 | 鹿児島県「体験の風をおこそう」運動推進事業             |
| 38 | 沖縄県  | 沖縄県「体験の風をおこそう」運動 in 沖縄            |

#### ④ その他

令和3年度から、家庭において家族で取り組めるような体験活動に関する動画コンテンツをYouTubeチャンネル「体験ちゃん」で配信している。本チャンネルでは子供や親子を対象とし、「おうちで・家族と一緒に・簡単にチャレンジできる」体験や遊びを紹介することをコンセプトに、①自然体験、②文化体験、③生活の知恵、④科学学習、⑤スポーツ・運動、⑥創作活動など様々なジャンルの中から視聴者が興味を持ち実施しやすい内容を取り上げ、令和5年度は合計13本の動画を公開した。

なお、本取組は新型コロナウイルス感染症が収束した社会の状況を踏まえて、令和6年1月以降は、これまで発信した動画コンテンツの利活用と、アフターコロナを見据えたコンテンツ内容の検討を行っている。

また、「体験の風をおこそう」運動では、全国的に知名度があり、本運動に賛同する著名人を応援団に任命し、子供の成長にとって体験がいかに重要であるかを全国各地でPRしてもらうとともに、子供たちの体験活動の場と機会の充実に努めており、令和5年度は、全国8施設で派遣事業を実施した。

さらに、本部では、文部科学省委託事業「令和5年度 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト」を受託し、コロナ禍で減少した青少年の体験活動の充実に資するため、これまで培ってきた他機関・団体との連携や協働のノウハウやポータルサイトの運営の経験をいかし、企業や青少年教育団体等と連携した子供のリアルな体験活動を推進する在り方を検討するとともに、持続可能な仕組みづくりに必要な課題等を明らかにした。

本委託事業では、学校等と企業等が体験活動の拡充のためのマッチングの中心となるポータルサイト（システム）について、現場のニーズやこれまで構築された同様のシステムの課題等に対応するシステムのフォーマットを完成させるとともに、本仕組みを必要とする企業・学校側のニーズの存在や、教科での学びを生きた学びにつなげること、社会につながる意識を子供たちに感じてもらう取り組みとしての効果が高く、潜在的な目的として普及していくことの重要性について把握することができ、文部科学省へ報告書を提出した。

## （２）「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

機構は、青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会（以下「全国協議会」という。）の事務局として、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進に積極的に取り組んでいる。

### ① 普及・啓発資料等の作成・配布

「早寝早起き朝ごはん」国民運動を積極的かつ効果的に普及し、より多くの国民に認識・実践してもらうため、普及・啓発用資料としてポスター、チラシ、ガイドブック、データ集、大型絵本、朝ごはんポケットレシピ集を作成・配布している。

令和5年度は、上記を含めた普及・啓発資料等15種類、延べ約13万5千部を幼稚園や学校等に配布した。加えて、令和5年3月に作成した「朝ごはんポケットレシピⅢ」を1万3千部配布し、合計14万8千部の配布となった。

### ② 教育施設における基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動

機構では、全国協議会が作成する普及・啓発資料等を活用しながら、生活リズムに関する普及・啓発事業を実施している。

令和5年度も多くの教育施設において、「体験の風をおこそう」運動と本国民運動とを連動させた取組など、創意ある普及・啓発に取り組んだ。

#### 【取組事例】「体験の風をおこそう」運動と「早寝早起き朝ごはん」国民運動の連動

ア．小学校低学年を対象とした事業において、十分な睡眠時間の確保、朝のつどいによるラジオ体操、朝食をレストランでしっかり食べることにより、規則正しい生活リズムを学べるようにスケジュールを構成した（諫早）。

イ．生活習慣が乱れがちな長期休業中に小学4～6年生を対象として実施した長期宿泊事業において、早寝早起きのスケジュール設定や、身支度や掃除などの生

活体験を通じた規則正しい生活の大切さを体感させ、事業後の日常生活の中で実践するきっかけ作りを行うとともに、曾爾の豊かな自然環境の中で山登りや川遊びなどの体験活動を行った。生活体験を丁寧に実施することで、参加者が集中して宿題に取り組む姿が見られたほか、脱いだ靴を揃える様子や、掃除当番を進んで行う様子が見られた。

また、参加者の保護者には長期休業における早寝早起き、規則正しい生活、体験活動の重要性を伝える時間を設けた（曾爾）。

- ウ．入所時のオリエンテーションにおいて、ねらいを持って有意義に体験活動に取り組めるように、また、生活時間に基づいた規則正しい生活を遵守するように、利用者一人一人が心がけられるよう説明を行った。（能登）。
- エ．着ぐるみを活用した「早寝早起き朝ごはん」むろとキャラバン隊の出前事業において、「体験の風をおこそう」運動の普及・啓発グッズの配布を行い、2つの運動を連動させた取組を行った（室戸）。
- オ．施設開放事業「高遠フェスティバル」において、自然体験や創作体験のプログラムを多く準備する中で、「早寝早起き朝ごはん」運動の着ぐるみを活用し、キャラクターと触れ合える時間を設け、参加した親子が一緒に「早寝早起き朝ごはん」について考える機会を提供した（信州高遠）。
- カ．「未来を拓く子供応援フォーラム」を開催し、特別講演では、書家・金澤翔子様のお母様である書家・金澤泰子様をお招きし、「子供の可能性を育てる体験活動・生活リズムの向上の視点」と題して講演をしていただいた。また、パネルディスカッションでは、「教員の働き方改革につながる、企業と学校教育をつなぐ体験活動の場の提供」と題して、学校、企業、行政のそれぞれの視点から報告があり、その後、会場・オンライン視聴者からの意見を踏まえ議論を深めた。まとめとして、企業が学校等と連携する意義として、学校で知識を身に付けるだけではなく、学んだ内容が社会とどう繋がるのかを体験的に社会で活躍する社会人から話を聞けることで、子供の学びに向かう意識が高まり、社会で活躍したい意識に繋がる、学校が企業・社会と連携しながら子供たちの育ちを支えていくことが今の時代に求められており、プラットフォーム構築が一つの役割を果たすのでは、という視点が示された。併せて、学校、企業、行政等、青少年教育に関わる団体が集い、体験活動推進にむけた連携協働のつながりづくりの場として、ポスターセッションを行った。事前にテーマに沿った取り組みを推進する団体の出展を公募し、20 団体の枠に、23 団体から出展をしていただいた。その結果、当日は、多くの来場者がセッション会場を訪れ、各企業・団体が取組んだ事例についての熱心な質疑応答が行われ、参加者からは「今後の取組の参考となった」との声が聞かれた。参加者数は、会場参加 210 名、令和4年度に引き続き実施したオンライン同時配信参加 126 名、合計で 336 名となった。（本部）
- キ．施設開放事業として年2回のキッズフェスタを実施し、参加者が事業をきっかけに次の体験活動につなげること、子供たちの体験活動を推進するために大人（保護者等）にも体験の魅力を伝えていくことを目的に、複数の応援団

を招いたほか、企業と連携したブースを出展するなど普及・啓発に努めた。

(本部)

本部では、青少年が生活リズムを整えることの大切さを意識し行動する自主性を育み、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の大切さを広く社会に普及することを目的としたアプリコンテストを令和6年度の実施に向けて準備に取り組んだ。

具体的には、審査委員会を組織し、目的を達成するための事業スキームや募集内容、広報方法などの検討、試行事業としての「プログラミング」体験事業の実施などを行った。

また、地域に出向いて行う普及・啓発事業(15事業)を実施するとともに、地域で団体等が行う普及・啓発活動の支援(3団体)を行った。

さらに、文部科学省と連携して、子供の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るため、地域一丸となって取組を推進する気運の醸成を図るフォーラム事業(3事業)、中学生を対象とした効果的な手法等を開発するための推進校事業(12事業)を実施した。

推進校事業を実施したつくば市立学園の森義務教育学校では、学校が一体となって運動に取り組めるよう、学校内でスローガンを募集し、美術部が横断幕を作成するなど工夫を行いながら取り組みを進めた。食事アプリを用い、診断結果から自身の課題を見つけたり、専門家を招聘して食育、睡眠、体育など各種講座を行ったりした。また5年生以上が家庭科で地場産物を使った朝ごはんメニューを考え、レシピブックを作成し、家庭に配付するなどして、8,400人がメニューを体験するなど家庭を意識した取り組みも進めた。その結果、主食・主菜・副菜のそろった朝ごはんを食べる生徒の増加や体力テストの数値の向上、健康だと回答する生徒の割合が増加するなどのアンケート結果を得た。

### (3) 社会の要請に応える体験活動等事業の実施

機構では、社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業、青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業、体験活動を踏まえた防災学習や環境学習などのESDに対応した教育事業などを実施している。令和5年度の実事業数<sup>\*1</sup>は、全ての教育施設で目標値の150事業を上回る414事業であった。

#### ① 自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する事業

親子・幼児を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業を269事業<sup>\*2</sup>実施した。

<sup>\*2</sup>事業数とは、各教育事業区分に該当する事業の数(以下、<sup>\*2</sup>の記載がある箇所について同じ)。

#### 【取組事例】わくわく!のり森ランド(乗鞍)

乗鞍では、幼児が五感を使って乗鞍の自然を味わえるようにするとともに、保護者が自然体験活動や座談会を通して子育てについて考えることができるように支援することを目的とした事業を、「新緑の森」「秋の森」「冬の森」の3回シリーズで実施し、計45家族167名が参加した。

各回のプログラムは、「体験活動を家族で楽しむ時間」と、「親と子がそれぞれ楽しむ時間」で構成しており、「体験活動を家族で楽しむ時間」では多様な落ち葉を使った遊びや、スノーキャンドル等、季節を感じられる体験活動を楽しんだ。また、「親と子がそれぞれ楽しむ時間」では、外部講師による絵本の読み聞かせや、法人ボランティアが子供たちを楽しませる体験活動を企画し提供する一方で、保護者は外部講師や施設職員と焚火や暖炉の火を囲み、リラックスした状態で子育てについて共有する等、交流を深めていた。

参加者からは「家族で楽しめる時間や、夫婦でゆっくり話をする時間などもあり、親子ともども満足」や「ワンオペなので、休日に子供が満足ゆくまで遊ばせてあげられていない。今回はボランティアや他の参加者の力を借りて自然の中でめいっぱい遊ぶことができていたので大変貴重な機会となった」「子供だけでなく、私たち親も他の参加者と交流することができ、新たなつながりができた」等の感想が多く寄せられた。

## ② 体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る事業

青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業を79事業<sup>\*</sup>2実施した。

### 【取組事例①】SEA TO SUMMIT for Children（諫早）

諫早では、人力で海から里、そして山へと進む中で、自然の循環を体感し、かけがえのない自然について考えるとともに、仲間と困難に立ち向かい、声を掛け合いながら克服する喜びを味わうことを目的として、小学4年生から中学2年生21名を対象に1泊2日の日程で実施した。

本事業は「株式会社モンベル」が実施している環境スポーツイベントである「SEA TO SUMMIT」をリメイクし連携事業として、施設の自然環境や特色を活かしながら、海・里・山の3つのステージで実施した。

海のステージでは、西陵高校カヌー部、長崎県カヌー協会の協力・指導のもとカヌーを漕ぐ体験を行った。陸上においては、水の循環や環境への配慮等についての講話を聞き理解を深めた。

里ステージでは、諫早湾干拓堤防道路の中間地点から、多良岳を水源とする轟峡をマウンテンバイクで目指した。その後、徒歩により轟峡から多良岳金泉寺の山小屋を目指した。山小屋ではバイオトイレについて学び、自然環境について考えるきっかけとした。

山ステージでは、多良岳についての講話を聞き、ゴールである頂上を目指した。登山中、多良岳に生息する生物について学び、貴重なチョウや植物を観察することができた。“SEA TO SUMMIT for Children FINISH”ゲートを全員がくぐり、歓喜と笑顔の

輪に包まれ達成感に満ちたまぶしい表情が見られた。ゴール後、登頂からバイクのスタート地点が見えた時の歓声とはじける笑顔が印象的だった。また、多良岳の山々を目の前にして「“植林”と“森”の色がちがってすごい」といった気づきもあった。

参加者からは、「歩くのはきつかったけど、植物のこと、木のことがあったのでよかった。」「つらいことも多かったけどがんばって仲間と協力してキャンプができてよかった。」「きれいな花とか、かわいい虫とかいたけど、持ち帰らず、触らないで最後までゴールすることができた。」「葉っぱとか植物を踏まないように自然にやさしくできた。これからもそうする。」との声が聞かれた。

#### 【取組事例②】チャレンジ&チェンジ！2023 海拔 0m～3,000m への挑戦（立山）

立山では、富山県の雄大な自然にふれながら、海拔 0m～3,000mまでを、自転車や歩き、ハイキングなどを通して自力で踏破することにより達成感を味わい、チャレンジ精神を育むこと、及び主体的に SDGs 活動やグループ活動などに取り組むことで問題解決能力、自立性、協調性を養うとともに、豊かで自立した人格形成の基礎を培うことを目的として、小学校5年生から中学校3年生 23 名を対象に、9泊10日の日程で実施した。

本事業は、国立登山研究所との共催事業として実施し、気象情報や対象年齢、参加者の体力等に応じた無理のない活動プログラムになるよう、専門的なアドバイスをいただきながら進めた。

10日間の活動では、はじめに、アイスブレイク、仲間づくりを意識した野外炊事や海での活動を通して、チームビルディングを行った。さらに、毎日班ごとに振り返りを行ったり、互いの思いを素直に語り合うディスカッションの機会を設けたりして、主体性と仲間づくりを意識して活動を進めた。

自転車行程では、体力的に過酷なプログラムを全員で一緒に乗り越えたことで、全体の心のつながりを強くする機会となった。

また、登山行程ではハードな活動を仲間とともに達成していく中で、仲間意識が大きく高まる姿が見られた。登山の後には、「一体感をもって登れた」「仲間を思いやりながら登りきれた」「仲間で声を掛け合って元気づけたので登りきることができた」との声が聞かれ、より主体的に、よりよい仲間関係を築くことができたと感じる。

0m～3000mまでを自転車、登山で踏破するというプログラムを、主体性を大事にしながら9泊10日かけて仲間と共に乗り越えていくことで、互いに強いつながりが生まれ、仲間とともに達成するために自分たちで課題解決する能力を育むことにつながったと感じる。

事業から3ヶ月後のアンケートにおいては、「自分から話しかけようとするようになり、誰とでも話せるようになった。」「事業中は常に挑戦するタイミングが多くある。だから自分を変えることが出来る。消極的だった私も変わることが出来た。本当にチャレンジ&チェンジに参加して良かった。」などの記述もあり、長期プログラムを仲間と一緒に経験することで、仲間の存在や大切さ、集団の中での自己有用感などを参加者自身が実感し、その後の生活においても、自分の仲間の存在を意識して生活していることが分かる声が寄せられた。

**【取組事例③】サマースクール イン オリセン～よく学び、よく遊ぶ、親元はなれて仲間と過ごす10日間～（センター）**

センターでは、青少年が自身で考えながら様々な行動をできるようにするため、自然体験や文化・芸術体験といった各種体験活動、学習活動、異年齢の仲間との集団宿泊活動といった場を提供し、期間中、起床や就寝、食事といった規則正しい生活時間を設定することで子供たちの基本的な生活習慣の確立を目指すことを目的として、小学4年生から中学1年生24名を対象に8泊9日の日程で行った。

当初、10日間の日程で開催を予定していたが、新型コロナウイルス罹患者が発生したため、1日短縮して実施した。

本事業は、「出会いと発見の1stステージ」「思考と想像の2ndステージ」「挑戦と発信のFinalステージ」の3ステージに分け、それぞれのステージごとのテーマにフォーカスした、特色あるプログラムにより実施した。

YCAP（冒険教育プログラム）等、センターにある豊富な教育資源を活用したプログラムや、テント泊、焚き火など都心でも楽しめる自然体験プログラムに加え、センターの職員の専門性を活かした、サマースクールオリジナル授業「オリ先生」を実施し、担当スタッフによる個性あふれる授業を実施した。

併せて、多様な参加者のニーズに応えるため、近隣の社会教育施設や民間企業、関係団体（個人含む）と連携し、ロマンスカーミュージアムツアーや博物館職員による博物館の楽しみ方講座などの特別プログラムの体験、普段は入ることができない閉門後の明治神宮の見学や、本殿の回廊の拭き掃除を体験した。その他にも、プログラミングや手話・ダンスを用いた表現学習、海洋学習やマリンスポーツ体験など連携することで、多くのプログラムを提供することができた。

参加者からは、「このメンバーと別れることはさみしいが、ここで学んだことを活かしていけるように頑張りたい。」「野外炊飯や食堂でご飯を食べることで、毎日のご飯を親が作ってくれることに改めて感謝を感じるようになった。」などの声が聞かれた。

**③ 防災・減災教育事業**

広域防災補完拠点としての認知度を広め、地域の方々が防災・減災について学べる拠点となるよう、防災・減災教育事業を19事業<sup>\*2</sup>実施した（第11章2.（2）参照）。

**【取組事例】富士のさと 防災・減災キャンプ（中央）**

中央では、参加者自身が周囲のコミュニティ（学校のクラスや家庭）における防災・減災の推進者として、災害の恐ろしさや日常的な備えの大切さ、助け合うことの重要性を考えるきっかけを作ることができる人材となることを目指すことを目的に小学4年生から6年生32名を対象に1泊2日の日程で行った。

本事業は広域防災補完拠点として、防災・減災について体験し考える機会を提供することも目的としており、自助・共助・公助の3面から横断的なプログラムを実施した。

1日目は、陸上自衛隊板妻駐屯地の災害派遣を経験した隊員より、静岡県熱海市伊

豆山での行方不明者捜索や土砂撤去の体験などを講話いただいた。その後、陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地の隊員にご協力いただき、毛布や物干し 竿、ロープを用いた担架作りや、ごみ袋や新聞紙、定規を用いた骨折の応急処置方法、土のう作りの方法を 参加者同士で相談し試行した後、自衛隊員から実際の方法や作成上のポイントについて説明を受けた。

包丁や皿の洗浄が不要なポリ袋を用いた防災クッキングや避難所を想定したプライバシースペース確保を考えたテント設営、停電時の生活体験を行った。

2 日目は朝食時の長期保存が可能な食品での非常食体験、1 日目に体験した担架作りや土のう作りを含む、全6 個の防災に関するチェックポイントを班で回る防災ラリーを実施した。

最後の活動として、2 日間の振り返りを行い、それを基に参加者自身が今後防災において意識したいことや行動していきたいことを宣言した。参加者の行動宣言は、「災害時に慌てず避難する」ことや、「災害備蓄品を今のうちに 確認しておく」など、2 日間の体験を通して自身がより大切にしたいことを文字や言葉にして発表することができた。

#### ④ ESD に対応した教育事業

体験活動を踏まえた環境学習などの ESD に対応した教育事業を 16 事業<sup>\*2</sup>実施した。

##### 【取組事例①】テンパーク・エコキャンプ（岩手山）

岩手山では、再生可能エネルギーの仕組みを学び、科学実験や自然体験をすることにより地球環境について主体的に考え、これからの持続可能な社会の担い手として、自然と共生していく意欲を育むことを目的に、1 泊2 日の日程で 15 家族 44 名を対象に実施した。

本事業は、コスモエコパワー株式会社との共催事業として実施し、活動プログラムにおいては株式会社ワオ・コーポレーション、八幡平市、株式会社地熱染色研究所と連携し実施した。

1 日目はコスモエコパワー株式会社の協力により、姫神ウィンドパーク内の普段は立ち入れない敷地に入り、風車内を見学した。五十嵐美樹先生の科学実験教室では、風力発電の模型として、モーターを回すことで発電する装置を作成した。サイエンスショーでは、ダンスでのバター作り、電磁石やブラックライト、リモネンなどを用いたエネルギーやSDGs をテーマにした科学実験を実施した。ファミリータイム～夜の森～では、ナイトハイクは悪天候のため中止となったが、焚火をし、花炭作りや炎色反応の実験を行った。

2 日目は、小水力発電所にて八幡平市職員の説明を聞き、施設の内部に入って見学を行った。松川地熱発電所は工事中のため内部には入れなかったものの、地熱館（発電所の紹介施設）の展示や動画等を見て学ぶことができた。地熱を利用した地熱蒸気染色では、参加者一人一人がバンダナを染色液に浸し、地熱蒸気を利用して染物を制作した。講話では、八幡平市の再生可能エネルギーの紹介や活用されている様子などの話を聞いた。

2日間を通して、参加者からは「自然エネルギーの魅力は素晴らしく、これからも推進して欲しいと思った。」「家族でエコについて考えるきっかけになり、子供にもいい体験になった。」などの声が寄せられた。また、事業終了後のアンケートにおいて、「再生可能エネルギーや地球環境を考えていこう（更に考えていこう）と思ったか」という質問に対し、97.2%から肯定的な回答が得られた。

#### 【取組事例②】ジュニアジオガイド講座（阿蘇）

阿蘇では、阿蘇の草原を教材として活用することで、自然を愛する心情を育成する。また、問題解決学習を通して、科学的思考力と課題解決能力、自ら学ぶ意欲を育成する。さらに、学んだ事を基に草原の役割や重要性について発信することで、豊かな表現力を育成することを目的とした事業を小学校5年生・6年生18名を対象に3回シリーズで実施した。

本事業は、環境省阿蘇くじゅう国立公園管理事務所、阿蘇ジオパーク推進協議会、阿蘇火山博物館との共催事業として実施した。

1回目は、「阿蘇の歴史と観光」をテーマに、阿蘇のカルデラの形成や世界の火山との違いについて講和を通して学び、阿蘇の成り立ちや阿蘇ジオパークについての理解を深め、草原トレッキング等を通して、草原の有効活用や植物の重要性について学んだ。

2回目は、「草原と生き物」をテーマに、草原と水の関係についての講話を聞き、草原の水涵養についての役割について学び、草原に暮らす動植物や草原が果たす役割についての理解を深めた。

3回目は、「草原の重要性」をテーマに草原と震災の関係についての講話を通して、地震の際に草原が地滑りを最小限に抑えているなどの重要な役割があることを学び、草原を守るため、代々行われてきた野焼きについて疑似体験を通して学んだ。2日目は、これまで学んだ事を基に、実際に大観峰にてガイドとして、阿蘇の草原についてクイズや紙芝居形式等で観光客に伝える活動を行った。実際にガイドを受けた観光客からは、「大観峰には何度も来ていますが、草原について知らないことが多くあり、子供達のクイズで引き込まれ、興味を持って話を聞くことができた。」「地元を愛する子供達の「阿蘇の草原を守りたい」という気持ちが伝わりました。」との声が寄せられた。

参加者からは、「草原のために、自分ができることから始めたい。」「草原の大切さをたくさんの人達に伝えていきたい。」という意欲の高まりに関する感想が得られた。

## 2. 青少年教育に関するモデル的事業の推進

次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的体験活動を推進するため、令和5年度は「実践研究事業」、「特色あるプログラム事業」、「全国高校生体験活動顕彰制度に関連する事業」を実施した。

## (1) 実践研究事業の実施

機構では、青少年のための専門性の高いモデル的体験活動を推進するため、事業のねらいに対応した体験活動の効果測定等を関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と協働で行い、その重要性の普及に努めている。3年目の令和5年度は関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と連携したうえで、実践研究事業を27地方教育施設で実施した。(表3-2 参照)

表3-2 実践研究事業一覧

| No | 施設  | 研究テーマ                                                                   |
|----|-----|-------------------------------------------------------------------------|
|    |     | 連携団体・研究者等                                                               |
| 1  | 大雪  | みんなの登山物語～登山を通して脳力を鍛えよう～                                                 |
|    |     | 青少年教育研究センター                                                             |
| 2  | 岩手山 | 「自助」「共助」の心を育む防災教育の充実                                                    |
|    |     | 東京都立大学野元氏、NPO 法人古館まちづくりの会、他                                             |
| 3  | 磐梯  | 健康的な生活習慣のきっかけづくり～「食育」と「運動習慣づくり」から～                                      |
|    |     | 磐梯山ジオパーク協議会、福島大学、他                                                      |
| 4  | 赤城  | 無限大キャンプにおける「社会的能力の変容」「屋外の体験活動が眼に与える影響」について                              |
|    |     | 國學院大學人間開発学部、慶應義塾大学医学部、他                                                 |
| 5  | 能登  | 体験活動を通じた多様な相手とのコミュニケーション能力の涵養                                           |
|    |     | 羽咋市教育委員会、金沢大学、他                                                         |
| 6  | 乗鞍  | 同じ参加者で2回に分けてキャンプを実施することによる教育効果の検証                                       |
|    |     | 至学館大学                                                                   |
| 7  | 中央  | 中学生による探究学習×地域創造・地域連携                                                    |
|    |     | 御殿場市、小山町、裾野市、御殿場市都市建設部、ランドブレイン株式会社<br>東京家政大学 教授 白木 賢信氏、静岡大学 特任教授 阿部 耕也氏 |
| 8  | 淡路  | 自然体験活動が環境保全意識および地域貢献意識に与える影響                                            |
|    |     | 青少年教育研究センター（第7章2.（5）参照）・ひょうご環境創造協会他                                     |
| 9  | 三瓶  | 三瓶山登山軸とする集団宿泊研修を通じた「自己を見つめ、他者とつながる人間力の育成」の研究                            |
|    |     | 福岡教育大学、大田市教育委員会、大田市内小学校（12校）                                            |
| 10 | 江田島 | 海洋環境活動を通じた環境保全・保護への意欲向上                                                 |
|    |     | 江田島市教育委員会、大柿自然環境体験学習交流館「さとうみ科学館」<br>広島大学 広島県立総合技術研究所水産海洋技術センター 他        |
| 11 | 大洲  | 教員として必要な資質能力の育成に寄与する教育事業の在り方                                            |
|    |     | 愛媛大学、松山東雲女子大学、他                                                         |
| 12 | 阿蘇  | やり遂げる力、自立的行動習慣の育成を目指す                                                   |
|    |     | 熊本大学                                                                    |

### 第3章 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進

|    |      |                                                           |
|----|------|-----------------------------------------------------------|
| 13 | 沖縄   | 防災キャンプで育てる「生きる力」                                          |
|    |      | 琉球大学、沖縄県教育委員会、渡嘉敷村、渡嘉敷村教育委員会、他                            |
| 14 | 日高   | 自然体験活動が子供のレジリエンスに与える影響について                                |
|    |      | 北海道教育大学岩見沢校                                               |
| 15 | 花山   | 課題を抱える青少年に対する体験活動の効果                                      |
|    |      | 宮城県立こども病院、仙台大学、JA 新みやぎ他                                   |
| 16 | 那須甲子 | 青少年教育施設で行う「防災・減災事業」に参加した参加者の変容を測る方法の研究                    |
|    |      | 福島大学                                                      |
| 17 | 信州高遠 | 長期キャンプにおける「学びに向かう力、人間性等」の変容                               |
|    |      | 信州大学、長野県山岳総合センター、南信州山岳ガイド協会                               |
| 18 | 妙高   | 統合型長期キャンプにおける参加者の自己肯定感を育む手立ての有効性                          |
|    |      | 筑波大学、信州大学、国際自然環境アウトドア専門学校、他                               |
| 19 | 立山   | 幼児期からの環境学習                                                |
|    |      | 金沢大学、公益社団法人富山県教育会他                                        |
| 20 | 若狭湾  | 豊かな海を守るため、身近な私たちの生活の中から改善していく方法の検討                        |
|    |      | 名古屋 ECO 動物海洋専門学校講師 白井氏                                    |
| 21 | 曽爾   | 発達に特性のある児童や集団(学校)生活に困り感のある児童、不登校傾向などのある児童などの自己肯定感及び社会性の変容 |
|    |      | 奈良教育大学 富井氏                                                |
| 22 | 吉備   | 長期キャンプが子供の心と体に及ぼす変容について                                   |
|    |      | 中国短期大学、日本ボーイスカウト岡山連盟、岡山県小学校校長会他                           |
| 23 | 山口徳地 | 自己有用感・自己肯定感の醸成を目指した意図的な体験学習サイクルの取り入れ方                     |
|    |      | 山口大学                                                      |
| 24 | 室戸   | 幼児期の運動プログラム開発                                             |
|    |      | 高知大学、認定こども園田野っ子                                           |
| 25 | 夜須高原 | 困難から乗り越える力の向上を目的とした自然体験活動プログラムの効果に関する調査研究                 |
|    |      | 福岡教育大学                                                    |
| 26 | 諫早   | 危険を予測し、安全のために主体的に行動することができる防災減災教育プログラムの開発                 |
|    |      | 青少年教育研究センター(第7章2.(5)参照)、諫早市危機管理課、諫早消防署、他                  |
| 27 | 大隅   | 生きる力の向上を目的とした青少年教育事業のプログラムに関する検討                          |
|    |      | 鹿児島海上保安本部、鹿屋体育大学、鹿屋市、垂水市、他                                |

## 【取組事例】みんなの登山物語 ～登山を通して脳力を鍛えよう～（大雪）

大雪では、青少年教育研究センターと連携し、体験活動で得られる教育的効果と「探究力」向上との関連を検証するため、今まで学校で学んだ知識や経験を関連付けながら、登山の準備や実践を行うことにより、今後の学習における探究力を高める一助とすることを目的に実施した。本事業は小学校5、6年生の23名（男子：12名、女子：11名）を対象に、オンデマンドによる事前研修、2泊3日の本番の日程を2つに分け実施した。

事前研修では、歩く速さ、縮尺図の読み方、持っていく水分量や行動食の量を計算から求めるなど、登山計画を立てるのに必要な知識を、学校で学んだ内容と結びつけながら自ら考えてみる時間を設けた。

事業本番においては、それぞれが考えてきた登山計画を元に、班としての登山計画を立てた。その際、出発時間や休憩時間、場所など、参加者同士が話し合いを行い、自分たちで決定することで、主体的に取り組めるようにした。

事業を通して、学校での既習事項をもとに、等高線や縮尺を活用して、地形図から実際の距離や高度について考えることができるようになるとともに、登山の知識や学校で学習した知識を活用することで、小学生の力でも登山を行うことができた。

参加者からは、「地図の距離を測って、縮尺を使うことで、実際の距離を調べることができた。」「道に迷って、どちらの道に進むかを決める際、自分の思いや考えを伝えて、仲間と話し合いながら進むべき道を決めることができた。」との感想が寄せられた。

本事業は、7月（日帰り）と8月（2泊3日）の実施において、キャンプ前後で登山事業の学習効果を測るための探究力に関する質問紙による調査のほか、ループリック評価シートを用いて参加者自身の学習目標の達成度を把握し、個人の成長を活動前後で捉える調査を実施した。

## （2）特色あるプログラム事業の実施

機構では、地域の教育的課題に対応したプログラムを推進するため、全ての教育施設でSDGsの視点に沿った教育テーマを設定し、地域に貢献するプログラム開発を行っている。

令和5年度は、27施設が7グループに分かれて連携しながら、これまで教育事業で実施したプログラムを、研修支援における活動プログラムとして実施できるよう学習方法をまとめた。（表3-3参照）

表3-3 各施設の教育テーマ一覧

| グループ | 教育テーマ |                |
|------|-------|----------------|
|      | 施設    | 事業内容           |
| A    | 環境教育  |                |
|      | 赤城    | 赤城山を活用した教科体験学習 |

### 第3章 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進

|   |           |                                       |
|---|-----------|---------------------------------------|
|   | 妙高        | 森林環境学習「みどりの学習」                        |
|   | 信州高遠      | 環境教育の推進(ESDの視点で捉え直した自然体験活動)           |
|   | 乗鞍        | 自然と語り、新しい自分に出会う(※自然とは、ネイチャーとありのままの自分) |
|   | 立山        | 幼児期からの環境教育                            |
|   | 曽爾        | ススキの大草原から学ぶ森林環境学習                     |
|   | 山口徳地      | 温かい心の醸成(環境教育)                         |
| B | 環境教育(海洋)  |                                       |
|   | 若狭湾       | 海の環境教育                                |
|   | 江田島       | 海洋環境に視点を置いた環境教育の充実                    |
|   | 大隅        | 海の環境学習                                |
|   | 沖縄        | 海洋体験を通じたよりよい環境の創造                     |
| C | 減災・防災教育   |                                       |
|   | 日高        | 安全教育(防災)                              |
|   | 岩手山       | 「自助」と「共助」の心を育む防災教育の充実                 |
|   | 淡路        | 防災教育                                  |
|   | 諫早        | 減災・防災教育                               |
| D | ジオ教育      |                                       |
|   | 大雪        | ジオ教育                                  |
|   | 花山        | ジオパークから学ぶ大地のつながり・豊かな恵み                |
|   | 室戸        | ジオ教育                                  |
|   | 阿蘇        | 阿蘇は生きている～ジオパークの視点でとらえる阿蘇の自然と文化～       |
| E | 伝統・文化教育   |                                       |
|   | 吉備        | 「郷土岡山を大切に作る心」の育成                      |
|   | 夜須高原      | 夜須高原の里地里山「地域の文化」体験を通じたESD             |
|   | 国際理解教育    |                                       |
|   | 能登        | 国際理解                                  |
| F | 主権者教育     |                                       |
|   | 中央        | SDGsへの理解を深め、新しい社会の担い手となる教育の推進         |
|   | インクルーシブ教育 |                                       |
|   | 那須甲子      | 障がいのある子どもたちが「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進      |
|   | 健康教育      |                                       |
| G | 磐梯        | 健康的な生活習慣のきっかけづくり～「食育」と「運動習慣づくり」から～    |
|   | 野外教育      |                                       |
|   | 三瓶        | 自己を見つめ、他者とつながる人間力の育成                  |
|   | 大洲        | やり抜く力の育成                              |

## 【取組事例】森林環境学習「みどりの学習」(妙高)

国立妙高青少年自然の家が所在する新潟県妙高市が施策する第IV期妙高市総合教育基本計画（令和2年度～6年度）では、郷土妙高の様々な資源を活用した「ほんもの教育」に重点を置いた学習環境の推進、及び豊かな自然環境の中で体験活動を通じて自然の大切さを学ぶ学習を施策方針として定めている。妙高市では、小学生を対象に総合的な学習の時間等で上越森林管理署などと連携し、森林の大切さや環境保全の必要性を学ぶ「みどりの環境学習」を実施している。実際に現地へ行って森林に親しみ、森林のはたらきや自然の大切さについて考える体験活動が特色となっている。

妙高でも関係機関と連携し、妙高戸隠連山国立公園内にある妙高山(2,454m)の麓に広がる大自然を活用した森探検や源流探検、スノーシューハイク、藤巻山ハイキング等のプログラム(図3-2参照)を森林環境学習「みどりの学習」と位置付け、妙高市が実施する「みどりの環境学習」と共同して推進を図っている。すぐに答えを求めたり教えたりするのではなく、子供たちが感じたことや気づいたことを大切にしながら、自然の面白さや不思議さに気付いたり、興味関心を高めたりすることを通して主体的、対話的で深い学びの実現を目指している。

今年度は、延べ20団体952名の参加者が「みどりの学習」を行った。年度の始めに各学校の担当者と打ち合わせを行い、年間計画の立案を行ったことで、四季を通じて複数回施設を訪れ、季節に合わせた活動に取り組んだ。参加した児童からは、「森林や山の手入れをしないと木の芽が出てこないの、森の手入れを手伝いたいです。また自然の環境を守りたいです。」などの感想が寄せられ、引率者からは、「源流探検では、子供達は自然に大いに親しみ、五感を使って楽しむことができた。木の根から滴り落ちる水滴に感動する様子が見られ、実感を伴った理解ができた。」などの声が寄せられた。



図3-2 森林環境学習「みどりの学習」活動事例

## (3) 全国高校生体験活動顕彰制度地域探究プログラムに関連する事業

本制度は、平成30年度に設置した有識者による委員会にてプログラムや顕彰の在り方を検討し、「郷土や自然に愛着を持ち、新たな価値を創造する高校生の育成」を目的として令和2年度より本格的に実施している事業である。

取組みを段階的に分けており、ステップ1「地域探究トライアル」では、探究の手法を用いた学習の場となる「オリエンテーション合宿」及び地域での「実践活動」を行い、

その学びと成果を実践活動報告書にまとめる。ステップ2「地域探究アワード」では体験活動を積極的に行った高校生を評価することを目的として実践活動報告書や口頭発表をもとに顕彰を行う。各地方での予選となる「地方ステージ」と代表者が集う「全国ステージ」を実施することとしている（図3-3参照）。

令和5年度は、オリエンテーション合宿が27施設で実施され、934人が合宿に参加

した。合宿に参加した高校生は、その学びを活かして地域での実践活動に取り組み、最終的に239人が実践活動報告書を提出し、修了認定を受けた。地方ステージは全国8ブロックの会場で開催され、130人が参加した。その後、地方ステージで代表となった25人が、センターにて開催した全国ステージに出場し、各地域で取組んだ活動や同じ志を持った高校生同士の交流と口頭発表を行い、最も優秀な発表者に文部科学大臣賞が授与された。

全国ステージ出場者に行ったアンケートからは、「オリエンテーション合宿は、新たな気づきや発見ができ、成長できた機会だった。」「市民の方々が応援してくれるので実践活動を頑張ろうと思えた。」「探究していく面白さや楽しさをしれた。自ら進んで行動することの重要性をしれた。」「地域活性化についての活動は、やりがいがあって楽しいと感じた。今後も同様の活動ができる大学へ進学したいと考えるようになった。」など好評の声をいただいた。

#### 【取組事例】オリエンテーション合宿の実施（信州高遠）

信州高遠では、令和5年9月16日（土）～9月18日（月）の2泊3日、地域の伝統資源である「昆虫食」をテーマに長野県・山梨県の高校生9名が参加した。

フィールドワークでは、地域で最先端技術を駆使して食用コオロギの養殖を行っている会社を見学し、現在の地球規模での人口動態や食糧危機について学び、昨今、昆虫食が注目されているかを学んだ。その後は実際に地域の川で伝統漁法を用いて捕られたザザムシを活用して、ふりかけ開発・販売をした地元の高校生たちと意見交換をした。

自然の家の敷地を流れる川でも実際に昆虫の採取も実施し、野外炊事では、地元の高原野菜を使ったカレー作りも行った。もちろん「昆虫食」にもチャレンジし、数種類の「昆虫食」を堪能した。

2日目夜の振り返りでは焚火を囲みながらグループ毎に意見交換を行い、最終日は2泊3日間で学んだことを発表しあった。

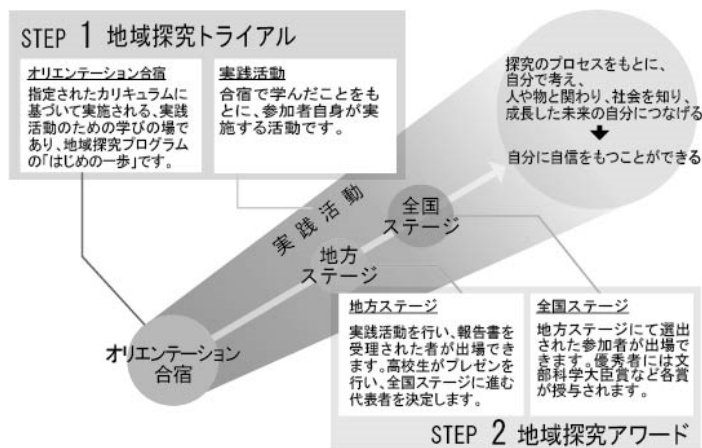


図3-3 全国高校生体験活動顕彰制度 構成図

活動中は、複数枚のワークシートを用いたラベルワークを実施し、参加者の思考の過程が整理されるとともに、先を見越した思考や振り返っての思考を促すことができた。また、ワークシートの枠組みを押さえつつも、自分たちでそれをさらに発展させて活用する姿が見られるなど、非常に深い学びとなった。また、実際に昆虫を食べるだけでなく、「自分で昆虫を捕まえる」という体験活動を取り入れたことで、昆虫に対する嫌悪感が薄れ、昆虫食に対してもより前向きな意識や考え方をすることができるようになった。

参加者からは「伝えたいことがあるなら、誰にどのやり方でどう表現するのが効果的であるかを学ぶことが出来ました。」「地域課題などについても他人事ではなく自分事として改めて考え直すきっかけになりました。」「実際にグループで話し合っていくうちに考えが自分の中で整理されていっているのを感じました。」などの声が寄せられた。

### 3. 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進

機構では、児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD 等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援する事業を 87 事業<sup>\*2</sup>実施した。そのうち、異なる対象やテーマの体験活動事業を 25 教育施設で 84 事業実施した。

#### (1) 生活・自立支援キャンプ

困難な環境にある子供を対象にそれぞれのニーズに合わせた体験活動の充実を図るために、児童養護施設や母子生活支援施設等と連携した事業を、全ての教育施設で 49 事業<sup>\*2</sup>実施し、1,452 名の参加者を得た。

##### 【取組事例】わくわくチャレンジキャンプ（諫早）

諫早では、児童養護施設の子供たちが、沢登りやナイトハイクなどの自然体験活動、クラフト創作や野外炊事、流しそうめん体験等の様々な体験の場を通じて、自尊感情を高めるとともに、体力の向上及び基本的な生活習慣の定着を図ることを目的に実施した。

初日の沢登りとクラフト創作、2日目の流しそうめん土台作りと材料準備等、活動を選択制にしたことで、自分の意志で好きな活動を選ぶことができたことも、積極的な取組みへつながった。沢登りでは、初めは恐る恐る進んでいる子供もいたが、途中からは中高生が小学生をリードし、手を差し伸べたり励ましたりする姿が見られた。流しそうめん土台づくりでは、初めての「のみ」を使つての慣れない作業に対し、真剣に取り組む姿が見られた。連携機関のスタッフからは「普段の生活では考えられない子供たちの新しい一面が見られた。」「沢登りでは、苦戦する小学生を高校生が積極的にサポートする姿や声掛けがあり、感動した。」との声が寄せられた。

## (2) 課題を抱える青少年の支援や予防事業

課題を抱える子供を対象にそれぞれのニーズに合わせた支援事業を 38 事業<sup>\*2</sup> 実施し 1,831 人の参加者を得た。

### 【取組事例】いきいき自然体験キャンプ（沖縄）

沖縄では、沖縄県内の適応指導教室と連携し、自然あふれる渡嘉敷島において、日常の生活では体験する機会の少ないことへの挑戦や2泊3日の集団生活での新しい仲間や講師、スタッフとの出会いや関わりが参加者の今後 の生活においてよいきっかけとなることを目的に事業を実施した。カヌーやスノーケリングなどの海洋研修、野外炊事、平和学習等、大自然の中での様々なプログラムを通して、教室ではできない貴重な経験をしてもらうことができた。様々な「初めて」に挑戦したことで、共に頑張ることの大切さや達成感を共有することの素晴らしさを感じてもらうことができた。

参加者から、「海が怖くて入れるか心配だったけど、楽しかった」「夜の屋外での静かな中で、自然の良さを感じることができた」などの感想が寄せられた。

## (3) 災害等の支援事業等の実施

令和6年1月1日に発生した能登半島地震に対して、機構は活動プログラムの提供や宿泊施設等の提供による支援を展開した。

### ① リフレッシュキャンプの実施

被災した児童・生徒に、自然に親しみながらの体験活動を提供し、心穏やかに、心身ともにリフレッシュする機会を提供するため、被災地域の小中学生を対象にしたリフレッシュキャンプを実施した。(表3-4参照) リフレッシュキャンプ実施準備や当日の運営については、実施施設である能登や立山の職員だけでなく、本部を含め27 地方教育施設の職員からサポートを行った。

また、リフレッシュキャンプ実施の様子は、テレビ、新聞等複数のメディアで報道された。

表3-4 リフレッシュキャンプの実施状況

| 区分           | 実施場所       | 事業数 | 参加者数 |
|--------------|------------|-----|------|
| リフレッシュデイキャンプ | 能登         | 7回  | 163名 |
| 笑顔キャラバン隊     | 七尾市立小丸山小学校 | 3回  | 355名 |
| リフレッシュ春キャンプ  | 能登・立山      | 3回  | 143名 |

### ② 宿泊施設等の提供

能登半島地震発災直後に大津波警報が石川県沿岸に発表されたこともあり、能登には多くの人が避難し、避難所として受け入れた。

その後、断水の影響で自宅での入浴が困難な被災者に対し、1月10日～3月31日の期間、定期的に浴室の無料開放を行い、延べ約1万人の利用があった。浴室開放時

には体験・遊びコーナーも開設し、卓球やボードゲーム等が楽しめるスペースを提供した。利用者アンケートでは、1週間ぶりに入浴できたことへの感謝の言葉や子供たちを広い場所で自由に遊びまわることができて助かった、という声があった。

また、発災直後から官公庁はじめ医療関係者、ボランティア団体など復興関係者を受け入れるとともに、羽咋市との福祉避難所協定に基づき輪島市のグループホーム入所者 31 名、寮や自宅が被災したことにより通学が困難な生徒を二次避難所として 2 校 56 名を受け入れた。

#### (4) その他（青少年の“自立する”力応援プロジェクト）

機構では、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定。なお、令和 5 年 12 月に閣議決定された「こども大綱」に一元化された。）を受けて、平成 26 年度に「青少年の“自立する”力応援プロジェクト」を立ち上げ、子供の貧困対策に係る取組について、「生活・自立支援キャンプ」の実施、「子どもゆめ基金」による支援、「学生サポーター制度」の創設を行った。

##### ① 生活・自立支援キャンプ（第3章3.（1）参照）

##### ② 子どもゆめ基金による支援（第8章3.（2）参照）

「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、経済的に困難な状況にある子供を対象とした活動について、通常は助成対象外とされている参加者の交通費、宿泊費などの自己負担経費を特に助成の対象とすることで、参加者の負担が軽減されるよう平成 27 年度から措置を講じている。

令和 5 年度においては、111 件（令和 4 年度 97 件、対前年度比 14 件減）の活動に支援した。

##### ア. アスイクキャンプ

団体名：特定非営利活動法人アスイク

活動日：令和 5 年 7 月 21 日～22 日、7 月 28 日～29 日

募集対象：宮城県母子福祉連合会

ひとり親家庭の親子を対象に、自然散策や滝探検をすることで、自然の雄大さや達成感を味わうとともに、野外炊事などの体験活動を通して、火起こしから調理、片付けに至るまで各行程に関わることで、仲間と協力することの大切さについて学んだりする機会となった。また、仲間と様々な体験を共有することで仲間との連帯感を深めることができた。

##### イ. 子ども環境教育 in 由良野の森

団体名：社会福祉法人コイノニア協会 児童養護施設松山信望愛の家

活動日：令和 5 年 6 月 17 日～18 日、7 月 8 日～9 日、8 月 19 日～20 日、  
9 月 16 日～17 日、10 月 14 日～15 日

児童養護施設の子供たちを対象に、沢登りや焚火、ブルーベリーの収穫やジャム作り等の活動を年間 5 回実施した。自然の中で活動することで、環境教育に興

味を持つとともに、自然との共生について考える機会となった。また、継続して関わる大人たちとの出会いによって、大人に対する信頼感を育むことができた。

### ③ 学生サポーター制度

本制度は、経済的に困難な状況にありながら高等教育機関において勉学に励む学生に、機構の実施する教育事業の支援及び補助や各教育施設の整備等を行うことに対する報酬を支給することにより、学生の生活及び自立の支援を図ることを目的として平成27年度から実施している。

令和5年度は12人の学生サポーターを教育施設に配置した。学生サポーターは、生活・自立支援キャンプをはじめとする各教育事業の運営補助や各教育施設の整備等の業務に携わっている。（表3-5、3-6参照）

募集に当たっては、全国社会福祉協議会や全国市長会、子供の未来を応援する首長連合に周知を依頼したほか、全国町村会が発行する「町村週報」への掲載を通して、全国の町村長にも周知した。

表3-5 令和5年度学生サポーター配置状況

| センター | 赤城 | 大洲 | 吉 備 | 諫 早 | 合 計 |
|------|----|----|-----|-----|-----|
| 7人   | 1人 | 1人 | 2人  | 1人  | 12人 |

表3-6 令和5年度学生サポーター在学機関

| 大学  | 短期大学 | 高等専門学校 | 専門学校 | 合計  |
|-----|------|--------|------|-----|
| 10人 | 0人   | 0人     | 2人   | 12人 |

## 4. グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

機構では、青少年の異文化理解の増進を図るため、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年及び青少年教育指導者等の相互交流を行う事業、青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業を実施している。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限及び入国に関する制限措置が解除された令和5年度は、一部事業を除いて対面交流を再開した。28事業を実施し、参加者数は1,287人（日本人836人、外国人451人）であった。日本人参加者の参加後のアンケートでは、「世界に貢献したい」、「外国の人との交流を通して自分の可能性を広げたい」、「交流した外国の人と将来も繋がりを持ちたい」といった「外向き志向」を含むグローバル人材志向に関する質問に対し、92.5%から肯定的な回答を得ることができた。

### （1）海外の青少年及び青少年教育指導者等の交流事業

「日独青少年交流事業」は、日本とドイツの両国政府主催の事業であり、両国間の理解と親善を深め、青少年交流の発展を図るため、文部科学省の委託を受けて実施した。

具体的には、青少年指導者を対象とした「日独青少年指導者セミナー（テーマ：A1（若

者を取り巻くメディア環境)、A2(子供と若者の貧困))」、ボランティア活動を行っている学生を対象とした「日独学生青年リーダー交流事業(テーマ:若者の社会参画)」、勤労青年を対象とした「日独勤労青年交流事業(テーマ:男女ともに輝く働き方)」の4事業について、令和元年度以来4年ぶりに37名派遣、39名受入し実施した。

「日韓高校生交流事業」は、日本と韓国の高校生の相互交流を通して、高い国際感覚を備えた青少年の育成を目的に、文部科学省の委託を受け、35名派遣、35名受入し実施した。

マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、パラオ共和国との相互交流事業である「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」は、令和5年度は49名受入のみし、実施した。

日本、中国、韓国の3か国で巡回開催をしている「日中韓子ども童話交流事業」については、100名の子どもたちが韓国に一堂に会し実施した。また、平成25年度参加者等を対象とした交流会も24名参加のもと実施した。

そのほかにも、「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」、韓国青少年活動振興院との協定事業としてオンラインで「職員相互交流」及び「日韓青少年指導者セミナー」を実施した。

#### 【取組事例】アセアン加盟国中学生招聘交流事業

本事業は、日本とアセアン加盟国との青少年交流を通して、グローバル社会に対応した高い国際感覚を備えた青少年の育成を趣旨として実施した。4年ぶりの開催となったが、今回は東京都内を中心にプログラムを展開し、アセアン加盟国5か国の中学生30名及び引率者5名を招聘した。また今年度は、日本の文化体験を目的としたフィールドワークだけでなく、日本在住の中学生26名をセンターに集め、1泊2日で交流プログラムを実施した。

フィールドワークは、日本の新旧の文化に触れてもらうために、「学習」と「体験」をベースに、東京都内の観光地を訪れた。日本最大級の展示品の規模を持つ国立科学博物館を訪問し、大迫力の資料に触れることで、文化・歴史・自然について学んだ。その後、チームラボプラネッツTOKYO豊洲を訪問し、初めて目にするアートの形から日本の技術を感じ取っていた。訪問の合間には浅草も訪れ、浅草寺の見学や班ごとにグループ活動を行うことで、日本文化に様々な角度から触れることができた。

日本在住の中学生との週末の交流プログラムには、定員30名のところ64名からの応募があり、同年代の子供たちとの国際交流体験にニーズがあることが伺えた。アイスブレイクから始まり、各グループに分かれてディスカッションを行い、各国の文化(食事、学校、祭り、国の象徴など)や価値観の違いについて話し合った。また、各グループでショートムービーを作成し、各国の文化の紹介や比較などユーモアを交えて紹介しあった。

アセアン側参加者からは「グループ活動を通して、多様な背景や文化を持つ人々と関係を築くことができた。」「東京での滞在中は、多くのことに感動し驚かされた。私にとって忘れることのできない、啓発的で豊かな経験となった。」「との声が聞かれた。また、日本人参加者からは、「テレビでアセアンと聞くと、同じグループの友達を思い出す。もう少し長い時間過ごせたらよかった。」「言語や文化が異なっても、同じような価値観を持っていることに気づいた。」「といった声があがり「外国の人との交流を通

して自分の可能性を広げたい」といった「外向き志向」を含むグローバル人材志向に関する質問に対し 97.6%から肯定的な回答を得ることができた。

## (2) 国内での国際交流事業

各地方教育施設では、SDGs の観点を盛り込み外国語を使って国際交流を深めるプログラムを新たに開発し、民間団体等への普及啓発を図ることを目的とした「SDGs を踏まえた外国語を使った国際交流プログラム開発事業」を令和4年度より実施しており、令和5年度は、昨年度に引き続き5施設（センター、磐梯、立山、曽爾、室戸）で合計196名参加のもと、実施した。

また、国際交流活動を充実させることを目的として、地元の教育委員会等と連携して英語による体験活動や異文化理解のための活動等の独自の事業を4施設（能登、中央、吉備、諫早）において、合計447名参加のもと実施した。

### 【取組事例】オリセンインターナショナルキャンプ

センターは、東京都渋谷区に立地しており、周辺には複数のインターナショナルスクールがある。この立地環境を活用し、センターを会場に日本の小学生とインターナショナルスクール等に通う同世代の外国籍の子供たちとの交流を通じて、互いに異文化理解や多言語によるコミュニケーション能力の育成を図るとともに、体験活動や文化芸術体験等を通して SDGs の理解を深めるなど、世界に視野を広げることを目的に当事業を実施している。

事業の実施に当たっては、センター周辺の大学等より本事業の企画・運営に携わる学生ボランティアを募集し、神田外語大学ボランティアサークル「HelloTime」の学生15名が参加した。

令和5年度は9月16日（土）と9月17日（日）の1泊2日の日程で事業を実施し、日本人小学生14名とインターナショナルスクールに通う児童13名が参加した。

プログラムでは、「名札作り」や「4コマ自己紹介」など学生が中心となって日本語と英語を交えたアイスブレイクから始まり、「世界の料理を楽しもう！」と題した調理体験では、5つのグループがそれぞれ韓国、タイ、アメリカ、日本、ベルギーの料理を調理した。世界各地の料理に触れることで、世界の食文化について学ぶとともに、調理体験を通じて SDGs 目標2に関連である食料や栄養に関する興味や関心を高めることに繋がった。また、当機構と連携協定を締結している独立行政法人日本芸術文化振興会にご協力いただき、「歌舞伎立廻り」のプログラムを実施し、互いに声を掛け合いながら文化芸術体験をすることができた。

さらに、参加者間の積極的な交流を図る工夫として、ファウストボールやスパイクボールなど、身体を動かすプログラムを取り入れることで、積極的な交流を促すことができた。

参加者からは、「今まで外国の子と友達になるなんて無理と思っていたけど友達ができて自信がついた。」「日常生活で英語を使うことが楽しかった。」といった声が寄せられ、事前・事後の参加者アンケートでは「外国の人との交流を通して、自分の可能性を広げたいと思えたか」の質問に対し、最上位の回答が昨年度の78.6%から

92.9%に向上した。

## 5. 自己点検・評価

### <評定と根拠>

評定： A

令和5年度は年度計画における数値目標を各事業において上回って達成した。

「体験の風をおこそう」運動と「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させ、機構内はもとより関係機関等と横断的に連携し、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、事業やフォーラム等を企画・運営することで、青少年の体験活動等の重要性についてより一層の普及・啓発に着手することができた。

「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進については、「早寝早起き朝ごはん」の大切さを広めることを目的に、昨年度より多くの家庭や教育現場に普及・啓発資料を配布した。

社会の要請に応える事業については、親子・幼児や青少年に対して、自然体験や読書活動、体験活動を通じた自己成長や自己実現、防災や環境学習などESDに対応した事業を414事業実施し、年度計画の目標値である150事業を大きく超えて達成した。

青少年教育に関するモデル的事业の推進については、地域の実情を踏まえた研究テーマを設定し、研究センター、関係機関・団体や大学の研究者等と連携した事業や、全国高校生体験活動顕彰制度「地域探究プログラム」を実施した。地域の課題に主体的に取り組みその解決に向けて実践していくことで、探究的な学びや体験活動の機会を拡充するとともに、研究成果の把握について研究センターと連携し、事業実施後に調査を実施するなどアウトカムの把握に努めた。

また、事業広報においては、SNSの活用や本部による広域的な広報などを通して、機構の取組としての事業実施及び成果の周知に努めた。

課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進については、企画段階から関係機関と連携を図り、異なる対象やテーマで25教育施設において84事業実施し、年度計画の目標値である9施設32事業を大きく超えて達成した。

グローバル人材の育成を見据えた国際交流事業の推進については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限及び入国に関する制限措置が解除された令和5年度は、一部事業を除いて対面交流を再開したことにより、例えば、日韓高校生交流事業の参加者のアンケートからは、「日韓の共通点・相違点を講義から目・耳で学ぶだけでなく、訪問や体験、散策などを通じて肌で学ぶことができた」「今回の経験を受けて国際交流に積極的に参加して将来日本のためになるような職業に就きたいと思った」などの声が寄せられた。

また、「SDGsを踏まえた外国語を使った国際交流プログラム開発事業」をはじめ、国内での国際交流活動を充実させることを目的とした事業を実施するなどの取組を行った結果、年度計画の目標値であるグローバル人材志向率80%を超えて達成した。

以上の理由により、A評定とした。

### <課題と対応>

「体験の風をおこそう」運動については、推進月間事業の登録団体数をさらに充実させるために、推進月間事業の推進方法や登録・報告方法について検討するとともに、登録団

体や事業の情報がより効果的に世の中に発信され、体験活動の機会と場の拡充につながる手法等についても検討する。

「早寝早起き朝ごはん」国民運動については、インターネットやゲームの使用時間の増加など、子供たちの生活の夜型化が懸念されており、時代の変化に応じた「早寝早起き朝ごはん」国民運動のより一層の普及啓発が重要である。全国協議会と連携しながら、子供たちが自ら基本的な生活習慣の重要性に気付き実践できるような新たな取組を検討する。

新型コロナウイルス感染症が収束したが、学校教育団体や青少年団体における宿泊体験学習の減少などによる、コロナ禍で体験の機会を奪われた子供たちに、夏の長期休業等のまとまった期間に多くの体験活動の場と機会を提供するなど、社会の変化や地域のニーズに応える教育事業を実施していく。

国際交流事業については、新型コロナウイルス感染症による制限等が緩和され、実地交流が本格的に再開されたことから、引き続き日本国内外の関係機関へのヒアリング等を行うなどして、事業実施の在り方を再確認するとともに、効率的・効果的なプログラムを行うようにしていきたい。

## 第4章 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

本章では、「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」について、計画・具体的な取組・成果等を述べる。

### （令和5年度計画）

青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、資質・能力の高い指導者を養成することが必要不可欠である。青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図るため、人づくり、つながりづくり、地域づくりという側面に留意した教育事業を展開するため、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、質の高い事業を実施する。

#### （1）青少年教育指導者等の研修事業の推進

青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象に、青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的研修事業を中期目標期間内に実施できるようプロジェクトチームを設け、引き続きカリキュラムの作成及び試行事業を実施する。その際、青少年教育を専門としている外部委員等を招聘し、その評価を得る。

また、官民共同の指導者認定制度である自然体験活動指導者養成事業、体験活動安全管理研修事業等を実施し、抽出調査により研修後の実務に対する有効度が70%以上となるようにする。

#### （2）読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進

絵本に関する専門的知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士を50人以上養成し、個人やグループ活動の支援をしながら養成後の活動実績が5,265回を超えるようにする。

さらに、大学、短期大学、専門学校等と連携の上、認定絵本士養成講座の認知度を高めるとともに、各機関が確実に実施できるようにする。

#### （3）ボランティアの養成・研修の推進

青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参画を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業等を各施設で実施し、1,137人以上養成する。

また、ボランティアの活動機会の増加を図り、学びと活動の循環をしながら成長できるよう、各施設で定めた育成ビジョンの更新や自主企画事業の推進、他施設のボランティアとの交流などを活発化することにより、ボランティア登録者の活動回数が4,066回以上となるよう支援を行う。

青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、質の高い指導者を養成することが必要不可欠であることから、青少年教育指導者等の養成及び資質の向上に関する教育事業として、「①青少年教育指導者等の研修」、「②読書活動に関する専門的な指導者養成」、「③ボランティアの養成・研修」を108事業実施した。総参加者数は7,418人、参加者の89.8%から満足の評価を得た。

## 1. 青少年教育指導者等の研修事業の推進

機構では、国公立の青少年教育施設職員、青少年教育団体の指導者等を対象に、官民共同の指導者認定制度である「自然体験活動指導者（NEAL）養成事業」や「体験活動安全管理研修」等を実施した。

### （1）青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的カリキュラムの開発

機構では、青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象に、青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的研修事業を中期目標期間内に実施できるようプロジェクトチームを設けた。

本事業は、第4期期間中に、青少年教育指導者養成に必要な人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面や学びと活動の循環に繋がるカリキュラム開発を目指している。（図4-1）3年目となる令和5年度は、これまで検討してきた内容及び令和4年度に実施した試行事業を踏まえ、北陸地方の施設において本格実施に向けた試行事業の開催準備を進めていたが、令和6年1月に発生した能登半島地震により、開催中止とした。

令和6年度の試行事業実施に向け、プロジェクトチームでさらなる検討を行っていく。

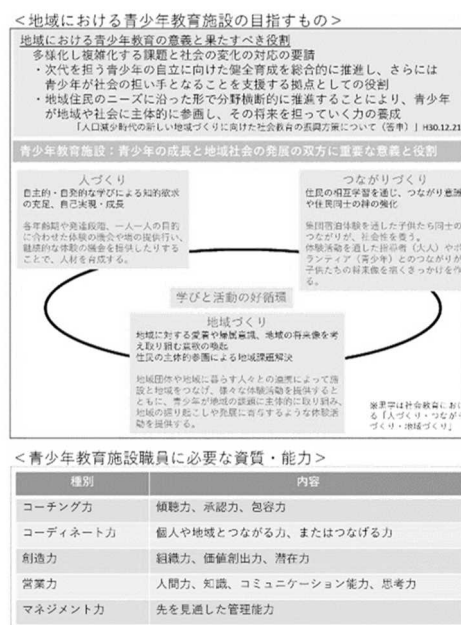


図 4-1

人づくり・つながりづくり・地域づくりの考え方(案)

### （2）自然体験活動指導者（NEAL）養成事業

機構では、官民共同で創設した自然体験活動に関する指導者養成事業を実施した。指導者の種類は、専門的な知識や経験の程度により、①自然体験活動指導者（リーダー）、②自然体験活動上級指導者（インストラクター）、③自然体験活動総括指導者（コーディネーター）の3資格があり、「青少年教育における体験活動」など、概論（計67.5時間）、演習（計67.5時間）から成る養成カリキュラムを受講し、段階的に修了する。

令和5年度は、リーダー養成事業を14地方教育施設で実施し、260人を養成した。このほか、インストラクター養成事業を4地方教育施設（若狭湾、信州高遠、淡路、夜須

高原)で実施し32人、コーディネーター養成事業を1地方教育施設(妙高)で実施し13人、計305人(対前年度比129人減)を養成した。

令和5年度に前述①～③の各資格における養成事業を受講した参加者を対象として、事業終了後にモニター調査を実施したところ、92.8%の参加者から研修後の活動に有用な知見が提供されたとの回答があった。

リーダー受講者では、「それぞれの活動の中で危険なポイントや熱中症などの怖さを知り、救命救急の仕方を学ぶことができた。火を扱う際に危険を予測して声をかけることができた。」、インストラクター受講者では、「指導者として子供たちに接する際の安全管理はもちろん、組織やキャンプ全体としてどのように安全管理に取り組むかを意識することができた。」、コーディネーター受講者では、「今まで見えていなかったものが見えるようになり、自施設の設備や道具、環境を活用できるようになった。」といった回答があり、資格が上がるにつれ、自然体験活動指導者としてより広い視野で全体を捉えられていることがうかがえた。

### (3) 体験活動安全管理研修

青少年の体験活動に携わる指導者等の安全管理意識・能力、指導力及び救助技術の向上を目的として、「安全管理担当者編」(参加者30人)、「山編」及び「水辺編」(参加者32人)を大隅で実施した。機構職員を対象とした「安全管理担当者編」と公立・民間施設の職員にも広く参加募集を行った「山編」及び「水辺編」の講義を一部合同で実施することにより、安全管理に対する共通認識や改善計画を策定することができた。

主な講習内容として、安全管理の基礎、事故事例の研究、事故時の法的責任、体験活動における指導や安全管理の実際(登山実習、カヌー・SUP実習、ファーストエイド実習、救助実習)、安全管理担当者においては、会場である大隅の安全管理状況等を、それぞれに異なるテーマで6グループに分かれ、良い点・悪い点・改善点等について外部評価者として評価を行う演習を行った。

研修終了後に追跡調査を実施したところ、92.3%の参加者が各施設での会議やボランティア研修等で講座内容の共有を図ったり、実際の指導に活かしたりするなど様々な機会において講習で得た知見を活かしていることが分かった。

具体的には、「活動プログラムを実施する際の安全上の留意事項について、マニュアルはできているので、職員間での共通理解・共通行動ができるよう、研修の機会を設けたり、情報共有をこまめに行ったりしたい。」「危険度の高い活動のマニュアルの見直しを行い、実施体制や実施判断等に関するガイドライン部分と指導に関するマニュアル部分とを分割し再作成を行っている。」というような回答があった。

## 2. 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進

地域における読書活動の推進を図るため、絵本に関する専門的知識や実践力等を有する地域の指導者を養成するための絵本専門士養成講座を実施した。

#### (1) 絵本専門士養成事業

絵本に関する専門家として地域における読書活動を推進するため、平成26年度より絵本専門士養成講座を開設している。本講座は「知識を深める」「技能を高める」「感性を磨く」の3分野、30コマ(50.5時間)で、絵本学者、絵本作家及び編集者等による絵本の歴史や概論をはじめ、読み聞かせの技術や手法、絵本作家が物語に込めた意図やその背景を踏まえて編集作業に取り組む活動を紹介する講義など、多種多様な講座内容で構成した。

令和5年度は、絵本専門士として69人が認定された(令和6年5月認定)。

第10期養成講座では、応募総数1,315人の中から実務経験などをもとに審査し選考された70人が計5回(10日間)の講座を受講し、67人が絵本専門士として認定された(令和6年5月認定)。また、認定絵本土の資格取得後、3年間の絵本に関わる実務や活動、絵本専門士としての資質・能力を図る審査を通過することにより、絵本専門士に認定されることが可能となるが、令和5年度には、申請要件を満たした2名の認定絵本土が絵本専門士への認定試験を受験した。いずれも認定要件を満たし、絵本専門士として認定された(令和6年5月認定)。

絵本専門士として認定された第1期生から第9期生568人に対して、認定後の活動状況を追跡調査した結果、268人から活動報告があった。個人や所属団体での読み聞かせ会やおはなし会等を行った数は15,497件、メディア出演や掲載等を行った数は223件、計15,720件の活動を行っていることが分かった。

絵本専門士が地域に根付く絵本イベントを開催した事例として、埼玉県深谷市で開催された「絵本フェスタ」がある。これは、自分の地元で絵本のお祭りをしたいという思いから絵本専門士自身がイベントの実行委員会を立ち上げ、深谷市立図書館と連携して企画運営したイベントである。実行委員会は、埼玉県内に在住する絵本専門士を中心に約20名で組織され、当日の運営には遠方からも絵本専門士が参加した。主に絵本作家と絵本専門士がプログラムを展開し、地元の読み聞かせボランティアも巻き込んで運営された。絵本専門士だけでなく、絵本作家本人によるおはなし会や絵本にちなんだ帽子作り等のワークショップを実施された他、地域の図書館や書店の協力も得て、絵本の展示や相談コーナー、絵本販売ブースが設けられ、地域が一体となり、地域に根差した読書推進活動となった。

また、絵本専門士の中には、地域ごとに集まり、絵本の読み聞かせ活動や絵本関連イベントの開催、絵本の書籍情報を提供する活動など団体を設立して、活動している者もいる。機構は、団体名に「絵本専門士」という名称を使用する場合には事前申請を要することとしており、現在、17団体が活動している。令和5年度は、4団体から「絵本専門士」の名称申請があり、年々広がりを見せている。

## (2) 認定絵本土養成制度

絵本専門士養成講座への応募者が定員の10倍を超え社会的認知・ニーズが高まってきた状況を踏まえ、多くの人々が学ぶ機会を創出し、現在よりも多くの指導者を養成するため、絵本専門士養成講座のカリキュラムを全国各地の大学・短期大学・専門学校で学ぶことができる「認定絵本土養成制度」を令和元年度から本格的に実施している。

令和5年度は、前年度から継続の41機関42学科のほか、新たに8機関を加え、計49機関50学科が実施した。その結果、令和5年度には認定絵本土養成講座に関する全科目の単位を取得した1,556名を認定絵本土に認定した。なお、認定絵本土養成講座の令和6年度開設について、9機関から申請があり絵本専門士委員会にて承認されており、令和6年度はさらに拡大することが見込まれる。

また、令和5年度に認定絵本土として認定された学生が、未就園の子供とその保護者を対象とした子育て支援の場で、読み聞かせを行った。学生たちは講座で学んだことを活かし、読み聞かせ等の実務経験を積むことで、絵本の魅力や可能性を伝える「絵本専門士」として活躍されることが期待される。

## 3. ボランティアの養成・研修の推進

### (1) ボランティアの養成と活動状況

機構では、「青少年理解」や「安全管理」等の講義・実習を含む共通カリキュラムに準拠したボランティアの養成事業を、高校生や大学生などの青少年を中心に社会人も対象とし、全ての教育施設で実施している。養成事業を受講した参加者は、当機構でボランティアとして登録することができ（以下、「法人ボランティア」という。）、全ての教育施設のエデュケーション・研修支援等において運営・指導補助に携わっている。

教育施設で活躍する法人ボランティアの活動を一層推進するため、令和5年度はボランティア養成・研修事業を全ての教育施設で39事業実施し、参加者数は1,465人となった。そのうち、上記カリキュラムに基づく養成事業の参加者は1,137人の目標に対し1,355人であり、スキルアップ等の研修事業の参加者は450人であった。

また、法人ボランティアとして実際に活動に携わった回数は4,678回であった。

### (2) 法人ボランティアの活動の推進

全ての教育施設のボランティア・コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）は、法人ボランティアの社会参画を促すために、法人ボランティア自身が主体となって企画・運営を行う自主企画事業を支援している。令和5年度は法人ボランティアの自主企画事業が24教育施設で37事業が実施された。

#### 【取組事例】自主企画事業支援プロジェクト

教育施設のボランティア活動の発展と活力ある社会を構築できる若者の育成を目指し、法人ボランティアの自主企画事業実現のための支援を行う「自主企画事業支援プロジェクト」を実施した。

中央では、4名の法人ボランティアが、学校での宿泊経験の少ない小学2～4年生

を対象にキャンプという日常とは異なる活動を通して、他者との繋がりや、気持ちを共有するという経験をし、「協力」することの大切さを学ぶきっかけとなる事業を1泊2日で企画・実施した。また、支援学級や支援学校に通学する児童も積極的に受け入れることで、様々な児童にキャンプの経験をしてもらうことも目的とした。

事業の企画にあたり、対象者をどのように楽しませるのか、そのためにはどのような事前の準備が必要なのかを相手の目線に立って考え予測し、低学年や支援が必要な子供がいることから、オリジナルの絵本を制作し、プログラム行程の見通しをもてるようにした。さらに、絵本のストーリーに沿った活動を通じて「協力」とは何かをイメージできるように工夫した。企画者からは、「相手の立場に立って考えることの大切さに気づき学ぶことができた。しかし、その時々の子供の反応から何を求められているのかを判断し、その気持ちに寄り添うことのできる対応力をこのキャンプを通して今後身につけていきたい。」「参加したボランティア同士がどうすれば良好な関係を築くことができるのかを考えることができた。」などの声が寄せられた。

#### 【取組事例】ボラミックスキャンプ

センターでは、全ての教育施設の法人ボランティアが一堂に会し、情報交換を通して交流を深め、各教育施設でのボランティア活動がより発展することを目的とした「ボラミックスキャンプ」を実施した。

事業実施にあたり、公募で集まった6施設6名の法人ボランティアにて企画運営委員会を組織し、約5か月間にわたって企画を行うとともに、当日のプログラムも全て企画運営委員が進行しながら実施した。今後の法人ボランティア活動において積極的に活躍することが期待できる者を対象とし、27教育施設より49名の法人ボランティアが参加した。

上記の「自主企画事業支援プロジェクト」を活用して実施した自主企画事業や、運営補助として参加した教育事業を通して学んだ点や工夫点、課題などを報告し合い、意見交換を行う機会を設けた。また、企画を立てるときの視点や考え方について学びを深めるため仮想の事業企画を行った。企画をした委員からは「妥協せずこだわりを持った企画運営ができた。」「キャンプを通してたくさんの法ボラ同士を繋げる役割をできてよかった。」などの声が寄せられた。

#### (3) 法人ボランティアの表彰制度

機構では、学生による法人ボランティアの活動を奨励し推進する「法人ボランティア表彰制度」を平成26年度から実施している。学生の法人ボランティアの活動は、学生にとってはリーダーシップやコミュニケーション力の育成に資するとともに、子供たちにとっては学生たちの活躍を目の当たりにすることで将来への憧れや励みに繋がっている。

令和5年度はこのような法人ボランティアの活動と勉学を両立させ、他の模範となるような学生を対象に35人（対前年度比28人減）を表彰した。表彰の際は、推薦者である教育施設の所長が表彰者の所属大学に出向き、学長等に臨席してもらうとともに、地元新聞に記事を掲載してもらうなど、大学側にも機構のボランティア活動への理解を深めてもらう機会とした。

#### 4. 自己点検・評価

##### <評価と根拠>

評価：A

青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するため、青少年教育指導者等の養成及び資質の向上に関する事業を108事業実施した。事業参加者に対してアンケート調査を行ったところ、全体の89.8%から「満足」の評価が得られ、年度計画に定める数値目標（80%）を9.8ポイント上回った。また、参加者への研修後の実務に対する有効度の事後調査については、自然体験活動指導者（NEAL）養成事業の回答者の92.8%、体験活動安全管理研修の回答者の92.3%が、研修後の活動に有用な知見が提供されたといった評価を得ており、数値目標（70%）を大幅に上回った。

絵本専門士の社会的認知・ニーズの高まりを踏まえ、「認定絵本土養成講座」は令和4年度の41機関42学科から新たに8機関増え計49機関50学科で実施することができた。

併せて、地域における絵本専門士の活動への認知も拡がり、それぞれの地域において、ニーズに合わせた活動が展開されている。ボランティア養成・研修の推進では、計画の「1,137人以上」を上回る1,355人を養成した。法人ボランティアの活動回数は4,678回であり、数値目標（3,253回）を上回った。

これらのことから、年度計画の目標を大幅に上回る成果が得られたためA評価とした。

##### <課題と対応>

青少年教育指導者等の養成及び資質の向上については、意図的・計画的に多様な体験の場や機会の創出ができるよう、自然体験活動だけではなく、読書活動や生活・文化体験、社会体験など、多様な体験活動や青少年教育に関しての基礎的な幅広い知見が必要である。また、安全管理やプログラム全体をコーディネートし評価できる能力も必要である。青少年教育指導者として体系的な資質の向上を図るため、青少年教育に関する各種答申や機構の研究成果なども参考としながら、基礎的研修や専門的研修について、オンライン教材の作成や対面による研修の内容を検討していくとともに、実際に活動する場と機会の支援も併せて検討していく。

## 第5章 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

本章では、「青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援」について、計画・具体的な取組・成果等を述べる。

### （令和5年度計画）

青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言等の教育的支援を行い、利用者の研修目的が達成されるよう努める。

なお、利用者サービスの向上に取り組み、毎年度平均73%以上の利用団体から4段階評価の「最上位評価（リピート意向）」を得られるようにする。

#### （1）研修利用の充実

青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進するため、全国28施設において「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国28施設で青少年人口（0歳～29歳）の1割程度の利用実績を確保する。

また、広報活動等の工夫・充実に努めるとともに、特別に支援が必要な青少年の受入について配慮した対応を行う。

#### （2）研修に対する支援の推進

地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言、プログラムの提供等の教育的支援を行う。

また、地域の実情を踏まえた体験活動事業を含む教育事業などを実施することにより、その体験活動が学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校教育との連携の強化、「主体的・対話的で深い学び」の視点から開発及び改善されたプログラムを研修支援として活用できるよう学習方法をまとめるとともに、ねらいにあった指導方法を見直すなど改善を図り、利用団体に対する研修支援を推進する。

なお、活動プログラムを利用した80%以上の青少年団体から活動プログラムのねらいに対して「有効」との評価を得られるよう職員等の指導力の向上を図るとともに、地方施設を利用した小中学校から集団宿泊体験活動に関する効果を把握する。

さらに、外部研修指導員を活用できるよう留意した取組を行う他に、危険度の高い活動プログラムの改善や使用する設備や備品の管理、整理整頓などを日頃から行い、安全安心な施設づくりに取り組む。

機構では、青少年及び青少年教育指導者等の利用団体が研修目的に応じた主体的で効果的な活動が行えるよう、様々な体験活動の場と機会及び情報を提供するとともに、教育効果の高い活動プログラムを提案するなど、相談及び学習指導等の研修支援を積極的に行った。

その他、安全・安心な教育環境の整備に努めるなどにより、利用者サービスの向上に取り組んだ。その結果、85.4%の利用団体から4段階評価の「最上位評価（リピート意向）」を得られ、年度計画で定められた73%以上を達成することができた。

## 1. 研修利用の充実

青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進するため、全ての教育施設において「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、月次、四半期、年度ごとに分析し本部へ報告を行った。また、本部においては、各教育施設から寄せられた利用者獲得に繋がった広報の事例や利用者の満足度に繋がった事例をまとめ、全ての教育施設での情報共有に努めた。

令和5年度の利用者数（教育事業による利用者を除く）は、2,516,618人であり、宿泊利用者数は1,486,167人、日帰り利用者数は1,030,451人であった（表5-1、詳細は第2章表2-2参照）。

このうち、青少年利用（青少年及び青少年教育指導者等の利用）は、2,234,140人となり、青少年人口の1割3,307,992人（「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」令和5年1月1日現在 総務省）の67.5%となった。

なお、令和6年1月1日に発生した能登半島地震によって、北陸地方施設を中心に推定で103団体18,518人の利用が減少した。

このような中でも、利用の促進に向けた広報活動等の工夫・充実、特別に支援が必要な青少年に配慮した受入を行うなど、可能な限りの取組を行った。

表5-1 利用状況(教育事業による利用者を除く)

| 区 分   |       | 青少年利用  |           | 一 般 利 用 |         | 合 計    |           |
|-------|-------|--------|-----------|---------|---------|--------|-----------|
|       |       | 団体数    | 利用者数(人)   | 団体数     | 利用者数(人) | 団体数    | 利用者数(人)   |
| 宿 泊   | 令和5年度 | 11,135 | 1,401,121 | 1,106   | 85,046  | 12,241 | 1,486,167 |
|       | 令和4年度 | 8,744  | 1,001,637 | 681     | 48,266  | 9,425  | 1,049,903 |
|       | 増△減   | 2391   | 399,484   | 425     | 36,780  | 2,816  | 436,264   |
| 日 帰 り | 令和5年度 | 19,468 | 833,019   | 7,172   | 197,432 | 26,640 | 1,030,451 |
|       | 令和4年度 | 18,360 | 663,231   | 6,017   | 110,510 | 24,377 | 773,741   |
|       | 増△減   | 1,108  | 169,788   | 1,155   | 86,922  | 2,263  | 256,710   |
| 合 計   | 令和5年度 | 30,603 | 2,234,140 | 8,278   | 282,478 | 38,881 | 2,516,618 |
|       | 令和4年度 | 27,104 | 1,664,868 | 6,698   | 158,776 | 33,802 | 1,823,644 |
|       | 増△減   | 3,499  | 569,272   | 1,580   | 123,702 | 5,079  | 692,974   |

(注1)「青少年利用」とは、青少年及び青少年教育指導者等の研修利用である。

(注2)「一般利用」とは、青少年以外のグループや団体等の一般の研修利用である。

**【取組事例①】事業推進係長ミーティングの実施（本部）**

本部では、令和3年度からオンラインによる事業推進係長ミーティングを四半期に一度開催している。本ミーティングは各施設の事業推進係長が一堂に会して、研修支援の充実を目指し情報交換及び意見交換を行うことを目的としている。このミーティングを通して、施設間の情報交換が進み、他施設の取組を自施設に取り入れる事例が見られるようになった。例えば、次年度の施設使用料改定に伴って改訂が必要となる書類の試作データを横展開したり、利用申込フローのデジタル化に向けて既に実施をしている施設の事例を共有したりするなど、利用者の利便性向上と業務の効率化を図った。

また、研修支援プラットフォーム上でも、「職員・施設間質問コーナー」や社内メールソフトを活用したコミュニケーションツールを活用して相互に情報交換や質問ができる場を設けたり、各施設の利用者数増加に資する取組事例をまとめたサイトを用意したりするなど、よりよい研修支援に向けた職員の意識醸成にも繋がる仕組みを作っている。

**【取組事例②】利用者「生の声」を引き出す・取り入れた工夫（大雪）**

大雪では、職員が直接、利用者に対し、活動の導入の場面で「どんなことを知りたいのか」「何をしてみたいのか」などの問いかけを行い、青少年の「やってみたい」を引き出せるような働きかけを行ってから活動に入るなど、利用者の想いや考えが活かされるような指導を行うように取り組んだ。また、入所式や直接指導などを担当した職員が退所式の対応に当たるようにし、活動の感想や気づきを具体的に聞き出すようにした。なお、聞き取った感想については、「生の声」として施設内に掲示したり、ホームページに掲載したりすることで、「これから施設の利用を考えている団体にも活動の様子や活動での学びをイメージしやすくなった。」といった声が寄せられた。

**【取組事例③】特別に支援が必要な青少年の受入に関する工夫（那須甲子）**

特別に支援が必要な利用者に対し、事前に生徒の障がいの程度などを聞き取り、宿泊室の配室や食事・入浴時間、活動プログラム上の配慮など、団体の要望に応じて調整を行っている。野外炊事活動の提供にあたっては、ユニバーサルデザインのピーラーの導入とカレー作りの手順書を整理し、一人一人の実態に合わせて無理のないように活動の役割分担を実施でき、それぞれの生徒が満足感を得られる活動を提供した。教員から、『みんなで作ったカレーライス』という認識が生まれ、カレー作りが一番楽しかった。」といった声をいただいた。

**2. 研修に対する支援の推進**

全ての教育施設では、利用団体がよりよい研修を実施できるよう、職員が利用団体の指導者・引率者と実施する事前打ち合わせ等で、研修計画や活動プログラムに関する指導・助言を行っている。具体的には、利用団体の目的を把握し、目的達成に向けた各活動プログラムのねらいに則したプログラム提案などを行い、当日の利用に関しても、直接指導や間接指導

等を通じて、活動プログラム等の教育的効果が高まるよう配慮している。

### （１）教育的支援の工夫

事前打ち合わせでは、利用団体の特性や目的を把握したうえで多様なプログラム提案を行った。また、利用当日においても適切な指導・助言等を行い、利用団体がよりよい研修を実施できるよう努めている。

#### 【取組事例①】アウトリーチ型の指導・助言の実施（山口徳地）

山口徳地では、中学校の新１年生を対象とした集団宿泊的行事の企画・立案を本所職員が中学校に出向き、学校内の会議に参加するなどして、教員と密に連携をとりながら実施した。活動のねらいや目的に沿った活動プログラムの提案や校内での事前オリエンテーションを実施するなどし、宿泊学習での体験を学校生活に活かすために全体のコーディネートを行った。

当日は、徳地アドベンチャー教育プログラム（チームビルディング）の実施後、グループで野外炊飯を実践した。また、宿泊学習実施後に、学校に戻ってから行った学級目標作成につなげるための宿泊学習のふりかえりを施設職員がファシリテートした。

参加生徒からは、「この２日間で良いことも悪いことも見つけて、それをみんなで改善して一つ一つをやり遂げることの大切さを学びました。」「初めはできないこともあったけど少しずつできて目標を達成できました。これから３年間、この２日間を一緒に過ごしたみんなと協力してどのクラスにも負けないようにしたいです。」等の声が寄せられ、担当教員からは、「事業１日目の感想、２日間のまとめと振り返りを受けて帰校後にクラス全体で学級目標を作成したが、例年になくスムーズに作業が進み、質の高いものとなった。」と好評であった。

#### 【取組事例②】利用団体の研修目的の達成に向けた工夫（三瓶）

三瓶では、活動プログラムを行う前に、利用団体と打合せを行い、活動のねらいを利用団体の代表者と共有して指導に生かした。例えば６月に利用があった学校団体については、「班で協力して課題解決できるようにしたい。」という担任の思いがあることを打合せで確認し、その思いやねらいを意識した活動を行えるようにするため指導や支援を行った。利用後のアンケートでは、「喧嘩が絶えない子供たちが活動プログラムを通して、お互いに思いやりのある言葉をかけられるようになってきた。」との記述があった。

### （２）学校教育との連携の強化

#### ① 教科等に関連付けた体験活動プログラムの実施

学校教育との連携を強化するため、教科等に関連づけた体験活動プログラムの実施や新たなプログラムの開発等を図り、23 教育施設にて 145 校へプログラム提供を行った。

#### 【取組事例】異文化理解・グローバル志向に着目したプログラム（能登）

能登では、教育事業として実施した「HAKUI キッズイングリッシュキャンプ」にて開発した異文化理解を深めるためのプログラムを、教科等に関連付けた体験活動プログラムとして実施している。

本プログラムは、異文化への理解を深める教科の目的に加え、仲間と協力して食事を作る協働体験を通して、コミュニケーション能力や協調性を養うことなどを目的として実施し、小学校6年生が外国語・家庭科学習として、食材や調理の仕方の英語を正しく聞き取ったり、簡単な英語を使ったりしながら、外国料理（ジャンバラヤやガパオライス）を調理した。さらに、英語表記のレシピを作成したことで、活動の質を高める工夫を取り入れた。実施後の評価では、外国語を身近に感じることで、異文化理解の促進とともにグローバル志向の興味・関心の高まりがみられた。

## ② 小中学校の集団宿泊活動に関する効果の把握

集団宿泊的行事の効果を明らかにすることを目的に、昨年度に引き続き、児童・生徒の視点による調査を進めるための効果測定票作成の準備をすすめた。今年度は、学習指導要領が示している特別活動等の目標から抽出した文言を参考に、各地方施設の企画指導専門職等や研究センターの協力も得ながら、質問文案を作成した。

## （３）プログラム開発及び改善

地域の実情を踏まえた体験活動事業を含む教育事業や国土強靱化基本計画に対応した防災・減災教育（第11章2.（2）参照）などを実施することにより、「主体的・対話的で深い学び」の視点からプログラムの開発や改善に取り組んだ。その結果、90.9%の青少年団体から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価が得られ、年度計画に掲げた目標値80%を大きく上回ることができた。

### 【取組事例】防災・減災プログラム「危険予知トレーニング」の開発（乗鞍）

乗鞍では、安全指導として防災・減災プログラムである「危険予知トレーニング」を団体の指導者、児童生徒に研修支援プログラムとして40団体1731名に提供した。具体的には、野外炊事の場面のKYTシートを活用し、児童・生徒自身が危険箇所を見つけるトレーニングをして、安全に対する知識量を増やしたり、グループで安全に活動できるようにしようとする意欲や実生活での危険予測をする観点を高めたりすることができた。実際の野外炊事の場面では、仲間同士「主体的・対話的」に安全について注意し合うことで大きなケガや事故なく実施することができた。

## （４）外部研修指導員の活用

地方教育施設では、研修に対する支援を推進するため、各種活動プログラムに関して専門的な知識や技能を有した外部研修指導員を活用している。令和5年度は、22施設において688名が指導員として登録されており、延べ4,371名が団体に対する指導を行った。

## （５）安全安心な施設づくり

全ての地方教育施設においては、危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアルを作成・更新するとともに、安全管理に関する研修を実施する（第4章. 1（3）参照）などの取組を行っている。令和3年度からは全ての地方教育施設に安全管理担当者を2名配置し、安全管理担当者が中心となって、各施設職員のための安全研修や点検業務の計画を作成、実施するとともに、危険度の高い活動プログラム等の整備を行っている。また、傷病・事故・ヒヤリハットの把握・分析を行い、その傾向と対策を図ることで、各施設の安全管理に関する運営を強化している。

#### （6）その他研修に対する支援の推進に向けた取組

全ての教育施設及び本部においては、前述の取組以外にも研修に対する支援の推進に向けた各種取組を実施している。

例えば、本部では、令和5年度から研修支援の質の向上等の観点から、国立青少年教育施設の管理運営方針における利用者の受入れを行わない日の整理を行った。具体には、教育機能の充実のため施設・備品等の点検整備や職員の研修を行う日としての「整備点検・研修日」や、職員の働き方改革、施設運営経費削減、研修支援の質の充実の視点からの「全職員が出勤しない休館日」を新たに設定した。

また、各施設が設定した利用者数目標値について、年度途中の目標値達成度を鑑み、上半期が終えた時点で、再設定を依頼した。これにより、各施設が一丸となって、利用者獲得やサービス向上に取り組んでいける、現実的かつ内発的動機付けとなり働きかけを行った。

### 3. 自己点検・評価

#### <評定と根拠>

評定：B

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、利用者の回復をより促進していく1年となった。コロナ禍後、世界的に生活様式が変化し、疑似体験の需要が高まりつつあるものの、直接体験の大切さやその必要性について社会に訴えつつ、利用団体の安全・安心な研修環境の整備、職員の研修支援業務における研修、コロナ禍を経て利用の途切れてしまった団体に対する広報等、利用者確保する事業運営に努めた。これまで全ての教育施設に蓄積されたノウハウ継承に課題を抱える中、利用者の研修目的が達成されるよう、ICTを活用した事前相談や打ち合わせの実施、利用当日における丁寧な指導・助言などを行い、利用者一人一人に寄り添いながら手厚く支援するよう努めた。

令和5年度における青少年利用者数は、年度計画に定める数値目標（青少年人口3,307,992人の1割程度の利用者数確保）に対して、2,234,140人となった。

年度計画に定める数値目標（利用団体から73%以上の「リピート意向」の評価を得る）については、85.4%と達成することができた。

また、教科等に関連づけた体験活動プログラムの実施、地域の実情を踏まえた特色あるプログラムの開発、特別に支援が必要な青少年の受入に関する工夫など、利用者の増加に

向けた取組を推進することで、令和4年度比で73.2%増の総利用者を得たものの、青少年利用者数の目標値達成には至らなかったためB評定とした。

#### ＜課題と対応＞

研修利用の充実において、全ての教育施設で青少年人口の1割程度の利用実績を確保することが求められているが、教員の働き方改革による学校行事の見直し、旅客運送事業における労働基準の見直しなど、利用者獲得に向けてのマイナス要因が種々考えられる。そうした中、利用日数を短縮した団体や予約を取りやめた団体の理由や動向、所在県を含めた各自治体における人口や学校数に対する利用率等を分析・把握することで現状を改めて確認し、それらを踏まえ、具体的に利用者増加に向けたマーケティングを検討し、行動計画を策定することで中・長期的な見通しをもって利用者獲得に繋げていく。さらには、利用団体の利便性向上を図るため、既存の業務フロー見直し、利用申込のデジタル化に向けて検討を進めていく。

また、研修に対する支援の推進のためには、教育施設で提供している活動プログラムの質を一層向上させていくことが必要である。ICTを効果的に活用した活動プログラムの開発や、教育事業において実施した内容を活動プログラムに落とし込むなど、教育事業と研修支援が連動した取組を実施する。

## 第6章 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

本章では、「青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進」について、計画・具体的な取組・成果等を述べる。

**（令和5年度計画）**

青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進するため、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業を6事業実施し、全都道府県からの参加者確保をめざす。また、地方施設においては広域的な事業の充実を図る。

機構では、昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題について、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ適切に対応するため、各関係機関・団体相互と連携し全国的な会議や研究集会を通して青少年教育の充実・発展を図っている。

また、令和5年度に設置した経営企画室を中心に、民間企業との連携を進めており、企業と連携した事業の実施や物品等の提供を受けている（第9章参照）。

地方教育施設においても、地元の関係団体等と連携したフォーラム等の事業を実施している（「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の取組については第3章参照）。

## 1. 関係機関・団体相互の連携促進

### （1）青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業

青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進するため、全国の青少年教育施設の職員や青少年の読書活動・相談業務に関わる担当者、青少年の指導にあたる学校教育関係者や青少年育成道府県民会議などの指導者等を対象に、フォーラムや集会等の事業を8事業実施し、参加者数は1,657人（47都道府県からの参加）であった。

青少年教育関係団体等の関係者が情報交換や交流を行うことで、青少年の体験活動の推進を図るとともに、団体や立場を超えた取組や繋がりを生み出し、青少年関係機関・団体相互の連携を促進することができた。また、全国青少年教育施設所長会議・施設研究集会では参加者の利便性向上を狙い、新たな取り組みとしてオンデマンド配信を行った結果、予定数を超える視聴数を確保できた。

- ・子どもの読書活動推進フォーラム（令和5年4月23日、参加者269人（46都道府県から参加）、オンライン配信有）
- ・全国青少年体験活動推進フォーラム（令和5年11月18日、参加者103人（4都道府県から参加）、オンライン配信有）
- ・全国青少年教育施設所長会議・施設研究集会（令和6年2月22日～3月15日、オンデマンドによる教材発信、視聴者約200人（18都道府県から参加 ※アンケート回答者のみ））
- ・未来を拓く子供応援フォーラム（令和6年2月16日、210人（都道府県未調査）、オンライン配信有）
- ・全国中学生・高校生防災会議（令和5年11月17日～19日、参加者66人（9都道府県から参加））
- ・全国青少年相談研究集会（令和6年1月18日～19日、参加者380人（46都道府県から参加）、オンライン配信有）
- ・第6回全国学生ボランティアフォーラム（令和6年3月22日～24日、93人（15都道府県から参加））
- ・第45回少年の主張全国大会（令和5年11月12日、参加者336人（42都道府県から参加）、オンライン配信有）

#### 【取組事例】全国青少年体験活動推進フォーラム（妙高）

妙高を会場に、青少年教育指導者、教員、学生、教育行政関係者、幼稚園教諭・保育士、体験活動に興味がある方、体験活動の指導者を目指す方等を対象に、「全国青少年体験活動フォーラム ウェルビーイングを実現させる体験活動 ～全ての子供たちに～」を文部科学省の委託を受けて実施した。

本事業はウェルビーイングを実現させる体験活動の重要性について再認識をするとともに、様々な実践事例について考察し、成果や課題等について全国に普及啓発する機会とするため、企画委員会を設置し、事業の企画、評価、成果の普及等について検討し、プログラム内容は、鼎談、分科会（3テーマ）及び全体会で実施した。

鼎談では、講師の方3名が「ウェルビーイングを実現させ、夢や希望を与える体験活動」をテーマに、各々の人生の中での成功体験・失敗体験の共有、指導者としてウェルビーイングを高めるための支援や工夫等について話し合った。その中で、失敗体験の後に、主体的に自分で考えて自分で行動を起こすことが喜びにつながること、ウェルビーイングは一回だけではなく複数回の体験が必要なこと、また一人ではなく複数の人で体験を共有することにより、他者に対する尊敬の念を持つことができ、成長に繋がる等の意見が得られた。

分科会に関しては、「学校教育における体験活動を見直そう!」、「幼児教育における自然体験活動に学びがいっぱい!」、「体験活動の感動を高める伝えるICTの活用」の3分科会に分かれ、それぞれ実践発表と協議を行った。

参加者からは「フォーラムで学んだことをもとに、社会教育行政が、困難を抱えた青少年の体験活動の事業化を考えていきたい。」などの感想が得られ、各分野からの取組事例や情報交換を行うことで、誰一人取り残さない体験活動の取組について新たな発想や着眼点を得ることができ大変好評であった。

#### 【取組事例】未来を拓く子供応援フォーラム（本部）（第3章1（2）参照）

#### 【取組事例】第40回全国青少年相談研究集会（本部）

青少年の健全育成や青少年の相談事業に携わる者が一堂に会し、協議等を通じて、指導者としての指導者としての資質・能力の向上を図り、関係機関・団体間の連携を促進することを目的に「全国青少年相談研究集会」を実施した。今年度は、「『こどもまんなか社会』を実現するために」をテーマに1泊2日で開催し、380名（オンライン視聴含む）の参加者を得た。

実施にあたり、現代の青少年を取り巻く課題が、多様化・複雑化し、これらに対応していくためには関係機関が連携・協働し、地域で支援する体制の構築が不可欠であることを踏まえ、多様な視点での事業を実施すべく、帝京大学大学院文学研究科教授の元永拓郎氏を委員長とした企画運営委員会を設立し、有識者による企画・運営を進めた。

有村萌氏（ゲートキーパー、NPO法人LightRing.）、原田伊織氏（尼崎市ユースカウンシル事業Up to You!、ヤングケアラー、こども家庭審議会委員）、松岡 宗嗣氏（一般社団法人fair代表理事）によるオープニングセッションのあと、こども家庭庁支援局家庭福祉課ひとり親家庭等支援室及び厚生労働省社会・援護局総務課自殺対

策推進室による行政説明、「孤独／孤立の問題」「教育／発達関連」「地域関連」「子ども自殺対策」の4つの研究講義と分科会を実施した。

#### 【取組事例】第45回少年の主張全国大会（本部）

少年の主張全国大会は、昭和54年（1979年）に国際児童年を記念して、中学生が日常生活の中で感じた心からの思いや考え、感銘を受けた出来事などを広く発表することで、多くの国民に中学生への理解や関心を深めてもらうことをねらいとし、当時は、総理府青少年対策本部の補助事業として、社団法人青少年育成国民会議が開催したもの。

平成13年（2001年）の中央省庁再編に伴い、本補助事業の担当が文部科学省に移管され、平成18年度からは機構が子どもゆめ基金の普及啓発事業として社団法人青少年育成国民会議に委託して実施されていた。

平成20年度に社団法人青少年育成国民会議が解散したことから、平成21年度からは機構の主催で実施され、現在に至っている。

第42回から44回大会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、WEB開催で実施した。第45回大会は4年ぶりに集合開催で実施し、佳子内親王殿下のご臨席を賜り実施した。

事業の教育効果に期待され、上廣倫理財団から1千万円の助成を受け実施した。このことにより、都道府県代表者の推薦業務に取組んでいただく県民会議等への委託金額を20万円増額し上限金額を70万円とし、参加する中学生を増加させるための取組を強化するよう依頼した。この結果、今年度は主張作文を執筆した中学生数が3,884校の383,669人（中学生の約12%）であった。

大会審査委員には例年、青年代表として過年度受賞者に参画いただいている。全国大会での主張発表を契機に、その後も発表内容を深める取り組みを継続していることが確認できた。また、参加者同士の交流を通じて意識が高まったなどの声もあり、本事業の教育効果が極めて高いものであることを確認している。

#### （2）地方教育施設における広域的な事業

地方教育施設においても、青少年教育に関する関係機関・団体等との連携を促進するため、広域的な事業を実施している。

#### 【取組事例】北海道アウトドアフォーラム2023（日高）

日高では、北海道の大自然を活動の場にする、教育・観光・施設等の関係者が一堂に会し、情報交換や交流を行うことで、青少年の体験活動の推進を図るとともに、地域ミーティングや若手研修会など、団体や立場を超えた取組や繋がりを生み出し、北海道内の自然体験活動や野外教育活動の振興を目的に平成27年から「北海道アウトドアフォーラム」を実施し今年で8年目を迎えた。

事業の企画検討や当日運営には、北海道教育大学、国土交通省北海道運輸局、北海道教育委員会、社会教育団体、民間アウトドア事業者など20名近くの外部委員が参画し、令和5年度は「今、シンカするアウトドア」をテーマとして実施した。

なお、本事業は22の企業・団体から協賛・寄付をいただき、実施した。

当日は、基調講演、トークセッション、選択ワークショップ、展示出展が実施され、特にワークショップについては25テーマで実施するなど充実したものとなり、102人が参加した。

### (3) オープンイノベーションを見据えた民間企業等との連携促進

「誰一人取り残すことなく、全ての子供たちに良質な体験を提供する」との考え方のもと、多様な人々や組織との協働によるオープンイノベーションを推進し、SDGsへの貢献や防災教育、STEAM教育、地域振興等の観点を取り入れた新たな事業や体験活動プログラムの開発等に取り組んでいる。

令和5年度は、株式会社モンベルとの連携事業であるSEA TO SUMMIT for childrenを諫早及び大隅において開催（第3章1.（3）②及び第9章1.（4）参照）するとともに、センターでは、株式会社ラフ&ピースマザー及び株式会社CANVASとの連携のもと、「春のキッズフェスタ2023」を開催した（第9章1.（4）参照）。また、子供たちの防災意識と災害対応力の向上、STEAM教育を目的として、新たにタイガー魔法瓶株式会社と連携協定を締結し、能登半島地震の被災地域小・中学生を対象としたリフレッシュキャンプ（第3章3.（3）参照）において、当該会社から寄附された野外炊飯器を活用しながら活動プログラムを実施した。

地方教育施設においても、地域における価値を高められるよう、淡路ではスポーツによる青少年育成の拠点化を目指し、スポーツ団体をはじめとする利用者へのサービス向上のための取組として株式会社AWJと連携協定を締結し、当該会社の有するサッカー等のスポーツ指導及びクラブチーム運営のノウハウと、淡路が有する宿舍やスポーツフィールド等の有効活用、青少年教育の知見の提供、スタッフ派遣等の職員相互交流を行った。令和5年11月に実施した「淡路うずしおフェスティバル2023」では、当該会社の連携のもと、元サッカー日本代表によるサッカーイベントを実施した。また、阿蘇では、災害発生時での協力、消防研修、救命救急教育、防災教育及び人材育成等を推進し、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的として、阿蘇広域行政事務組合消防本部と連携協定を締結した。

## 2. 自己点検・評価

### <評定と根拠>

評定：A

新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じてオンラインやオンデマンド形式で開催するよう工夫をし、目標値（6事業）を上回る8事業を実施し、全都道府県から参加者を確保するとともに、地方教育施設においても、青少年教育に関する関係機関・団体等との連携を促進するため、広域的な事業を実施した。

また、本部で行う全国規模の事業においては、少年の主張で各都道府県への助成額増額により課題を抱える青少年等への参加広報を広げたことや、全国青少年相談研究集会で地域で実践団体代表者を委員に加える等の体制を整えることで「こどもまんなか社会」に資

する地域の関係団体のネットワークづくりを意識する事業にするなど、地域のニーズや国の施策に応じた内容の充実を実施した。

さらに、また、民間企業等とも積極的に包括連携協定を締結するなど、多様な組織との協働による新たな事業や体験活動プログラムの開発等に取り組んだことから、A評価とした。

#### ＜課題と対応＞

全国的な青少年関係機関・団体及び地域の各関係機関・団体相互の更なる連携促進のため、青少年教育指導者等を対象とした全国規模の事業を充実させる。

また、地域行政等と協力して地域の青少年団体への情報提供や意見交換を促す等の積極的な働きかけに努めていく。

## 第 7 章 青少年教育に関する調査研究

本章では、「青少年教育に関する調査研究」について、計画・具体的な取組・成果等を述べる。

### （令和 5 年度計画）

体験活動の重要性等青少年教育に関する基盤的調査研究及び課題別調査研究を国内外で実施し、その成果を広く提供を行う。

#### （１）基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的实施

- ① 「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和 4 年度（2022 年度）調査）」の結果を公表する。
- ② 日本と他国の高校生の意識に関する比較調査を行い、日本の青少年の意識の特徴を分析する。
- ③ 子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査の結果を公表するとともに、引き続き調査を実施する。
- ④ 国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査を実施し、報告書にまとめる。
- ⑤ 青少年教育の国際比較研究（令和 4 年度（2022 年度）調査）の成果をまとめ公表するとともに、引き続き調査を実施する。
- ⑥ 青少年の体験活動と意識に関する追跡調査（令和 2～4 年度）の結果をまとめる。

#### （２）調査研究成果の普及及び活用

- ① 調査研究成果の普及に向け、引き続き YouTube チャンネル等を活用し、普及のための取組に努める。
- ② 体験活動の重要性等に関する調査結果を簡潔にとりまとめたパンフレット等を作成・配布するとともに、Web 掲載等を活用した調査研究成果の普及に努める。
- ③ 機構が実施した調査結果については、個票データをデータベースに追加するなど、ホームページ等を活用して広く提供するとともに、それらの活用状況の把握に取り組む。
- ④ 調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、全国規模の会議等での発表や説明の機会を設け、調査結果の普及に努める。
- ⑤ 国立の青少年教育施設や関係機関・団体、公立青少年教育施設等と青少年教育に関する実践・調査研究等の普及等連携を図る。

機構では、我が国の青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、青少年における全国規模で定期的なデータの収集が見込まれる基盤的調査研究に加え、時宜に即した青少年教育の課題に対応した課題別の調査研究を実践的、複合的に関連し合うよう戦略的に企画し、実施している。その研究成果を広く周知するため、報告書やパンフレット等に取りまとめて関係機関・団体等に配布している。また、調査結果の引用や個票データの二次利用等、広く調査研究成果の普及・活用に努めている。

## 1. 基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的实施

### (1) 基盤的調査研究

#### ① 青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度調査）

機構では、青少年教育の充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、平成18年度から青少年の自然体験、生活体験、生活習慣の実態や自立に関する意識等について3年に1度（平成28年度調査までは2年に1度）、全国規模の調査を実施している。

令和5年2月から3月にかけて、全国の小学校（4～6年生）や中学校（2年生）、高等学校（2年生）の計900校の児童・生徒約16,000人と、小学生（1～6年生）の保護者約14,000人を対象とした調査を実施した。令和5年度は、令和4年度調査結果の集計・分析を行い公表した。なお、今回の調査では、「放課後や休日の過ごし方」をトピックとした。

今回の調査の分析結果からは、主に次の4点を明らかにした。

- ア. 放課後や休日に、保護者が子供に活動的な過ごし方（運動やスポーツをしたり、友だちと遊んだりすること）を希望しているのに対して、青少年は家でゆっくりできる過ごし方（テレビをみたり、音楽をきいたり、ゲームをしたり、体をやすめたりすること）を希望する傾向がみられることが明らかになった。
- イ. 経済状況と放課後や休日の過ごし方の関係について、世帯年収200万円未満と1,200万円未満の両方で、青少年の放課後や休日の過ごし方の満足感が低い傾向がみられた。
- ウ. 1年間の学校外での体験活動については、「実際にしたこと」と「したいこと」の両方を尋ねて比較したところ、青少年は保護者や自身が希望するほどの体験ができていないことが明らかとなった。特に、中学生と高校生において、「農業や林業、漁業での勤労や生産を体験すること」「商店（お店）や会社などで実際の職業を体験すること」「外国の人と話したり、遊んだり、一緒に生活したりすること」などの体験の希望と実際の体験活動の差が大きかった。
- エ. 青少年の体験活動等の現状と推移については、コロナ禍を経て青少年の体験活動が減少していることが明らかになった。特に、自然体験においては、2010年代を通じて、子供の自然体験にやや減少傾向がみられていたが、令和4年ではさらに減少していた。小学生の、調査年の1年前（令和4年）の4月から調査時点までに公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事への参加率は36.7%であり、令和元年（50.0%）から大きく減少（マイナス13.3ポイント）していた。子供が参加

しなかった理由としては、「子供が関心を示さないから」、「保護者などの時間的負担が大きいから」「団体や行事などがあることを知らないから」が多くみられた。

上記の他、研究員及び専門家による追加分析を行い、それぞれの専門分野から多角的な知見を示すことができた。

## ② 日本、米国、中国、韓国の高校生の意識に関する比較調査

機構では、日本の青少年の意識の特徴を把握することを目的として、4か国（日本、米国、中国、韓国）の青少年を対象とした調査を、毎年調査テーマを変えて実施している。

令和5年度は、日本、米国、中国、韓国の高校生約12000人を対象に令和4年9月から令和5年1月までに実施した「高校生の進路と職業意識に関する調査」の結果について集計・分析を行い公表した。

今回の調査の分析結果、日本の高校生の特徴として次の5点を明らかにした。

ア. 進路にかかわる学習への関心が高く学習も行われているが、実際の体験が少ない。

イ. 仕事や働くことのイメージは「生活のため」「社会人としての義務」というイメージを持っている割合が米中韓に比べて著しく高い。

ウ. 職業選びにあたって、「仕事の環境」「安定性」「自分の興味や好みに合っている」を重視。

エ. 10年前と比較して、「暮らしていける収入があればのんびりと暮らしていきたい」

「仕事よりも、自分の趣味や自由な時間を大切にしたい」と考えている割合が上昇。

「望む仕事につけなくても、我慢して働くべきだ」は大きく低下。

オ. 今の生活に満足しているが将来への不安が強い。「今の生活に満足している」と回答した割合と、「自分の将来に不安を感じている」と回答した割合は、共に8割を超え、米中韓よりも高くなっている。

これらの調査結果は、令和5年6月22日に報道発表を行い、41件（新聞5件、Webサイト36件）のメディアで取り上げられた。

また、「高校生のSNSの利用」をテーマに、令和5年9月から令和6年2月にかけて、日本、米国、中国、韓国の高校生15,000人を対象にした調査を行った。結果については、令和6年度に集計・分析を行い、報告書として取りまとめ、公表する予定である。

## ③ 国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査

本調査は、教育施設で発生した傷病や事故の状況を把握するとともに、その傾向や要因を毎年度検証し、教育施設の安全管理の改善や安全対策の充実に資することを目的に、平成30年度から実施している。

令和5年度は、令和4年度（4月～3月）の利用団体を対象に調査を実施した結果を集計・分析した。主な調査結果は以下のとおりである。

ア. 令和4年度の傷病の発生件数は1,806件（負傷741件、疾病1,065件）であり、令和3年度に比べ821件（負傷235件、疾病586件）増加した。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により利用者数が大幅に減少したが、令和4年度は利用者数が回復傾向にあることから、傷病の発生件数の増加もその影響を受けていることに留意する必要がある。

イ. 負傷の発生が多かった活動は、「スポーツ活動（野球、サッカー、テニス等）」（101件）、次いで「オリエンテーリング・ウォークラリー」（81件）、「自由時間」（75件）であった。

ウ. 活動内容ごとに発生した負傷の症状をみると、スポーツ活動（野球、サッカー、テニス等）では「ねんざ」「打撲」「虫さされ」、オリエンテーリング・ウォークラリーでは「ねんざ」「虫刺され」「打撲」「すり傷」、自由時間では「打撲」「すり傷」「虫刺され」が多くなっていた。

エ. 疾病の症状をみると、「発熱」「頭痛」「嘔吐」が上位を占めており、いずれの症状も「疲労」が主な要因として挙げられていた。なお、発熱のうち、「熱中症による」ものは430件中65件であった。

以上の分析結果を取りまとめ、全体版報告書に先駆けて速報版として発出することで、安全管理担当者研修や次長会議等においてスピード感をもって周知することができた。なお、全体版報告書は機構ホームページに掲載した。

また、令和5年度は、例年行っている報告書の作成に加えて、2点新たな取組を行った。まず、新型コロナの5類移行後初の夏休みを迎えるにあたり、安全意識を啓発するために、令和4年度に公表した調査結果を基にした記者発表を行った。それから、安全意識啓発チラシ「安全は楽しい活動の第一歩」の更新に取り組んだ。本資料は、平成30年度に作成されていた同資料の更新を行ったものであり、利用団体の指導者・引率者を主な対象としている。最新の調査結果を掲載するだけではなく、事前打合せの際に活用しやすい資料にすることを念頭に、コンテンツ作成時から、チラシに掲載する「体験安全標語」の募集、コンテンツ案ができた段階では、教育施設へ試行的な活用を依頼し、結果をヒアリングするなど、実践現場との連携を意識し取り組んだ。（図7-1）



図 7-1 安全は楽しい活動の第一歩

令和5年度も危機管理マニュアル策定指針に基づいた「危機管理マニュアル」及び「危険度が高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」に基づく各マニュアルの点検・見直し等を行い、利用者の安全性の確保に努めた（第9章参照）。

## （2）課題別の調査研究

### ① 子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究

本調査研究の目的は、種々の環境要因からの影響の受けやすさを反映した個人特性である感覚処理感受性（Sensory Processing Sensitivity: SPS）の概念に注目し、自

然体験活動の効果が SPS の個人差に応じて異なるのかどうかを検討し、より効果的な自然体験活動の展開に資する基本的知見を得ることである。

本調査は、次の調査時期、対象者、デザインのもと、以下の3点について SPS の個人差を踏まえた分析を行った（表 7-1）。

- ア．自然体験活動の実施状態と精神的健康などの適応指標との関連
- イ．自然体験活動への参加を通じた、精神的健康や環境保全意識などの適応指標の変化
- ウ．自然体験活動への参加を通じて得られた学びの内容や心理面

表 7-1 報告書に掲載した調査一覧

| 調査時期           | 対象者                      | デザイン                   |
|----------------|--------------------------|------------------------|
| 令和4年4月～令和5年1月  | 中学1年生～高校3年生<br>(N=1,400) | 縦断的な量的調査<br>(4時点)      |
| 令和2年10月        | 小学5年生 (N=154)            | 縦断的な量的調査<br>(活動前後の2時点) |
| 令和3年6月         | 小学6年生 (N=89)             | 縦断的な量的調査<br>(活動前後の2時点) |
| 令和3年9月         | 5～6歳の幼児 (N=16)           | 縦断的な量的調査<br>(活動前後の2時点) |
| 令和3年12月～令和4年2月 | 小学4年生～中学3年生 (N=15)       | 横断的な質的調査<br>(活動後)      |
| 令和4年9月         | 小学5年生～中学3年生 (N=17)       | 横断的な質的調査<br>(活動後)      |

調査の分析結果からは、実践の場において事前アンケート等を利用して、主催者・指導者が参加者における個々人の SPS の程度を把握することによって、それぞれの特徴に応じた個別の配慮を行うことが可能となる示唆を得ることができた。令和6年1月には日本語版と英語版の報告書をそれぞれ作成し、ホームページ等を活用して調査結果を広く提供した。

令和6年度は、実践現場での活用を通じた普及計画を検討し普及に努める予定である。

## ② 青少年教育の国際比較研究

本調査研究は、諸外国における「青少年教育」に関する理念・制度・方法等について、近年の動向や課題とともに調査することを通じて、日本における青少年教育の特徴を国際的な観点から明らかにするとともに、これからの青少年教育の目指すべき方向性や課題についての示唆を得ることを目的とし、令和3年度～令和5年度の3か年で調査を実施する計画であった。

調査に当たっては、特にヨーロッパを中心とした「ユースワーク」概念に注目し、子供・若者支援に関わる様々な分野の実践をどのような枠組みで捉え、共通の基盤を

抽出し、制度設計や支援者養成を実施しているのか等の検討をもとに、日本における青少年教育、子供・若者支援の目指すべき方向性について、ユースワークの観点から考察することとした。

訪問先については、欧州レベルと国レベル双方の動向を踏まえ、北欧・西欧・東欧等における特徴に配慮して検討し、令和4年度の東欧（ハンガリー及びルーマニア）に続き、令和5年度は北欧（フィンランド及びエストニア）を訪問し現地調査を行った。フィンランド及びエストニアは、ユースワークの先進地域として知られる北欧諸国の中でも、特に先駆的かつ特徴的な取組で知られており、また伝統的にユースワークの社会的な認知度やユースワーカーの社会的な地位が高く、ヨーロッパ全体で影響力を持つ新自由主義的な行政改革下においても、ユースワーク実践が高いレベルで維持されていることから、現地に赴くことにより今後の実践に資する情報を収集できると考え訪問先とした。

令和5年度は、令和3年度及び令和4年度調査の報告書を作成し、公表した。令和6年度には、令和5年度調査を含む調査全体の報告書を作成する予定である。

### ③ 国立青少年教育施設での勤務経験による資質能力の向上に関する調査研究

本調査研究は、国立青少年教育施設に道府県等教育委員会から派遣される学校教員等の国立青少年教育施設における勤務により向上する資質能力等の有用性を明らかにすることを目的に実施している。

令和3年度に教育委員会から国立青少年教育施設に派遣されて勤務した33人の職員を対象として令和3年6月から令和5年3月にかけて計3回のWeb調査を実施した。令和5年度は令和4年度に実施した調査の分析を行うとともに、年度末に追加調査を行った。

令和6年度はこれまでの4回の調査をまとめ、報告書を作成し、公表する予定である。

### ④ 青少年の体験活動と意識に関する追跡調査

「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）」において本調査研究への協力意思を示した小学生の保護者を対象に、保護者とその子供の回答を縦断的に分析することで、青少年の自然体験と自立に関する意識との相互関係を明らかにすることを目的として、令和2年度から3か年にわたり追跡調査を行った。この調査については、令和5年度に集計・分析を行い、紀要第12号の「青少年教育研究センター研究員による研究報告（論文）」で結果を公表した。

## 2. 調査研究成果の普及及び活用

### （1）調査研究成果の普及に向けた取組

令和5年度に公表した調査研究結果については、外部の研究者や有識者による多角的な視点からの考察を得て公表を行った。

また、令和4年度に引き続き、東京、広島、鳥取、大阪で実施した「子どもゆめ基金募集説明会」において、助成を希望する団体を対象に、これまでの調査結果を基に作成した「子どもの成長を支える20の体験」リーフレットを活用して青少年の体験活動の支援方策に関する講演を行った。

## (2) 調査研究結果に関する広報物等の作成及び活用

### ① 調査結果を活用したパンフレット等の作成・配布

体験活動の重要性を啓発するため、機構が実施した調査結果を簡潔に取りまとめたパンフレット等を作成し、各教育施設を通じて自治体や地域の青少年団体等に配布している。これまでに作成した資料が好評を得て在庫僅少となったことから、令和5年度末には、令和2年に更新した「社会を生き抜く力」リーフレットを1,000部、令和3年に作成した「子どもの成長を支える20の体験」リーフレットを5,000部それぞれ増刷した。これらのリーフレットについては、裏表紙を更新しており、研究センターで行っている情報発信をより活用しやすくするための内容とした。今後、全ての教育施設への配布や、各種説明会等で積極的に活用し、調査研究の成果の普及に努めていく。

加えて、施設で行われる体験活動の安全管理の向上を図るために平成30年度に作成した引率者・指導者の安全意識を啓発するチラシの更新を行った。データを中心に展開しており、機構ホームページにも掲載し、活用できるよう広く周知している。(1.

(1) ③再掲)

### ② Web掲載等を活用した調査研究の成果の普及

調査研究成果の普及を目的に、Facebook ページやYouTube チャンネルを引き続き活用し、調査結果の紹介やイベントの告知等、情報発信を行った。

YouTube チャンネルにおいては、「青少年教育研究センター紀要第12号」の特集企画として「”良い”体験とはなにか～『キャリア意識』形成の観点から～」と題した公開シンポジウムを開催し、アーカイブ配信を行い、研究成果の普及を行っている(表7-2)。

また、機構ホームページでは、機構が実施した調査結果に加え、青少年施策に関わる法令・審議会等の答申・各種統計データなどの情報を随時更新している。

表 7-2 YouTube チャンネル配信内容

| コンテンツ名                                 |
|----------------------------------------|
| 【公開シンポジウム】”良い”体験とはなにか～「キャリア意識」形成の観点から～ |

## (3) 調査結果の提供及び活用状況の把握

### ① 調査結果の提供

令和5年度に公表した調査結果については、機構ホームページに掲載するとともに、それぞれ報告書を作成し、公開している(表7-3 参照)。

表 7-3 調査研究等の公表状況

| 調査研究名称                                        | 公表時期 |
|-----------------------------------------------|------|
| 高校生の進路と職業意識に関する調査報告書-日本・米国・中国・韓国の比較-          | 6月   |
| 国立青少年施設における傷病の概況 令和4年度調査 速報値                  | 9月   |
| 子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究報告書             | 1月   |
| 子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究報告書<br>(英語版報告書) | 1月   |
| 青少年の体験活動等に関する意識調査(令和4年度調査)                    | 3月   |
| 青少年教育の国際比較研究(令和3・4年度調査研究報告)                   | 3月   |
| 国立青少年教育施設における傷病の概況 令和4年度調査 報告書                | 3月   |
| 青少年教育研究センター紀要第12号                             | 3月   |

## ② 調査結果の活用状況の把握

新たな調査結果を公表した際には、機構の調査研究報告書検索のデータベースに加え機構ホームページに掲載するとともに、調査の個票データを研究者等が活用できるようにするため、個票データの二次利用申請を受け付けている。令和5年度は、個票データの二次利用申請が6件あった。

また、全ての教育施設における調査結果の活用状況について、事業の企画・立案、施設運営、広報の3つの観点から情報収集を行い、引き続きアウトカムの把握に努めている。

例えば、「青少年の体験活動等の意識調査」は、妙高はじめ5施設で事業の企画・立案に、2施設で広報に、3施設では学会やシンポジウムの資料として活用された。

「国立青少年教育施設における傷病の概況」は、岩手山では事業の企画・立案に、淡路では運営に役立てられたとの報告があった。

## (4) 調査結果の普及

### ① 調査結果の引用・掲載

令和5年度は「高校生の進路と職業意識に関する調査」について、報道発表を行った。読売新聞等の全国紙や、時事通信 Web サイト等、合計41件に引用・掲載された。

このほか、これまでに機構が実施した他の調査結果についても、文部科学省や教育委員会等の関係機関・団体等の資料に新たに引用され、雑誌や新聞記事にも掲載されるなど、調査結果の普及が図られている。令和5年度は、資料等への引用について30件の報告があった。報告されていないものも含めると、実際にはより多くの場面で活用されていると考えられる。

また、公表した調査結果は、雑誌等に記事を掲載するとともに、青少年教育研究センター紀要の特集で取り上げ、体験活動との関連性を探求するなどし、普及を図っている(表7-4参照)。

表 7-4 調査研究等の雑誌等掲載

| 調査研究名称等                                  | 掲載媒体                   |
|------------------------------------------|------------------------|
| 高校生の進路と職業意識に関する調査報告書<br>-日本・米国・中国・韓国の比較- | 月刊「日本教育」9月号            |
| 高校生の進路と職業意識に関する調査報告書<br>-日本・米国・中国・韓国の比較- | 社会教育10月号               |
| 高校生の進路と職業意識に関する調査報告書<br>-日本・米国・中国・韓国の比較- | マナビイメールマガジン            |
| 高校生の進路と職業意識に関する調査報告書<br>-日本・米国・中国・韓国の比較- | 月刊公民館10月号              |
| 高校生の進路と職業意識に関する調査報告書<br>-日本・米国・中国・韓国の比較- | 内外教育                   |
| 高校生の進路と職業意識に関する調査報告書<br>-日本・米国・中国・韓国の比較- | 産業と教育（公益財団法人産業教育振興中央会） |

## ② 全国規模の会議やフォーラムでの発表

令和5年度は、「青少年教育の国際比較研究」調査に関して、5月にオンライン報告会「欧州のユースワークの今～東欧の視点から～」を開催した。また、12月には、「高校生の進路と職業意識に関する調査」を基に、オンラインシンポジウム「“良い”体験とは何か『キャリア意識』形成の観点から～」を開催した。

学会等における発表については、「青少年の体験活動等に関する意識調査」の調査結果を、日本学術会議公開シンポジウム「学術と連携した環境教育の質的確保に向けて（オンライン）」において、また「子供の頃の読書活動の効果に関する調査研究」の調査結果を日本図書館学会フォーラムでの講演においてなど、計5件の講演を行った。「青少年の体験活動等に関する意識調査」の調査結果については、中央の職員において「日本野外教育学会第26回大会 企画委員会シンポジウム」で紹介した。

## （5）青少年教育に関する実践・調査研究等の普及等連携

### ① 研究紀要

「青少年教育研究センター紀要」（以下「紀要」という。）は、青少年にかかる調査研究の視点から青少年教育の振興に寄与するため、青少年教育関係者や大学院生からの投稿原稿を募集し、掲載している。令和5年度は紀要第12号を作成し、機構ホームページに掲載するとともに、文部科学省や関係機関・団体等に配布した。今号においても、前号より新たに掲載を開始した研究員による研究成果を示す場としての「青少年教育研究センター研究員による研究報告（論文）」を継続して掲載した。

「特集」では、「“良い”体験とはなにか～『キャリア意識』形成の観点から～」というテーマで、キャリア教育に関する有識者及び実践者を招き、オンラインシンポジウムを開催した。イベントの内容は紀要に収録した他、YouTubeで公開した。投稿

原稿は1本あり、研究者等による査読を経て、研究ノートとして掲載した。「青少年教育研究センター研究員による研究報告（論文）」では、研究センターでの調査研究結果、地方施設と連携して行った事業の報告を含む論文を3本掲載した。調査研究報告は、当該年度に研究センター及び各部・各教育施設が、実施または取りまとめた調査研究事業等を掲載しており、今号では9件の調査研究報告を掲載した。

## ② 研究センターのリソースを活かした地方施設等との連携

令和5年度は、各地方教育施設や実践現場との連携をより深めていくため、これまで蓄積してきた調査研究成果等、研究センターのリソースを活用した取組を強化した。（表7-5参照）。

例えば、「国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査（1.（1）③再掲）」は、全ての地方教育施設における傷病発生状況を取りまとめ、結果を集計・分析してフィードバックすることで、現場の安全管理体制の強化に寄与した。また、安全意識啓発チラシの更新にあたっては、調査研究結果の発信だけではなく、より現場で活用しやすい資料を目指して、実践現場での勤務経験のある職員へのヒアリングや、地方施設での試行活用を経て内容のブラッシュアップを図った。

各地方教育施設で実施している実践研究事業（第3章2.（1）参照）については、淡路の事業（「SDGs探検隊 人と自然との関係を学ぶ～水編～」）及び諫早の事業（「自然の家ハイパーレスキューチームキャンプ～災害時に仲間を助ける力を身につけよう～」）に研究協力として参画した。

ア．淡路については、調査研究のデザインから調査票の作成にかけて、助言を行った。この事業は、小学生及び中学生を対象に、淡路島の伝統や産業、豊かな自然環境を実感できる体験プログラムの提供を通じ、参加者自身を取り巻く環境への興味を喚起し、持続可能な社会の創り手となる青少年を育成することをねらいとし、令和5年11月（2泊3日）に実施したものである。

調査結果の分析にあたっては、地域の特色を活かしたESDプログラムの事業仮説構造モデルを示した普及のため、①当該事業のフィールド（淡路）の地域資源の可視化、②各アクティビティと成果目標の関係性を把握することによりプログラムの仮説構造を検討し、事業仮説構造化への諸課題整理を行うことを目的とした。調査結果については、論文にとりまとめ、紀要第12号「青少年教育研究センター研究員による研究報告（論文）」で公表した。

イ．諫早については、調査研究の進め方及びデザイン、関連する資料等の整理、調査票の作成にかけて、助言を行った。この事業は、災害時に想定される困難な状況を工夫してチームで解決する活動や避難所を想定した生活体験を通して、災害に対する日々の備えを見直すとともに、災害時に主体的に物事を判断し行動する力や互いに協力して生き抜こうとする態度を育み、防災・減災について自主的に学び続ける青少年を育成することを目的として令和5年11月（2泊3日）に実施したものである。令和6年度も継続して、調査結果の分析等に関わる予定である。

表 7-5 調査研究成果等研究センターのリソースの活用状況

| 事業名等                              | 役割等           | 日程等   |
|-----------------------------------|---------------|-------|
| 国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査      | 調査協力<br>助言、相談 | 通年    |
| 国立青少年教育施設での勤務経験による資質能力の向上に関する調査研究 | 調査協力          | 通年    |
| ボランティア養成セミナー                      | 講師            | 5月～7月 |
| 日独青少年指導者セミナー                      | 講師            | 6月    |
| 日独学生青年リーダー交流事業                    | 講師            | 7月    |
| 新規採用職員研修                          | 講師            | 10月   |
| SDGs 探検隊（淡路）                      | 助言            | 11月   |
| 自然の家ハイパーレスキューチームキャンプ（諫早）          | 調査協力<br>助言、相談 | 11月   |

### 3. 自己点検・評価

#### ＜評定と根拠＞

評定：A

令和5年度も、調査の実施においては長期的視点で戦略的に企画し、各調査研究を基盤的・課題別に位置付けて取り組んだ。

調査研究成果の普及及び活用については、5本の調査研究結果等を公表し、うち1本をプレスリリースし、成果の普及を図った。

報告書として取りまとめた調査研究の結果については、機構ホームページへの掲載、関係機関・団体等への配布、機構が実施する全国規模の会議や事業等での解説・紹介を行い、成果の普及を行ったほか、関係機関・団体が作成する広報誌に調査結果に関する記事を掲載することができた。令和5年度は、日本、米国、中国、韓国の高校生の意識に関する比較調査「高校生の進路と職業意識に関する調査報告書-日本・米国・中国・韓国の比較-」をプレスリリースし、41件の新聞・インターネット等に引用・掲載されるなど、多数のメディアに取り上げられた。このように社会的にも大きな反響を得たことから、この調査結果を基にしたシンポジウムを実施し、大学等の教育機関や民間団体との連携を積極的に取り入れながら、機構の調査研究の成果を普及することにとどまらず青少年の課題対応に新たな価値を提供することができた。その他の調査結果についても、資料等への引用について30件の報告を受けた。

また、令和5年度は、実践現場との連携を意識した取組に力を入れることができた。例えば、令和4年度末に作成した読書活動推進リーフレット「読書好きを育てるヒント」については、「子どもの読書活動推進フォーラム」や子どもゆめ基金助成活動説明会等で配布したところ、地域での読書活動推進団体から資料請求を受けたり、自治体での読書フォーラムや、図書館学会における基調講演の依頼を受けたりするなど、実践現場に届けることができた。「国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査」において

は、複数の地方施設の協力を得て、実際に資料がどのように活用されているか、また活用しやすい資料とはどのようなものかヒアリングを行った。それに加えて、安全教育の有識者からもコメントをもらい、調査結果を伝えるだけではなく、実践現場でより活用されるものを目指して資料作成を進めることができた。

上記のとおり、年度計画における全ての目標を達成したほか、地方教育施設との連携協働による調査研究等を推進し、広く調査研究の成果の普及及び活用に繋げる取組を継続したことから、A評定とした。

### ＜課題と対応＞

調査研究をより一層戦略的に実施していくため、これまで実施してきた基盤的、課題別調査研究に加え、国立青少年教育振興機構付属の青少年教育に関する研究機関としての役割を明確にし、機構の事業等がエビデンスに基づいた企画、成果把握、普及となるように、本部各部署及び各教育施設との連携により調査業務を効果的・効率的に遂行していく。このため、地方教育施設をはじめとした実践現場、調査研究部門、施策検討部門等との協同による価値創造の仕組みを示してゆくことが課題となる。

調査研究成果の普及については、明らかになった知見を広く一般に普及するため、多様な分野の研究者等による考察の実施、分かりやすい調査概要資料の作成、調査データを引用したリーフレット等の作成、配布などこれまで行っていた取組を継続する。また、調査結果等の概要の解説動画や、青少年教育施設職員向けの解説資料を作成することにより実践現場及び地方自治体等施策の企画立案部門における調査結果等の普及につなげていく。さらに、調査研究成果の普及を進めるための更なる工夫を行うとともに、調査研究の成果が青少年の体験活動の現場にどのような影響を与えているかなど、調査研究のアウトカムの在り方や望ましい指標等についても引き続き検討を進めていく。

## 第8章 青少年教育団体が行う活動に対する助成

本章では、「青少年教育団体が行う活動に対する助成」について、計画・具体的な取組・成果等を述べる。

### （令和5年度計画）

青少年教育団体が行う体験活動や読書活動に対して助成金を交付し、40万人程度の子供に活動機会を提供する。

また、応募件数の増加を図る観点から、全国の中間支援組織等とも連携した広域的な広報活動を行うとともに、事業内容の質の向上の観点から、助成団体の事業運営を支援するため、他団体のもつノウハウ等を共有するなど、助成団体の運営をサポートする。

なお、助成団体の選定にあたっては、外部有識者で構成する委員会を設置し、選定基準を定めて客観性の確保に努める。助成団体のコンプライアンスについては、募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図る。

「子どもゆめ基金」は、衆議院・参議院の超党派の国会議員により構成される「子どもの未来を考える議員連盟」が子供の未来のために有意義な基金の創設を発意し、平成13年4月に創設され、令和3年に創設20周年を迎えた。

青少年の健全育成のため、民間団体が実施する自然の中でのキャンプや科学実験教室等の体験活動、絵本の読み聞かせ等の読書活動、子ども向け教材を開発・普及する活動への支援を行っている。令和5年度助成においては、3,865件（令和4年度4,516件、対前年度比651件減）の応募があり、3,222件（令和4年度3,391件、対前年度比169件減）を採択し、2,873件（令和4年度2,805件、対前年度比68件増）に交付した（表8-1参照）。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類に移行されたこともあり、当初予定どおり活動が実施できるようになってきた。令和5年度の助成活動の取下322件のうち、新型コロナウイルス感染症に関連した取下が13件あった。

また、令和5年度も、感染対策に用いる消耗品等を対象経費として認めるなどの措置を行い、新型コロナウイルス感染症の流行下においても活動機会を可能な限り確保できるようにした。オンライン会議ツールを活用した体験活動についても、参集型と組み合わせて行う活動を含め、オンライン形式への計画変更（上記18件のうち8件）を認めるなどして支援を行った（表8-2参照）。

さらに、令和6年能登半島地震を受け、被災された団体の計画変更や被災地向けの活動への計画変更については、柔軟に対応することとした。

この助成により、289,707人（令和4年度254,576人、対前年度比35,131人増）の子供たちに様々な体験活動や読書活動の機会を提供する事業に対し支援を行うことができた。また、子供の体験活動や読書活動を支援する指導者等を対象とした活動には、21,622人（令和4年度20,927人、対前年度比695人増）が参加した（表8-3参照）。

表8-1 助成金の応募・採択状況

| 助成対象<br>活動区分      | 年度    | 応募状況     |                  | 採択状況  |                  | 確定状況  |                |
|-------------------|-------|----------|------------------|-------|------------------|-------|----------------|
|                   |       | 応募<br>件数 | 交付申請額<br>(単位：千円) | 採択件数  | 交付決定額<br>(単位：千円) | 確定件数  | 確定額<br>(単位：千円) |
| 体験活動              | 令和5年度 | 3,486    | 1,771,318        | 2,901 | 1,210,043        | 2,579 | 840,893        |
|                   | 令和4年度 | 4,078    | 2,060,990        | 3,055 | 1,238,885        | 2,519 | 782,115        |
|                   | 増 △ 減 | △592     | △289,672         | △154  | △28,842          | 60    | 58,778         |
| 読書活動              | 令和5年度 | 352      | 176,109          | 309   | 129,963          | 282   | 81,522         |
|                   | 令和4年度 | 413      | 207,753          | 323   | 151,968          | 273   | 86,765         |
|                   | 増 △ 減 | △61      | △31,644          | △14   | △22,005          | 9     | △5,243         |
| 教材開発<br>・<br>普及活動 | 令和5年度 | 27       | 184,170          | 12    | 75,657           | 12    | 70,798         |
|                   | 令和4年度 | 25       | 162,600          | 13    | 78,948           | 13    | 72,425         |
|                   | 増 △ 減 | 2        | 21,570           | △1    | △3,291           | △1    | △1,927         |
| 合 計               | 令和5年度 | 3,865    | 2,131,597        | 3,222 | 1,415,663        | 2,873 | 992,912        |
|                   | 令和4年度 | 4,516    | 2,431,343        | 3,391 | 1,469,801        | 2,805 | 941,305        |
|                   | 増 △ 減 | △651     | △299,746         | △169  | △54,138          | 68    | 51,607         |

表 8-2 新型コロナウイルス感染症の影響による取下等について

(単位:件)

| 区 分                  | 採択件数  | 取下件数            | 確定件数  | 計画変更           |              |
|----------------------|-------|-----------------|-------|----------------|--------------|
|                      |       |                 |       | 計画廃止           | 計画変更         |
| 令和5年度 総件数            | 3,222 | 322             | 2,873 | 11             | 18<br>(※1) 8 |
| 新型コロナウイルス感染症の影響による件数 | —     | 13<br>(全体の4.0%) | —     | 1<br>(全体の9.0%) | 1            |

※1 オンライン形式の活動への計画変更

表 8-3 助成活動への参加状況

(単位:人)

| 区 分               | 令和5年度   |        |         | 令和4年度   |        |         | 増 △ 減  |        |        |
|-------------------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|
|                   | 体験活動    | 読書活動   | 計       | 体験活動    | 読書活動   | 計       | 体験活動   | 読書活動   | 計      |
| 子供を対象とする活動の参加人数   | 401,009 | 25,669 | 426,678 | 342,717 | 24,267 | 366,984 | 58,292 | 1,402  | 59,694 |
| うち子供の参加人数         | 274,946 | 14,761 | 289,707 | 239,513 | 15,063 | 254,576 | 35,433 | △302   | 35,131 |
| うち大人の参加人数         | 126,063 | 10,908 | 136,971 | 103,204 | 9,204  | 112,408 | 22,859 | 1,704  | 24,563 |
| フォーラム等開催普及活動指導者養成 | 8,340   | 13,282 | 21,622  | 5,270   | 15,657 | 20,927  | 3,070  | △2,375 | 695    |
| 合 計               | 409,349 | 38,951 | 448,300 | 347,987 | 39,924 | 387,911 | 61,362 | △973   | 60,389 |

## 1. 助成活動の募集

## (1) 広域的な広報活動

## ① 募集説明会の実施等

令和5年度に実施した令和6年度募集説明会（一次募集）は、全国33都道府県39か所（令和4年度35都道府県43か所、対前年度比4か所減）での開催を計画した。同説明会では、応募書類の作成方法や対象経費等について説明するとともに、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図った。例えば、東京、大阪、鳥取、広島では、助成団体による事例発表や、青少年研究センター研究員による体験活動の重要性についての講義、株式会社大塚製薬工場による熱中症対策についての講義を行うなど、体験活動の効果的な実施方法についての情報提供を行った。

また、これまでも地方教育施設や都道府県教育委員会等と連携して全国各地で説明会を開催し、情報交換を行ってきた。今年度から、地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業の一環として、鳥取県の実行委員会と連携した募集説明会を開催した。兵庫県豊岡市では、豊岡市教育委員会からの依頼により、説明会を開催し、但馬地区3市2町からの参加があった。大洲では、まつやまNPOサポートセンターと連携した説明会を開催し、まつやまNPOサポートセンターから、「助成金申請のコツ」と題した講義や、ゆめ基金の申請書の書き方についてのワークショップを行った。

さらに、オンラインによる説明会を新たに開催したところ、239名の参加があり、申請書の書き方についての説明を行うほか、各団体からの個別質問にも対応した。

これらの説明会の取組の結果、令和6年度（一次募集）における応募件数が、前年度（一次募集）より76件増の3,108件となった。

② 周知を図る取組

助成活動の事例と応募時のポイントをまとめた「子どもゆめ基金ガイド」を作成し、全国の関係機関等へ配布するとともに、機構ホームページに掲載し広く情報提供を行った。

また、「子どもゆめ基金助成活動情報サイト」を活用し助成活動の実施時期・場所などの情報を広く提供している。

これらに加え、地方教育施設と連携し近隣の大学、青少年団体、子ども会等の団体への訪問や、新聞広告や FM ラジオでの広報を行った。また、各都道府県にある NPO 支援センターなどの中間支援組織に募集案内やチラシの送付をするとともに、全国の国公立大学や、全国母子寡婦福祉連合会及び全国児童養護施設連絡協議会、公益社団法人日本 PTA 全国協議会へ広報活動を行うなど、積極的な活用及び広報協力の依頼を行った。



図 8-1 地方紙に掲載した新聞広告

(2) 助成金の応募・採択・確定状況（表 8-1、8-4、8-5、8-6、8-7 参照）

令和 5 年度助成活動の分野別の応募件数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、体験活動 3,486 件、読書活動 352 件、教材開発・普及活動 27 件の合計 3,865 件（令和 4 年度 4,516 件、対前年度比 651 件減）であった。

応募団体数は、1,979 団体（令和 4 年度 2,239 団体、対前年度比 260 団体減）であり、このうち新規の応募団体数は、432 団体（令和 4 年度 461 団体、対前年度 29 団体減）で全体の 21.8%であった。

都道府県別に見ると、人口の多い首都圏及び大都市からの応募が多かった。新型コロナウイルス感染症の影響もあり前年度より、応募団体数が減少する都道府県が多い中、宮崎県においては大隅と連携して説明会を開催したところ、11 件増の 52 件の応募があった。

表 8-4 助成金の応募状況（団体種別団体数・割合）

| 団 体 種 別     | 令和 5 年度 |        | 令和 4 年度 |        | 増 △ 減<br>応募団体数 |
|-------------|---------|--------|---------|--------|----------------|
|             | 応募団体数   | 割合 (%) | 応募団体数   | 割合 (%) |                |
| 財団法人・社団法人   | 267     | 13.5   | 295     | 13.2   | △28            |
| 特定非営利活動法人   | 475     | 24.0   | 536     | 23.9   | △61            |
| 法人格を有しない団体等 | 1,237   | 62.5   | 1,408   | 62.9   | △171           |
| 合 計         | 1,979   |        | 2,239   |        | △260           |

（注）項目ごとに小数点 2 位以下を四捨五入しているため、団体数の合計が 100%にならない場合がある。

表 8-5 助成金の応募状況（新規団体数）（単位：団体）

| 団体種別  | 令和 5 年度 | 令和 4 年度 | 増 △ 減 |
|-------|---------|---------|-------|
| 新規団体数 | 432     | 461     | △29   |
|       | 21.8%   | 20.6%   | 1.2%  |

表 8-6 助成金の応募状況(団体所在地都道府県別)

| 都道府県 | 応募団体数 |       |       | 応募件数  |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 令和5年度 | 令和4年度 | 増 △ 減 | 令和5年度 | 令和4年度 | 増 △ 減 |
| 北海道  | 90    | 107   | △17   | 193   | 230   | △37   |
| 青森県  | 12    | 17    | △5    | 29    | 39    | △10   |
| 岩手県  | 16    | 24    | △8    | 39    | 44    | △5    |
| 宮城県  | 25    | 31    | △6    | 36    | 47    | △11   |
| 秋田県  | 19    | 16    | 3     | 26    | 27    | △1    |
| 山形県  | 20    | 22    | △2    | 57    | 52    | 5     |
| 福島県  | 17    | 21    | △4    | 28    | 36    | △8    |
| 茨城県  | 33    | 35    | △2    | 58    | 66    | △8    |
| 栃木県  | 40    | 48    | △8    | 64    | 76    | △12   |
| 群馬県  | 24    | 20    | 4     | 43    | 39    | 4     |
| 埼玉県  | 95    | 89    | 6     | 174   | 174   | 0     |
| 千葉県  | 61    | 85    | △24   | 144   | 222   | △78   |
| 東京都  | 312   | 352   | △40   | 614   | 779   | △165  |
| 神奈川県 | 104   | 107   | △3    | 194   | 214   | △20   |
| 新潟県  | 33    | 37    | △4    | 60    | 63    | △3    |
| 富山県  | 13    | 14    | △1    | 20    | 32    | △12   |
| 石川県  | 31    | 29    | 2     | 59    | 50    | 9     |
| 福井県  | 14    | 15    | △1    | 14    | 15    | △1    |
| 山梨県  | 18    | 21    | △3    | 43    | 42    | 1     |
| 長野県  | 37    | 38    | △1    | 57    | 64    | △7    |
| 岐阜県  | 18    | 34    | △16   | 44    | 64    | △20   |
| 静岡県  | 49    | 43    | 6     | 81    | 79    | 2     |
| 愛知県  | 67    | 70    | △3    | 140   | 133   | 7     |
| 三重県  | 21    | 28    | △7    | 32    | 38    | △6    |
| 滋賀県  | 26    | 32    | △6    | 44    | 51    | △7    |
| 京都府  | 59    | 69    | △10   | 140   | 155   | △15   |
| 大阪府  | 167   | 190   | △23   | 351   | 392   | △41   |
| 兵庫県  | 78    | 103   | △25   | 151   | 182   | △31   |
| 奈良県  | 32    | 37    | △5    | 83    | 93    | △10   |
| 和歌山県 | 16    | 18    | △2    | 27    | 30    | △3    |
| 鳥取県  | 10    | 8     | 2     | 16    | 23    | △7    |
| 島根県  | 12    | 15    | △3    | 18    | 23    | △5    |
| 岡山県  | 30    | 32    | △2    | 55    | 61    | △6    |
| 広島県  | 13    | 18    | △5    | 21    | 25    | △4    |
| 山口県  | 22    | 22    | 0     | 35    | 39    | △4    |
| 徳島県  | 26    | 23    | 3     | 41    | 50    | △9    |
| 香川県  | 16    | 24    | △8    | 23    | 40    | △17   |
| 愛媛県  | 45    | 35    | 10    | 88    | 86    | 2     |
| 高知県  | 10    | 16    | △6    | 22    | 35    | △13   |
| 福岡県  | 97    | 102   | △5    | 200   | 216   | △16   |
| 佐賀県  | 9     | 18    | △9    | 25    | 31    | △6    |
| 長崎県  | 9     | 15    | △6    | 16    | 29    | △13   |
| 熊本県  | 27    | 30    | △3    | 41    | 51    | △10   |
| 大分県  | 13    | 23    | △10   | 26    | 39    | △13   |
| 宮崎県  | 24    | 20    | 4     | 52    | 41    | 11    |
| 鹿児島県 | 48    | 60    | △12   | 107   | 157   | △50   |
| 沖縄県  | 21    | 26    | △5    | 34    | 42    | △8    |
| 合計   | 1,979 | 2,239 | △260  | 3,865 | 4516  | △651  |

表 8-7 助成金の採択・確定状況(団体所在地都道府県別)

| 都道府県 | 採択件数  |       |      | 確定件数  |       |     |
|------|-------|-------|------|-------|-------|-----|
|      | 令和5年度 | 令和4年度 | 増△減  | 令和5年度 | 令和4年度 | 増△減 |
| 北海道  | 159   | 175   | △16  | 138   | 141   | △3  |
| 青森県  | 26    | 29    | △3   | 25    | 27    | △2  |
| 岩手県  | 29    | 34    | △5   | 24    | 26    | △2  |
| 宮城県  | 28    | 35    | △7   | 26    | 25    | 1   |
| 秋田県  | 23    | 22    | 1    | 20    | 16    | 4   |
| 山形県  | 53    | 44    | 9    | 48    | 38    | 10  |
| 福島県  | 26    | 29    | △3   | 25    | 22    | 3   |
| 茨城県  | 46    | 56    | △10  | 43    | 45    | △2  |
| 栃木県  | 56    | 62    | △6   | 51    | 49    | 2   |
| 群馬県  | 39    | 30    | 9    | 37    | 26    | 11  |
| 埼玉県  | 139   | 130   | 9    | 116   | 110   | 6   |
| 千葉県  | 123   | 177   | △54  | 105   | 148   | △43 |
| 東京都  | 500   | 567   | △67  | 444   | 451   | △7  |
| 神奈川県 | 140   | 154   | △14  | 122   | 140   | △18 |
| 新潟県  | 55    | 52    | 3    | 51    | 45    | 6   |
| 富山県  | 16    | 28    | △12  | 15    | 16    | △1  |
| 石川県  | 44    | 35    | 9    | 41    | 30    | 11  |
| 福井県  | 12    | 14    | △2   | 12    | 9     | 3   |
| 山梨県  | 32    | 37    | △5   | 28    | 34    | △6  |
| 長野県  | 50    | 53    | △3   | 45    | 43    | 2   |
| 岐阜県  | 40    | 50    | △10  | 36    | 29    | 7   |
| 静岡県  | 71    | 54    | 17   | 70    | 46    | 24  |
| 愛知県  | 118   | 97    | 21   | 106   | 76    | 30  |
| 三重県  | 27    | 31    | △4   | 26    | 24    | 2   |
| 滋賀県  | 40    | 44    | △4   | 38    | 40    | △2  |
| 京都府  | 124   | 120   | 4    | 118   | 104   | 14  |
| 大阪府  | 291   | 302   | △11  | 272   | 275   | △3  |
| 兵庫県  | 130   | 136   | △6   | 116   | 109   | 7   |
| 奈良県  | 76    | 82    | △6   | 68    | 76    | △8  |
| 和歌山県 | 18    | 20    | △2   | 18    | 13    | 5   |
| 鳥取県  | 13    | 19    | △6   | 13    | 18    | △5  |
| 島根県  | 15    | 19    | △4   | 15    | 16    | △1  |
| 岡山県  | 47    | 46    | 1    | 41    | 36    | 5   |
| 広島県  | 16    | 16    | 0    | 12    | 11    | 1   |
| 山口県  | 32    | 29    | 3    | 29    | 26    | 3   |
| 徳島県  | 32    | 40    | △8   | 28    | 37    | △9  |
| 香川県  | 18    | 24    | △6   | 13    | 20    | △7  |
| 愛媛県  | 82    | 65    | 17   | 71    | 59    | 12  |
| 高知県  | 18    | 24    | △6   | 17    | 19    | △2  |
| 福岡県  | 168   | 138   | 30   | 139   | 119   | 20  |
| 佐賀県  | 23    | 22    | 1    | 21    | 20    | 1   |
| 長崎県  | 15    | 23    | △8   | 8     | 15    | △7  |
| 熊本県  | 37    | 35    | 2    | 32    | 25    | 7   |
| 大分県  | 16    | 19    | △3   | 15    | 15    | 0   |
| 宮崎県  | 46    | 38    | 8    | 41    | 33    | 8   |
| 鹿児島県 | 82    | 107   | △25  | 74    | 82    | △8  |
| 沖縄県  | 31    | 28    | 3    | 20    | 21    | △1  |
| 合計   | 3,222 | 3,391 | △169 | 2,873 | 2,805 | 68  |

### （３）助成団体の事業運営の支援

助成団体の事業運営を支援するため、研究センターの協力を得て、体験活動の効果についての研究成果をまとめた動画や、活動分野ごとの趣旨や活動事例を紹介する動画、申請フォームに沿って申請書の書き方を説明する動画を作成した。

また、助成団体に実施しているアンケートの集計及び分析を行い、団体の目標未達成の場合の改善点やゆめ基金に対する要望について把握した。本調査結果については、今後の助成団体の支援に活用していく。

さらに、子どもゆめ基金説明会においても、助成団体から好事例の発表を行ってもらい、参加団体へ参加者募集、他団体との関係づくり、活動の安全管理等について、助成団体がもつノウハウを基に情報提供の機会を設けた。

## 2. 選定手続き等の客観性の確保

### （１）選定手続きの状況

#### ① 審査委員会組織及び審査体制

助成の審査を専門的見地から行うため、審査委員会のもとに、自然体験活動専門委員会（４委員会）、科学体験活動専門委員会（１委員会）、交流体験活動専門委員会（３委員会）、社会奉仕・職場・総合・その他の体験活動専門委員会（３委員会）、読書活動専門委員会（１委員会）、教材開発・普及活動専門委員会（１委員会）の各専門委員会（13 委員会・41 人）を設置している。

全ての委員会は、事務効率化を踏まえ参集型とオンラインのハイブリッド形式で開催した。

#### ② 審査委員会委員及び専門委員会委員の選任

審査委員の任期は、子どもゆめ基金審査委員会規程により２年としている。令和５年度助成は、男性 11 人、女性 3 人の計 14 人が審査委員として審査に当たった。また、男性 30 人、女性 11 人の計 41 人が専門委員として審査を行った。

#### ③ 審査委員会及び各専門委員会の審査状況

令和 6 年度助成一次募集については、令和 5 年 11 月から翌 3 月にかけて実施した。審査は、審査委員会が定めた助成金交付のための基本方針を踏まえ、各専門委員会が審査の方法等について認識の共有を図った上で助成対象活動の評定を行い、その結果を審査委員会へ報告している。

審査委員会においては、各委員会の評定結果に基づき、助成対象活動の採択を行うことで、客観性の確保に努めた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、普及がなされたオンラインを活用した体験活動についても、委員会において以下の審査の視点を定め、審査を行った。

ア．実際に集合して行う活動と同程度の目的やねらいを達成できること

イ．テレビ会議システム等で双方向に繋がっていること

ウ．実技を伴う活動は安全に行えるよう配慮すること

ただし、自然体験活動については分野の趣旨にある「自然に触れ親しむ」ことができないため、また、読書活動については、使用する絵本等の著作権の使用が認められないことから、子供を対象とした活動は原則として認めないとする決定がなされた。

さらに、活動を行う上での注意点として以下をまとめ団体に周知した。

ア．参加者の募集に関すること

イ．対象とする地域によって募集規模を設定すること

ウ．著作権に関すること

エ．肖像権に関すること

オ．安全対策に関すること

カ．個人情報保護・情報セキュリティ対策に関すること

キ．オンライン形式による活動における経費に関すること

## (2) 選定手続き等の客観性の確保に関する取組

審査状況や採択結果のほか、助成金交付の基本方針（選定基準）、審査委員・専門委員名をホームページに掲載するなど、客観性の確保に努めた。

## 3. 助成金の交付

### (1) 特色ある活動への助成

助成金交付に際しては、外部有識者から構成される「子どもゆめ基金審査委員会」に審査を諮問し、特色ある活動を中心に助成するという基本方針のもと、審査が行われ、3,865件、2,131,597千円の応募に対し、3,222件（採択率83.4%）、1,415,663千円の交付決定を行った。

#### 【助成団体における活動事例】

##### ① キッズ&ジュニアサイエンス～薬の不思議編～

団体名：学校法人新潟薬科大学

活動日：令和5年7月15日、16日、10月1日

募集対象：小学校1～6年生、中学生

小中学生を対象に、薬に興味を持ち、正しい飲み方や知識を学ぶことを目的に薬の実験教室を実施した。シロップ剤と水、お茶、ジュースを混ぜて比較することで、薬と飲み物の相互作用について学んだり、ラムネを用いて散剤を作ったり、作った散剤をもとにカプセル剤を作り、どれが早く溶けるのか、それぞれの剤形の特徴について学んだりした。さらに、処方せんをもらい軟膏を作って、薬を渡す実際の薬剤師の仕事を体験するなど、薬についての正しい飲み方や知識について理解を深める機会となった。

② 見えない見えにくい子どもと本をつなぐ

団体名：NPO 法人弱視の子どもたちに絵本を

活動日：令和5年7月9日

募集対象：大学生、一般成人、視覚障害者、ボランティア

視覚障害児の読書活動を支援するためのフォーラムを開催した。今回は、視覚障害についての理解を深めるため、絵本「みえなくなったちょうこくか」の著者で全盲の三輪途道氏から「見えない」を理解するための講演や見えない子供に伝わる本について考えるワークショップを行った。視覚障害者、絵本と子供をつなぐ人、点字や音声ボランティアの方々にとって、新たな視点に気づく機会となった。

(2) 経済的に困難な状況にある子供を対象とした活動への助成

「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定、令和元年11月29日改定)を踏まえ、経済的に困難な状況にある子供を対象とした活動について、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を特に助成の対象とすることで、参加者の負担が軽減されるよう平成27年度から措置を講じている。

令和5年度は、111件(令和4年度97件、対前年度比14件増)の活動を支援した。また、全国母子寡婦福祉連合会及び全国児童養護施設連絡協議会へ広報活動を行い、積極的な活用及び広報協力の依頼を行った。

【助成団体における活動事例】

① アスイクキャンプ

団体名：特定非営利活動法人アスイク

活動日：令和5年7月21日～22日、7月28日～29日

募集対象：宮城県母子福祉連合会

ひとり親家庭の親子を対象に、自然散策や滝探検をすることで、自然の雄大さや達成感を味わうとともに、野外炊事などの体験活動を通して、火起こしから調理、片付けに至るまで各行程に関わることで、仲間と協力することの大切さについて学んだりする機会となった。また、仲間と様々な体験を共有することで仲間との連帯感を深めることができた。

② 子ども環境教育 in 由良野の森

団体名：社会福祉法人コイノニア協会児童養護施設松山信望愛の家

活動日：令和5年6月17日～18日、7月8日～9日、8月19日～20日、  
9月16日～17日、10月14日～15日

児童養護施設の子供たちを対象に、沢登りや焚火、ブルーベリーの収穫やジャム作り等の活動を年間5回実施した。自然の中で活動することで、環境教育に興味を持つとともに、自然との共生について考える機会となった。また、継続して関わる大人たちとの出会いによって、大人に対する信頼感を育むことができた。

#### 4. 適正な助成に向けた取組

助成活動の実施状況と経理状況を確認するため、令和5年度は150件を抽出し調査を行い、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図った。調査結果は概ね適正であったが、関係書類の管理に不備が見受けられた団体については、改善するよう指導した。

また、助成活動において提出書類の偽造等の不正行為が確認され、不正の事実確認や実態把握のため関係団体等への調査を実施した。不正受給による取消は5団体、22件あった。引き続き、不正受給等を防ぐため、写真撮影時の月別フォトボードの掲示などの撮影要件に基づく確認や謝金・旅費を銀行振込にて支払うようにするとともに、募集案内や助成金交付の手引きに「助成金を受ける心構え」を掲載し、適正な会計処理の徹底や不正受給、虚偽報告への措置等について説明会の際に注意喚起を行った。

#### 5. 自己点検・評価

##### <評定と根拠>

評定：B

令和5年度においては、3,222件を採択し、2,873件に助成金の交付を行った。

子供の貧困対策の一環として平成27年度から、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を助成対象とすることで、経済的に困難な状況にある子供の負担が軽減されるよう措置を講じており、令和5年度は111件の活動を支援した。

令和5年度の一次募集の応募期間が令和4年10月～11月であったことから、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、応募件数が引き続き減少傾向であった。そのような状況の中でも、活動機会を可能な限り確保するため、オンライン会議ツールを活用した体験活動への取組についても支援できるようにした。さらに、令和6年能登半島地震に被災された団体に対しては、当初計画していた活動内容から変更する場合の手続きを簡略化するなど柔軟な対応を行った。

また、助成活動の質の向上を図り参加者数を増やすため、子どもゆめ基金説明会において助成団体による事例発表を行い、安全管理の方法や参加者募集の方法など助成団体が実施しているノウハウについて共有した。令和5年度についても様々な工夫を行い、助成団体の支援等に取り組んだが、令和5年度においては計画を下回りはしたものの、約29万人（令和4年度約25万人、対前年度比約4万人増）の子供に活動機会を提供することができた。

さらに、令和6年度の応募件数を増加するため、新型コロナウイルス感染症により応募を取りやめていた団体にも情報提供を行ったり、地方教育施設と連携し、近隣市町村教育委員会や青少年団体を訪問したりして広報を行うとともに、全国の地方新聞へ広告掲載や地方FM局でのラジオCMなどのプッシュ型広報も実施した。

このように、新型コロナウイルス感染症の影響下であっても、多くの活動を支援できるように、助成事業の広報・周知を丁寧に取り組むとともに、令和6年能登半島地震で被災された団体や被災地で活動をしたい団体への柔軟な対応を行ってきた。

以上のことによりB評定とした。

### ＜課題と対応＞

多くの子供たちの様々な体験活動等の機会を増加させるため、助成活動の実施時期・場所などの情報を機構ホームページで広く提供するとともに、助成事業の一層の周知を図るため、関係機関・団体の全国組織等とも連携した広域的な広報活動やプッシュ型の広報活動を行っていく。これらに加え、引き続き応募の少ない地域に対しては県や地方教育施設と連携し説明会の開催や、市町村や青少年団体や大学等を訪問するなど、広報活動の一層の充実を図っていく。

また、助成団体からも、応募方法や実績報告が複雑である等の意見もあることから、助成団体に使いやすく、さまざまなニーズに対応できるシステム構築を検討していく。

今後も、多くの子供たちに体験活動等の機会を提供できるよう、広報手段や新たな広報先の開拓をするとともに、助成団体の求めるニーズへの対応策を検討するなどして一層の支援を行っていく。

## 第9章 共通的事項

本章では、「共通的事項」について、計画・具体的な取組・成果等を述べる。

### （令和5年度計画）

#### （1）広報の充実

- ① 教育事業や調査研究の結果等については、プレスリリース等を行いマスメディアで取り上げられるよう努める。
- ② 体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関するリーフレット等の各種啓発資料や寄附金等の増加に繋がる関連資料を作成し、全国規模の会議やイベントを通じて関係機関・団体や保護者等へ配布するとともに、機構の取組に賛同する企業との連携を促進するよう基盤整備に努め、連携事業やPR活動の充実を図る。
- ③ 体験活動を推進する社会的気運を醸成するため「未来を拓く子供応援フォーラム」を実施する。
- ④ 広報の質的向上を図るため、職員の広報研修を実施する。
- ⑤ 本部及び28施設のホームページやSNSの掲載情報を随時見直すとともに、最新情報の掲載に務め、本部及び28施設のホームページ総アクセス件数550万件を達成する。
- ⑥ 本部及び28施設が一丸となって、クラウドファンディング等を通じて各種取組を行い、広報の充実を図る。

#### （2）各業務の点検・評価の推進

各業務及び事業の検証を行うため、アンケート調査等をもとに対象者や団体に対してのニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。

また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。

#### （3）各業務における安全性の確保

利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図るため、構築した体制を活用するとともに、更なる安全に関する情報の速やかな共有に努め、以下の方策を講じるとともに対応状況等を共有する。

- ① 「安全管理マニュアル」や「危険度の高い活動プログラム安全対策マニュアル」等、随時改善・充実を図り遵守する。
- ② 日常的な施設設備及び教材教具類の保守点検・改善整備を実施する。
- ③ 安全管理情報の共有化を図るための「事故データ集」を改訂・配布する。
- ④ 関係機関や民間団体と連携し、国公立青少年教育施設職員や民間事業者等の安全意識の向上及び指導技術向上のための安全管理研修を実施する。

#### （4）ICTの利活用

学校におけるGIGAスクール構想（児童生徒1人1台端末の実現等）など、今後、新しい技術を活用した多様な学びが一層進展していくこと等を踏まえ、ICTを効果的に活用した事前・事後学習のサポートなど、体験活動の在り方を検討する。

また、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議・研修など、オンラインを活用できる会議の検討を行う。

機構は、我が国の青少年教育に対する理解増進や体験活動を推進する社会的気運の醸成のため、様々なエビデンスをもとにその必要性を発信していくことが求められている。

文部科学省では、令和4年2月に公表した「教育進化のための改革ビジョン」に基づき、コロナ禍で縮小した「リアルな体験」の機会を充実させるため、令和4年度を「体験活動推進元年」、そして令和6年度までを「体験活動推進重点改革3か年」と位置付け、体験活動の重要性を訴えている。また、令和4年6月には、企業と連携した子供たちのリアルな体験機会の充実を全国規模で推進するため、「子供の体験活動推進宣言」を発表した。

これらの動きを受け、機構においても、理事長のリーダーシップのもと、機構全体で民間企業等との連携を強化し、教育事業等の質的及び量的な拡充及び広報の充実に努めた。また、青少年教育の更なる振興に資するため、機構との親和性の高い事業に取り組む民間企業等と包括協定を締結し、協力体制の構築を行った（第6章参照）。

各業務及び事業については、自己点検・評価を実施するとともに、その結果について外部検証を行い、業務の改善に反映させている。

各業務の実施に当たっては、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図り、日常的な点検・改善整備等を通じて、安全安心な教育環境を確保している。

### 1. 広報の充実

#### （1）メディアの活用

##### ① 調査研究結果等のプレスリリース

機構が実施した調査の結果については、報告書、紀要、パンフレットの作成等による調査研究結果の活用促進のほか、報道発表を通じて広く社会に普及を行っている。

令和5年度は「高校生の進路と職業意識に関する調査」の報道発表を行った。その結果、読売新聞等の全国紙や、時事通信 Web サイト等の Web サイト等、合計 41 件が引用・掲載された。また、「国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査」については、新型コロナの5類移行後初の夏休みを迎えるにあたり、安全意識を啓発するために、令和4年度に公表した調査結果を基にした記者発表を行った。（第7章参照）

##### ② 雑誌・新聞・テレビ等への掲載・放映

ア. 全ての教育施設においてプレスリリースを行うなど広報に努め、全国紙や教育施設が所在する地域の地方新聞等に、事業等を通した全ての教育施設の体験活動推進の取組等が掲載された（令和5年度：延べ67紙、354回、対前年度比13紙増、150回増。）特に、能登半島地震に対する取組等（第3章3.（3）参照）に関する記事は30回掲載された。

イ. 令和5年度は、機構の事業等に関する記事や写真を6紙・誌（「日本教育新聞」（発行：株式会社日本教育新聞社）、「教育ジャーナル」（発行：株式会社学研教育みらい）、「月刊公民館」（発行：公益社団法人全国公民館連合会）、「マナビィ・メールマガジン」（発行：文部科学省）、「内外教育」（発行：時事通信社）、

「CAMPING」（発行：公益社団法人日本キャンプ協会）に年間を通じて連載を行っている。

ウ．教育施設で実施したイベント等の様子が地元テレビ局で紹介された（表 9-1）。

表 9-1 テレビ局による取材があった施設の一覧

| No | 施設名  | 放送局名                           |
|----|------|--------------------------------|
| 1  | 大雪   | 旭川ケーブルテレビポテト                   |
| 2  | 岩手山  | NHK 盛岡、岩手めんこいテレビ               |
| 3  | 花山   | 仙台放送、ミヤギテレビ                    |
| 4  | オリセン | TBS                            |
| 5  | 赤城   | 群馬テレビ                          |
| 6  | 信州高遠 | 伊那ケーブルテレビ、NHK 長野、SBC 信越放送      |
| 7  | 立山   | Net3、NHK 富山                    |
| 8  | 能登   | 日本テレビ、NHK（全国・金沢放送局）、石川テレビ、北陸放送 |
| 9  | 若狭湾  | 嶺南ケーブルネットワーク、福井テレビ、NHK 福井      |
| 10 | 乗鞍   | 飛騨高山ケーブルネットワーク                 |
| 11 | 三瓶   | NHK 松江                         |
| 12 | 江田島  | RCC テレビ                        |
| 13 | 山口徳地 | 山口ケーブルテレビジョン、テレビ山口、山口朝日放送      |
| 14 | 大洲   | ケーブルテレビネットワーク西瀬戸               |
| 15 | 諫早   | 長崎国際テレビ                        |
| 16 | 阿蘇   | 熊本放送、テレビ熊本                     |

### ③ マスコミ関係者との連携

令和4年度に引き続き、マスコミ関係者を運営協議会の委員等に招聘し、当該委員の所属するメディアや地方教育施設の所在地周辺に影響力を持つ地元メディアと連携した。教育事業等の記事を多数掲載したり、連載枠に記事を定期掲載したりするなど、メディアとの連携を活用した効率的かつ効果的な広報の実施に努めた。

## （2）体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布

### ① 動画コンテンツの作成

コロナ禍で体験活動も制約される中、家庭で取り組める体験活動を動画で紹介する YouTube チャンネル「体験ちゃん」を令和3年度に開設し、日常生活の中で実施可能な体験活動の普及啓発に取り組んでいる。令和5年度は、自然体験、文化体験、生活の知恵、科学学習、スポーツ・運動、創作活動など様々なジャンルから「おうちで・家族と一緒に・簡単にチャレンジできる」体験や遊びの紹介動画を年間合計 13 本配信した。

本チャンネルの総コンテンツ数は80、総視聴回数は約69,000回を超えている。

なお、本取組は新型コロナウイルス感染症が収束した社会の状況を踏まえて、令和6年1月以降は、これまで発信した動画コンテンツの利活用と、アフターコロナを見据えたコンテンツ内容の検討を行っている。



図 9-1 YouTube チャンネル「体験ちゃん」動画一覧ページ(コンテンツ数 80[令和6年3月現在])

## ② 関係機関・団体や保護者等へのリーフレットの配布

令和3年度に引き続き、文部科学省主催の小・中・高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会、都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議、小中高各教科等教育課程研究協議会、全国都道府県教育長協議会・教育委員協議会、管理・指導事務主管部課長会議で、全国の教育行政関係者に教育施設や体験活動推進に関するリーフレット等を配布した。

## (3) 寄附金等の増加に繋がる取組

### ① クラウドファンディング

令和4年度に引き続き、クラウドファンディングを実施した。(表 9-2)

表 9-2 実施施設一覧

(単位：千円)

| No. | 施設名  | 事業名                                       | 目標額   | 寄附額   |
|-----|------|-------------------------------------------|-------|-------|
| 1   | オリセン | 「春のキッズフェスタ」にひとり親家庭の親子をご招待                 | 350   | 253   |
| 2   | 阿蘇   | 千年後もこの草原を守るために、「阿蘇の草原キッズ」育成事業にご支援を！       | 310   | 348   |
| 3   | 妙高   | 妙高青少年自然の家圧雪車復活プロジェクト～妙高の雪を子どもたちの体験活動のために～ | 1,300 | 1,300 |
| 4   | 岩手山  | ダムの底に沈んだ集落の「岩手山南部曲がり家」再生へ。地域の伝統文化を守り続けたい！ | 3,000 | 1,000 |
| 5   | 諫早   | 「もっと走りたい」を全力で応援！長崎   イサハヤ 森のクロスカントリーコース   | 1,200 | 0     |

※諫早は、All or Nothing 方式で実施し、目標額に達しなかったため、寄附額（475 千円）については受け取っていない。

**【取組事例】千年後もこの草原を守るために。「阿蘇の草原キッズ」養成事業にご支援を！（阿蘇）**

阿蘇地方には 22,000ha の草原が広がっている一方で、牧草地は減少し、林地が増加しており、農畜産業の低迷や担い手の減少等に伴い、草原を維持することが危惧されている。

そこで阿蘇では、この草原を千年後の後世の人にも残せるよう、阿蘇地域の子供たちが草原を学び、野焼きを体験することで、草原の守り人（草原キッズ）になってくれるプロジェクトに挑戦し、約 35 万円の寄附を得た。

**② ネーミングライツ事業**

令和 5 年度は、令和 4 年度に引き続き、株式会社かんぽ生命が、大雪、妙高、能登、江田島、夜須高原、阿蘇、沖縄の 7 地方教育施設のネーミングライツ事業者に決定し、命名権料として、約 1 千万円を得た。新たにネーミングライツを導入した地方教育施設のつどいの広場は、愛称を「かんぽラジオ体操広場」とした。

**③ 企業・団体等からの支援**

「TOKYO TAIKEN MARCHE in SHIBUYA」及び「お外でリアル体験！そとチャレラリー 2023」（後述の（4）及び（5）参照）において企業等から物品の提供を得た。連携協定を締結しているタイガー魔法瓶株式会社からは、燃料に新聞紙を使うことで被災時という厳しい環境下でもご飯が炊ける野外炊飯器が寄附され、能登半島地震を受けて余暇活動や食事・入浴・学習時間等に制約のある被災地域の小・中学生を対象に実施したリフレッシュキャンプ（第 3 章 3.（3）参照）における活動プログラムで活用した。

また、スポーツや文化振興を通じて子供たちの育成に取り組む団体からの寄贈により、諫早の「つどいの広場」が全面改修され長崎県内初の屋外バスケットボール専用屋外オールコート「TREASURE コート」が新設された。（図 9-2）令和 6 年 3 月 20 日に実施されたオープニングセレモニーでは、長崎県内外より高校生以下の選手約 350 名の参加があり、式典を盛り立てた。



図 9-2 TREASURE コート

#### （４）企業等との連携事業やPR活動の充実

令和5年度から、株式会社モンベルとの連携事業である SEA TO SUMMIT for children を諫早（第3章1.（3）②参照）及び大隅において開催した。このうち、大隅では株式会社モンベル以外にも、鹿屋体育大学や地元企業等11社と連携して令和5年10月に小学生から中学生を対象に1泊2日で実施した。センターでは、株式会社ラフ&ピースマザー及び株式会社CANVASとの連携のもと、「春のキッズフェスタ2023」を開催した。

#### 【取組事例】春のキッズフェスタ2023（センター）（図9-3）

センターでは、「すべての子どもたちの笑顔のために」をコンセプトに、5月27日及び28日に、官民一体では初の開催となる「春のキッズフェスタ2023」を株式会社ラフ&ピースマザー及び株式会社CANVASとの共催で開催した。多種多様なワークショップやスポーツ教室、人気芸人やキャラクターによるライブショー、教育家による講演会、体験型展示など、親子で楽しめる124個のプログラムを提供し、2日間で延べ14,553人（令和4年度2,533人、対前年度比12,020人増）の来場があった。



図9-3 春のキッズフェスタ2023の様子

また、「体験の風をおこそう」運動を地域ぐるみで展開するスキームを活用して、自治体や民間企業等との連携を促進する基盤を整備し、アウトリーチ型の連携事業にも取り組んだ。センターでは、昨年度に引き続き、東京都「体験の風をおこそう」運動実行委員会の事務局として、令和6年1月に、渋谷区の後援を得て、渋谷区立神南小学校を会場に「TOKYO TAIKEN MARCHE in SHIBUYA」を開催した。コールマン（ニューウェルブランズ・ジャパン合同会社 コールマン事業部）との共同企画のもと、京王電鉄株式会社等の34団体と連携して実施し、704組を超える家族等が来場し、約2,400人が参加した。

地方教育施設においても、夜須高原では、西日本新聞社や三菱広報委員会等の複数団体と連携して令和5年10月に「HAKATA Kids EXPO」を引き続き開催し、約2,000名が参加した。若狭湾においても、夜須高原のこれまでの取組を参考にしながら、コールマン等の複数団体と企画段階から連携して「FUKUI Kids EXPO」を令和5年9月（当初は7月開催予定であったが、大雨により延期）に開催し、約150人の来場があった。

### （５）体験活動を推進する社会的気運の醸成

機構では、社会全体で体験活動を推進する機運を高める「体験の風をおこそう」運動と青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を図るための「早寝早起き朝ごはん」運動を連動させた取組として、「未来を拓く子供応援フォーラム」を実施した（取組事例は第3章1.（2）参照）。

また、「体験活動推進重点改革3か年」の2年目の取組として、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した子供の外での活動を後押しすることを目的に、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟と公益社団法人ガールスカウト日本連盟と連携して「お外でリアル体験！そとチャレラリー2023」を実施した。令和5年度からは、公立青少年教育施設や NPO 法人自然体験活動推進協議会の加盟団体も参画し、より全国的な取組として実施した。本活動は各団体・各施設の活動に参加し、スタンプラリーを集める活動であり、スタンプラリーの景品として、キャプテンスタッグ株式会社、コールマン、株式会社スノーピーク、株式会社モンベル、L.L.Bean、新富士バーナー株式会社（SOTO）、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟、公益社団法人ガールスカウト日本連盟、総合警備保障株式会社（ALSOK）、株式会社ビクセン、タイガー魔法瓶株式会社、岩谷産業株式会社、ビクトリノックスジャパン株式会社から景品の提供を得た。

### （６）職員の広報研修

本部主催の広報研修は、広報の重要性の理解と効果的な広報スキルの習得を目的に令和元年度より毎年度実施している。令和5年度は、4月にクラウドファンディングに関する研修を全職員向けにオンラインで実施し、新たな寄附金獲得に向けた土台を整えた。

また、令和6年1月から3月にかけて、機構における広報活動を一元化し、さらなる広報機能の強化を行うことを目的とし、「広報活動」の基本的な知識を習得するための広報研修を5回、全職員向けに実施した（うち1回は各地方教育施設については職員1名を参集型で実施）。（表9-3）

表 9-3 令和5年度広報に関する研修

| 日時            | 内容                           |
|---------------|------------------------------|
| 令和5年4月17日     | クラウドファンディングに関する基礎知識          |
| 令和6年1月12日、13日 | 広報の全体像、広報キーパーソン、広報活動の具体例について |
| 令和6年2月21日     | 広報の全体像について                   |
| 令和6年2月28日     | マーケティングの考え方、各地方施設の広報の実態について  |
| 令和6年3月7日～8日   | SNSの活用、広報におけるリスク機能等について      |
| 令和6年3月22日     | 広報のキーパーソンのサポート体制について         |

### (7) ホームページ掲載情報の更新等

#### ① ホームページ掲載情報の更新

全ての教育施設では、ホームページ掲載情報について、ホームページを運用する担当課・係を中心に誤情報や不要情報が掲載されていないか相互に確認しているほか、本部では年度初めに各課に向けてそれぞれの課でアップしている掲載情報の整理を書面で注意喚起するなど、掲載情報の更新が適切に行われるよう努めている。

#### ② ホームページのアクセス数

全ての教育施設のホームページでは、事業の参加者募集、事業報告、各教育施設の利用促進に関する情報などを提供しており、令和5年度のアクセス件数は約960万件（中期計画期間中の数値目標：年間平均550万件）であった。

本部及び各教育施設においては、令和4年度に引き続き、最新情報の掲載、スマートフォン対応、SNSでの情報発信、アイキャッチ画像の活用、事業等の申込み手続きのWeb化など、利用者の利便性向上に向けた取組を地道に行い、アクセス数の増加に努めた。

#### ③ インターネットを活用した広報活動

YouTube、Facebook等のSNSを活用し、施設の紹介や教育事業の様子、野外活動等の手順や施設利用オリエンテーションについて、動画や写真、文章を投稿して、広報の充実に努めている。令和5年度は、令和4年度に引き続き、センターにおいてLINE広告を活用した教育事業等の広報に取り組み、募集チラシの配架に係る業務を削減するとともに、登録者（令和5年度末時点で約8,000人（対前年度比約4,000人増））を獲得することでリピーターの獲得にも繋げることができた。また、全ての地方教育施設では、引き続き認知度向上のために複数のSNSにて情報発信を行うなど、SNSを効果的に活用している。

## 2. 各業務の点検・評価の推進

### (1) アンケート調査等の実施と業務改善への反映状況

利用団体がよりよい研修を実施できるよう、アンケート調査や窓口等での聞き取りを行い、業務改善を図った。アンケート調査では、施設利用に関する聞き取りを行い、利用者が不満を感じた内容については、可能な限り窓口での細やかな聞き取りをしながら、要因を分析し、対策を実施している。各施設で発生した事例や実施した対策等については全ての教育施設で共有している。

#### 【取組事例】利用者「生の声」を引き出す・取り入れた工夫（大雪）

（第5章1. 取組事例参照）

### (2) 業務全般に関する自己点検・評価の実施状況

文部科学大臣による業務の実績等に関する評価を受けるに当たり、業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる機構評価委員会において評価や指

摘等をもらい、その結果を「自己点検・評価報告書」として取りまとめ、機構 Web サイトに掲載することにより公表している。

文部科学大臣や機構評価委員会の評価や意見等については、各部署において速やかに対応を検討するとともに、業務改善に努め、対応状況を機構評価委員会へ報告している。

また、第4期中期目標における重点項目については、各施設においても計画、結果、課題等の分析を行い、改善を図っている。

### 3. 各業務における安全性の確保

#### (1) 安全管理マニュアル等の改善・充実やその遵守

各教育施設においては、危機管理マニュアル策定指針に基づいた「危機管理マニュアル」及び「危険度が高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」を遵守している。

平成30年度から、全教育施設の危機管理マニュアル等を本部で検証し、自然災害発生時の具体的な対応に関する記載や、危機管理に係る主要な訓練・研修とマニュアルとの関連付けなど、機構全体で統一して点検する観点を取りまとめ、「危機管理関係マニュアル点検方針」を策定し、状況に応じて適宜更新し、共有している。

令和3年度から、全ての地方各教育施設において安全管理担当者を配置し、当該点検方針に基づき点検・見直しをするとともに、ヒヤリハット事例の収集による具体的なケースを想定した研修・訓練を行うことで、職員の危機管理意識と対応能力の向上を図り、利用者の安全確保に取り組んだ。令和5年度は、体験活動安全管理研修の場において各施設の安全管理担当者向けに危機管理マニュアルの点検のポイントを説明するとともに、開催施設を題材に、建物・活動場所や、開催施設の安全管理体制を確認し、危険と思われる点を洗い出し協議を行う事例研修を行い、より体験活動の場におけるリスクを感じ取る研修を実施した。具体例の不足や読みやすさへの配慮など、全施設に共通する改善事項について周知を図り、危機管理マニュアルの精度を高めるための工夫を行った。

また、令和2年5月に本部において策定した「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を基に、全ての教育施設において、新型コロナウイルス感染防止対策、感染が疑われる者が発生した場合の対応など、全職員が対応できるよう可視化したマニュアルを作成し、共有した。なお、令和5年5月8日をもって新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」は廃止している。

#### (2) 日常的な施設整備及び教材教具類の保守点検の実施状況

各教育施設では、施設整備や教材教具の安全・衛生管理について、「危機管理マニュアル」及び「危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」に基づき日常的な点検に取り組んでいる。

さらに、文部科学省が青少年教育施設の管理者向けに作成した「青少年教育施設の施設管理者点検マニュアル」や職員ポータルサイトに掲載している各教育施設の安全点検チェックリストを踏まえ、安全点検の実施を徹底した。

### （３）事故データ集等の改訂・配布

本部では、安全管理に関する情報として、「事故データ集」を作成し、ポータルサイトで共有するだけでなく、機構ホームページにて公立の青少年教育施設等が活用できるよう掲載している。

令和５年度は、令和４年度（４月～３月）の利用団体を対象に調査を行い、研究センターが分析を行ったうえで「国立青少年教育施設における傷病の概況」を作成し、施設利用中に起こった負傷や疾病の状況をまとめた（第７章参照）。当該結果については、機構ホームページに掲載し発信している。

各施設においては、本調査結果を参考に、利用相談時や受付時、活動前の説明時等において、よく起こる事故等の紹介や、それらを未然に防ぐ対処方法などを伝えることで、負傷や疾病件数が減らすことに努め、安心安全な教育環境を提供している。

### （４）安全管理研修の実施（第４章参照）

## 4. ICT の利活用

### （１）ICT を効果的に活用した体験活動の在り方の検討

各地方教育施設においては、ICT を活用した取組を進めている。令和５年度末時点で、事前・事後指導（利用説明会等含む）において、オンライン会議ツールなどを使用している教育施設は 16 施設であった。また、全ての地方教育施設で、施設の利用方法など入所時オリエンテーション等で説明する内容を動画化して利用前に視聴できるようにしている。

#### 【取組事例】事前打ち合わせにおける ICT の活用

ア．事前打合せにおいて、以前は口頭で説明していた内容（書類の提出方法や支払い方法、当日の指導者の動きなど）を 25 分程度の動画として作成している。本動画を活用することで年間 150 件ある事前打合せにおいて職員の業務にかかる時間を従前と比べ 62 時間短縮することができた。

また、台湾からの利用申込団体に対し、オンラインを用いた事前打合せを行った。団体の担当者から「事前にオンラインミーティングを通して詳しく打合せができ、利用に関する不安が解消された」とアンケートに記載があり、利用に関する不安軽減につながる成果があった。（阿蘇）

イ．地図アプリケーションを活用し、施設の内見ができるようにしたことで、遠方からの利用で事前に下見に来られない団体や、利用するうえで特別な配慮が必要な利用者が事前に館内の様子を見て安心して当日を迎えることができた、という声があった。（乗鞍）

### （２）オンライン形式を活用した会議・研修等の実施

青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議や研修などについては、可能な限り、オンライン配信を実施した（６章 1.（１）参照）。

また、オンライン会議ツールが浸透し、各地方教育施設においても活用する取組が広がった。例えば、次年度野球場利用の抽選会をオンラインで実施（沖縄）、外部企業と連携した熱中症対策・対処研修におけるオンライン配信（若狭湾）などがある。

各地方教育施設は、利用団体の多くが存在する都市部から地理的に離れているが、上記事例のようにオンラインを活用することにより利用にかかるサービスを提供することが可能となっている。

参加者からは、「移動時間を気にせず研修へ参加することができ、他施設の職員ともコミュニケーションを取ることができた」、「現地で体験している人のコメントも聞けたので、オンライン配信であっても研修内容がよく伝わった」など、高評価を得ることができた。

## 5. 自己点検・評価

### ＜評定と根拠＞

評定：A

（１）広報の充実、（２）各業務の点検・評価の推進、（３）各業務における安全性の確保、（４）ICTの利活用、の各事項において、年度計画に掲げた取組を達成することができた。特に広報の充実については、令和6年能登半島地震に関連して、能登の取組や状況が多くメディアに取り上げられ、災害時における防災拠点として広く周知され、機構の役割が認知された。また、令和5年度には、官民一体では初の開催となる「春のキッズフェスタ2023」を開催して多くの来場者を集めるとともに、全ての教育施設で実施した「そとチャレラリー」では新たに公立青少年教育施設やNPO法人自然体験活動推進協議会も参画するなど、より全国的な取組として、コロナ禍で縮小した体験活動を推進する社会的気運の醸成に寄与した。最後に、クラウドファンディングやネーミングライツ事業では、前年度以上の実績があり、広報活動の一環として機能するなど、広報の充実にもつながった。

よって、年度計画を上回る成果が得られたため、A評定とした。

### ＜課題と対応＞

これまで各部署・各施設においてそれぞれ広報活動に取り組んできたところではあるが、組織として一体感やリスク等を考慮した広報ができていなかった。そのため、今後さらに機構全体の認知度向上を図り、より効果的な広報活動の展開及び広報機能を強化するために、広報研修に取り組んでいる。

安全性の確保については、令和3年度から全ての教育施設に安全管理担当者を配置しており、プログラム実施時の対応や活動環境の整備に加え、傷病・事故・ヒヤリハットの収集と分析結果を活用した安全管理を行うなど、安全性の向上を検討していきたい。

ICTを効果的に活用した体験活動の在り方については、デジタル技術とリアルな体験活動とを効果的に組み合わせるなど、新しい体験活動の在り方について引き続き検討していきたい。

## 第 10 章 業務の効率化

本章では、「業務の効率化」について、計画・具体的な取組・成果等を述べる。

### （令和 5 年度計画）

- （１）一般管理費等の削減  
調達の合理化等を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、業務の効率化を図る。
- （２）給与水準の適正化  
政府における人件費削減の取組や独立行政法人制度改革等を踏まえた給与水準の適正化を図る。
- （３）契約の適正化  
契約監視委員会によるチェックのもと、一者応札の点検・見直し及び調達に関するガバナンスの徹底等に取り組むことにより、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するため、「令和 5 年度調達等合理化計画」を策定する。
- （４）間接業務等の共同実施  
国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、機構の 4 法人による間接業務等の共同実施に関する協議会において実施計画を定め、取組を実施したうえで費用対効果及び効率化等の検証を行う。また、効果的・効率的な業務運営のために、新たな共同実施の対象品目及び対象業務について検討を行う。
- （５）保有資産の見直し  
保有資産については、保有資産等利用検討委員会により定期的に利用実態等を把握するとともに、その必要性や規模の適正性についての検証を不断に行う。
- （６）業務のデジタル化・オンライン化  
業務継続や業務効率化の観点からテレワークの導入等、業務のデジタル化・オンライン化に取り組む。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。  
また、ＩＣＴを活用できる職員の育成を行う。

## 1. 一般管理費等の削減

毎年、運営費交付金が削減されており、経費等の削減・効率化等について計画的に行っているところである。

一般管理費及び業務経費については、中期計画期間において、「一般管理費については5%以上、業務経費についても5%以上の効率化を行う。なお、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。」となっている。中期計画を踏まえた令和5年度計画においては、「調達の合理化等を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、業務の効率化を図る。」としている。

令和5年度においては、表10-1のとおり、利用者の安全確保に関する経費及び基金事業費を除き、結果として、一般管理費については7.5%の削減、業務経費については5.7%の削減となっている。

表 10-1 一般管理費及び業務経費(利用者の安全確保に関する経費及び基金事業費等を除く)の縮減状況  
(単位:千円)

| 区 分   | 基準額(※)    | 令和5年度決算額  | 増減額(増△減率)       |
|-------|-----------|-----------|-----------------|
| 一般管理費 | 2,113,181 | 1,955,646 | △94,141(△7.5%)  |
| 業務経費  | 1,948,007 | 1,836,209 | △53,358(△5.7%)  |
| 合 計   | 4,061,188 | 3,791,855 | △147,498(△6.6%) |

※基準額は、令和元年度決算額に前中期計画における効率化係数を乗じて算出している。

## 【経費の削減に向けた主な取組】

新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き厳しい収支の状況が見込まれたため、閑散期における効率的な施設運営による一人当たりの光熱水量等や超過勤務の抑制などにより、経費の削減に取り組んだ。

さらに、各地方教育施設の利用状況や収支状況等の客観的なデータに基づきながら、令和6年度に試行的に実施する各地方教育施設の運営の最適化に向け、全ての地方教育施設とオンラインミーティングまたは実地ヒアリングを実施した。

## 2. 給与水準の適正化

役職員の給与体系・給与水準については、平成26年度の国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえ、経過措置を含め、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)等に準じて取り扱っている。

なお、当機構のラスパイレス指数(対国家公務員)は95.7である。

また、諸手当に関しても国の給与法等に準じたものとなっており、勤勉手当及び昇給においては勤務成績を反映した仕組みを取り入れている。

表 10-2 【経年比較】ラスパイレス指数(対国家公務員)

| 年 度      | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ラスパイレス指数 | 94.1  | 94.5  | 94.3  | 95.7  | 95.7  |

## 3. 契約の適正化

## (1) 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）（以下「総務大臣決定」という。）に基づき、令和5年度調達等合理化計画（以下「調達等合理化計画」という。）を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んだ。

また、調達等合理化計画の策定等に当たっては、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会により点検及び見直しを行った。

## ① 調達の現状と要因の分析

表 10-3 令和4年度及び令和5年度に締結した契約の状況

(単位：件、億円)

|              | 令和4年度          |                 | 令和5年度          |                 | 比較増△減           |                   |
|--------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|-------------------|
|              | 件数             | 金額              | 件数             | 金額              | 件数              | 金額                |
| 競争入札等        | (74.5%)<br>190 | (87.7%)<br>58.0 | (65.5%)<br>110 | (91.2%)<br>33.7 | (△42.1%)<br>△80 | (△41.9%)<br>△24.3 |
| 企画競争・公募      | (3.5%)<br>9    | (0.3%)<br>0.2   | (8.3%)<br>14   | (0.9%)<br>0.3   | (55.6%)<br>5    | (75.1%)<br>0.1    |
| 競争性のある契約(小計) | (78.0%)<br>199 | (88.0%)<br>58.2 | (73.8%)<br>124 | (92.0%)<br>34.0 | (△37.7%)<br>△75 | (△41.5%)<br>△24.1 |
| 競争性のない随意契約   | (22.0%)<br>56  | (12.0%)<br>8.0  | (26.2%)<br>44  | (8.0%)<br>2.9   | (△21.4%)<br>△12 | (△63.0%)<br>△5.0  |
| 合 計          | (100%)<br>255  | (100%)<br>66.1  | (100%)<br>168  | (100%)<br>37.0  | (△34.1%)<br>△87 | (△44.1%)<br>△29.1 |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

令和5年度の契約状況は、表10-3のとおりであり、契約件数は168件、契約金額は37.0億円である。また、競争性のある契約の件数・金額は、124件(73.8%)・34.0億円(92.0%)、競争性のない随意契約の件数・金額は、44件(26.2%)・2.9億円(8.0%)となっている。

令和5年度は、令和4年度と比較して、地方教育施設の清掃・警備等の契約更新年度ではなかったことから、競争入札等の契約件数が80件(△42.1%)、契約金額も24.3億円(△41.9%)減少している。

表 10-4 令和4年度及び令和5年度の一者応札・応募の状況

(単位：件、億円)

|              |    | 令和4年度        | 令和5年度        | 比較増△減          |
|--------------|----|--------------|--------------|----------------|
| 複数者<br>応札・応募 | 件数 | 129 (64.8%)  | 81 (65.3%)   | △48 (△37.2%)   |
|              | 金額 | 34.9 (60.1%) | 21.4 (62.9%) | △13.5 (△38.7%) |
| 一者<br>応札・応募  | 件数 | 70 (35.2%)   | 43 (34.7%)   | △27 (△38.6%)   |
|              | 金額 | 23.2 (39.9%) | 12.6 (37.1%) | △10.6 (△45.6%) |
| 合 計          | 件数 | 199 (100%)   | 124 (100%)   | △75 (△37.7%)   |
|              | 金額 | 58.2 (100%)  | 34.0 (100%)  | △24.1 (△41.5%) |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争性のある契約の件数及び金額である。

令和5年度の一者応札・応募の状況は、表10-4のとおりであり、契約件数は43件(34.7%)、契約金額は12.6億円(37.1%)である。

令和5年度は、業者に対する幅広い意見の聴取や、公平性に配慮したうえでの受注可能業者の調査、ホームページを通じた発注見通しの情報発信等に取り組んだ結果、令和4年度と比較して、競争性のある契約全体に占める一者応札・応募の件数割合(35.2%⇒34.7%)、金額割合(39.9%⇒37.1%)ともに減少している。

## ② 重点的な取組分野

令和5年度については、以下の項目について重点的に調達等の合理化に努めた。

- ア．仕様書についての幅広い意見の聴取
- イ．公告期間及び業務等準備期間の十分な確保
- ウ．入札説明書受領業者のうち入札不参加であった業者への聴き取り
- エ．公平性を保ったうえでの受注可能業者の調査
- オ．発注見通しの早期発信

## ③ 調達に関するガバナンスの徹底

- ア．随意契約に関する内部統制の確立

競争性のない随意契約を締結した案件については、調達内容を十分把握し、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性を確認のうえ、事前に契約事務の執行に携わらない監査室により内部審査を受けるとともに、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会において事後点検を実施した。

- イ．不祥事の発生の未然防止のための取組

会計検査院等が指摘した不適切事例の把握に努め、各施設の契約に係る責任者や実務担当者に対する具体例をもとにした研修の実施や、機構会議等の機会を活用し内部監査結果を組織全体で共有することで、内部統制の体制強化及び契約事務の適正化を図った。

#### 4. 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、効果的・効率的な業務運営のため、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館及び教職員支援機構の 3 法人と共同して実施することを決定した下記の業務について、着実に実行し経費の削減及び業務の効率化が図られた。

- （１）物品（事務用品（ドッチファイル））等の共同調達
- （２）間接事務（会計事務等の内部監査）の共同実施（第 21 章 1.（４）参照）
- （３）職員研修（新規採用職員研修、ハラスメント相談員研修、アンコンシャス・バイアス研修）の共同実施（第 19 章 3.（２）参照）

また、4 法人の連携を推進する場として設置された「間接業務等の共同実施に関する協議会」において、更なる業務運営の効率化を図るため、新たな共同実施の対象品目及び対象業務について引き続き検討を行った。

#### 5. 保有資産の見直し

##### （１）資産の保有状況

法人の目的を達成するための業務として、機構法第 11 条に「青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修のための施設を設置すること」が規定されており、これを実施する資産として、建物・構築物（延べ床面積：453,461 ㎡、資産額：40,125 百万円、宿泊定員：センター1,418 人、その他の教育施設は 160 人～448 人）、土地（延べ面積：291,395 ㎡、資産額：36,914 百万円）を保有している。このほか、機構の業務を実施するために必要な機械器具、車両、船舶等の資産を保有している。

##### （２）保有資産の見直し状況

保有資産の具体的な見直しとして、各教育施設の使用する土地及び建物（以下「施設等」という。）の有効利用に関して、組織的かつ不断に把握・検討を行う体制を整備して、施設等の適正かつ効率的な運用管理を図るべく、平成 25 年度に、独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会を設置した。

令和 5 年度は 12 月に同委員会を開催し、施設等の利用状況の把握を行い、事務事業を実施する上で、必要最小限のものとなっているかの検討を行った。

その結果、施設等が有効利用されていることを確認するとともに、今後も継続して有効に利用されているか等、利用状況を把握していくこととした。

## 6. 業務のデジタル化・オンライン化

### (1) 業務のデジタル化・オンライン化の状況

機構全体において、グループ単位での情報共有、共同編集、チャット・Web 会議等を円滑に行えるコミュニケーションツール等を備えたグループウェアの利用促進を図り、オンライン会議の実施や電子ファイルによる会議資料の送付等オンライン化・ペーパーレス化に努めた。加えて、本部を中心に導入しているテレワークシステムを活用し、引き続き業務のデジタル化・オンライン化に取り組んだ。

情報システムの整備及び管理については、情報システムの全体管理組織である PMO (Portfolio Management Office) として、各情報システムを運用する課 PJMO (Project Management Office) から受けた課題やニーズに対して助言や調整を行ったほか、インターネット回線の速度改善や機構ネットワークシステムの更新に際し、今後の更なるデジタル化・オンライン化に伴う情報通信量の増加を見据え、ファイアウォールの性能強化を実施するなどシステム各所の機能向上を図り、適切な情報システムの整備及び管理に努めた。

また、これまで利用者及び職員共に煩雑となっていた紙のやり取りをベースとした施設ごとに異なる利用受入れ業務フローを抜本的に見直すとともに統一化し、「利用者の利便性向上」や「業務の効率化・生産性の向上」に資する利用団体管理システムの新規構築に向けたプロジェクトチームを令和5年12月に立ち上げ、検討を行っている。当該システム導入に当たっては、利用状況調査分析等の経営レベルの KPI 管理に必要な基礎的データを収集できる機能を設け、今後の機構の持続的な経営態勢の整備に活用していく予定である。

### (2) ICT を利活用できる職員の育成

新規採用職員研修において、グループウェアの活用方法、Web 会議の開催方法等について、講義を行ったほか、その研修動画を全職員が閲覧できるよう配信し、職員全体の ICT 利活用に係る能力向上を図った。

## 7. 自己点検・評価

### <評定と根拠>

評定：B

一般管理費等の削減については、一般管理費及び業務経費ともに所期の目標を達成した。

役職員の給与については、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、機構の業務の特殊性を踏まえたうえで適正な水準を維持している。

契約の適正化については、調達等合理化計画を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んだ結果、内部統制の体制強化や契約事務の適正化など一定の効果が得られた。

間接業務等の共同実施については、共同実施を決定した業務について、着実に実行するとともに、更なる業務運営の効率化を図るため、新たな対象品目及び対象業務についても引き続き検討を行った。

保有資産の見直しについては、前年度に引き続き保有資産等利用検討委員会を開催し、施設等が有効利用されていることを確認した。

業務のデジタル化・オンライン化については、コミュニケーションツールの利用促進を図るなど、業務がより効率的に行えるようグループウェアの運用やウェブ会議に努めたほか、情報インフラを中心に適切な情報システムの整備及び管理を行った。また、利用者の利便性向上や業務の効率化・生産性の向上、経営基盤の強化に資する利用団体管理システムの新規構築に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、導入に向けた検討を行っている。

上記のとおり、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評価とした。

### ＜課題と対応＞

一般管理費等の削減について、今後も一般管理費及び業務経費ともに削減に取り組む。特に、全ての教育施設の運営の最適化に向けて、客観的データ及び各教育施設の実情を踏まえながら、次年度以降、経費削減とともに増収の観点も取り入れつつ取り組んでいく。

契約の適正化については、今後も調達等合理化計画に基づき、公正性、透明性を確保しつつ合理的な調達の推進に努めることとする。

間接業務等の共同実施については、引き続き、新たな対象品目及び対象業務の検討を行っていく。

保有資産の見直しについては、今後も組織的かつ不断に自主的な見直しを行う。

業務のデジタル化・オンライン化については、情報インフラを強化するとともに、利用者の利便性向上や業務の効率化・生産性の向上、経営基盤の強化等の観点から機構全体でDXを推進する。

## 第 1 1 章 効果的・効率的な組織の運営

本章では、「効果的・効率的な組織の運営」について、計画・具体的な取組・成果等を述べる。

### （令和 5 年度計画）

#### （１）各施設の役割の明確化及び運営の改善

各施設の役割分担を行い、施設ごとに果たすべき役割を明確化し、施設の特色化に努めるとともに、政府の方針を踏まえた国立オリンピック記念青少年総合センター等の機能強化を推進する。

また、業務実績について各施設の自己評価を行い、結果及び課題を取りまとめ、各施設の業務改善に反映させる。

#### （２）地域と連携した施設の管理運営

施設の管理運営や事業の企画・実施へ多様な主体が参画する形の管理運営を目指すため、地域の多様な人材発掘に努めるとともに、「運営協議会」方式の導入を引き続き実施する。

また、国土強靱化基本計画の対応については地方公共団体や関係機関等と連携の上、各施設が災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点、災害後における心身の復興拠点として広域防災補完拠点の機能の充実を進める。

#### （３）施設の効率的な利用の促進等

青少年教育に関する業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効率的な利用を促進する。

宿泊室稼働率について、各施設において、地域の実情に即し、「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国 28 施設平均 55 % 以上を確保する。

また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構及び機構の 4 法人や関係機関等の施設を利用して研修等を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行うとともに、研修等のより効率的・効果的な実施に資するため当該 4 法人における連携について検討する。

## 1. 各教育施設の役割の明確化及び運営の改善

平成 23 年 2 月に、文部科学省の「今後の国立青少年教育施設の在り方について（報告書）」において、国立青少年教育施設が取り組むべき事項として、効果的・効率的な施設配置のための各施設の特色・機能を明確にすることが示された。これを踏まえ、機構では、教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び管理運営に関する調査研究を実施し、「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第一次報告（平成 24 年 3 月）、第二次報告（平成 27 年 3 月））」を取りまとめた。これを受け、モデル的事業の開発、青少年教育指導者の養成、青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発など、国立青少年教育施設として全うすべき役割を果たすとともに、各教育施設の役割の明確化に取り組んだ。各教育施設においては、それぞれの特色や機能を踏まえて運営に努めた。

### （１）各教育施設の役割の明確化

#### ① 国立オリンピック記念青少年総合センターの役割の明確化

我が国最大の都市型青少年教育施設であるセンターは、青少年を取り巻く社会情勢の変化や青少年・青少年指導者のニーズに応じるため、大型モニターを導入した研修室や調理活動が可能な研修室の整備など新たなスタイルを取り入れた研修環境の充実を図った。

また、アドベンチャー教育プログラム「YCAP」の運用を開始し、人間関係作りや自己肯定感の向上などを目的とした研修として、ソフト面からも研修環境の充実を図った。

さらに、災害時に帰宅困難者へ提供するための非常用食料や飲料等の備蓄を新たに行之、都市型青少年教育施設として、災害時における利用者や地元自治体にとって安心安全な施設体制の構築にも取り組んだ。

#### ② 各地方教育施設の役割の明確化

地方教育施設においては、令和 3 年度に、地域に貢献できるプログラムの開発や充実のため、特色あるプログラム「地域の教育的課題に対応するプログラム」（特色化準備）推進事業を全施設において実施した（第 3 章参照）。さらに、各教育施設における事業の検証等を踏まえ、それぞれの教育施設の特色化を図るため、SDGs の視点に沿って、10 の教育テーマを設定した。

令和 5 年度は、27 施設が 7 グループに分かれて連携しながら、効果的・効率的に事業を実施した（第 3 章 2.（2）参照）。

#### 【取組事例】ジオ教育をテーマとした連携した取組（大雪、阿蘇、花山、室戸）

大雪、阿蘇、花山、室戸の 4 地方教育施設は、ジオ教育をテーマとして取り組んでいる。今年度は、第 13 回ジオパーク全国大会のポスター発表において、4 地方教育施設それぞれが、これまでの取組の成果報告を行った。多くのジオパーク推進協議会が、ジオパークを地質学と捉えており、大学や行政と連携することが多い中、教育フィールドとして捉え、プログラム開発に取り組むことができる機構との連携は大きな強みであるとの声が寄せられた。

### ③ 教育施設の運営の将来構想に関する取組

機構が設置する施設の運営の将来構想について検討するため令和 4 年 4 月に設置した「2030 年の機構の在り方検討会」では、当該検討会のもとに設置した「役割検討ワーキンググループ」及び「管理運営検討ワーキンググループ」から報告された検討結果を基にこれまでの議論を整理したうえで、令和 5 年 6 月に中間報告を取りまとめた。また、新たな時代に対応した地方教育施設の整備に向けて、施設の基本構想及び基本計画を策定することを目的に新施設整備プロジェクトチームを令和 5 年 7 月に設置し、2050 年の環境認識のもとで、新しい時代に求められる地方教育施設の将来構想を令和 5 年 10 月に取りまとめた。

今後は、未来の環境認識や各教育施設の基礎的データ及び実情等をもとに全ての教育施設の将来構想を具体化し、文部科学省と協議しながら次期中期計画案を取りまとめる予定である。

## (2) 業務実績の自己点検・評価（第 9 章参照）

## 2. 地域と連携した施設の管理運営

### (1) 「運営協議会」方式の活用による施設の運営

先述の文部科学省の「今後の国立青少年教育施設の在り方について（報告書）」において、国立青少年教育施設が取り組むべき事項として、「新しい公共」型の管理運営の導入に向けた試行的実施に着手することが示された。これを踏まえ、機構では、教育施設の管理運営や事業の企画・実施への多様な主体の参画に関する調査研究を実施し、先述の「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について」を取りまとめた。これを受け、機構においては、様々な地域課題の解決方策として青少年の体験活動の機会の活用を進められるよう、地域の青少年教育団体や NPO、企業、自治体等の様々な人材を委員として委嘱する「運営協議会」方式を平成 30 年度までに全ての教育施設が導入した。

令和 5 年度も、各教育施設において、運営協議会委員と協働し、様々な知見や協力を得ながら教育事業の企画・運営や研修支援の利用促進、施設整備等を実施した。また、運営協議会がさらに活性化するよう、より多様な主体の参画について検討を始めた。

#### 【取組事例】運営協議会委員から提案いただいた課題を踏まえた事業の実施（立山）

立山では、生態系保護の観点から踏まえた活動を提供してはどうかという運営協議会委員からの提案を踏まえ、富山県環境保健衛生連合会と連携し、水を取り巻く環境の実際と保護・保全について体験的に考えさせる事業を実施した。施設の周辺での源流体験から始め、上流から下流、山から海へ向かっていく中で、河川の様子を観察し、環境の変化を捉えたり、水の循環を体感したりしながら、海を守るために山の資源を守ろうと考える活動を行った。今後、研修支援として利用団体に提供できるよう準備を進めている。

### 【取組事例】運営協議会委員の協力を得たプログラム開発（若狭湾）

若狭湾の近隣の海では、ペットボトルや漁具などが海岸に漂着する海ごみの処理が問題となっており、若狭湾でもビーチコーミングの活動を提供し、利用者に実態を伝えてきた。拾った海ごみをアップサイクルし、新たな価値を見出せないかと考え、漂着したプラスチックの加工方法について運営協議会委員にご教授いただき、これまで実施していた活動を改良し、新たに海ごみを利用した万華鏡づくりのプログラムを開発した。「海にこんなにごみが落ちているなんて知らなかった」と海ごみに関心を持ちながら、活動に取り組む子供の姿が見られた。

## （２）国土強靱化基本計画の対応

機構は、以前から、防災をテーマとしたキャンプや、災害時の避難者の受入、災害後の児童を対象としたリフレッシュキャンプ等に取り組んできたが、国土強靱化年次計画 2020（令和 2 年 6 月 18 日国土強靱化推進本部決定）において、国立青少年教育施設の広域防災補完拠点化が新たに盛り込まれたのに続き、年次計画 2023 においても以下の施策を実施することとされた。

- ・全施設での防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）の推進
- ・各施設の実情に応じた広域防災補完拠点としての役割の明確化及び災害時の対応
- ・各施設で予備的避難所の運営等のためのライフラインの機能強化に必要な給排水設備や電源設備等の更新

これを受け、令和 5 年度は、各施設において広域防災補完拠点としての様々な役割を担うため、全ての教育施設で防災・減災教育の推進に資する教育事業等を実施した。

（第 3 章参照）。

また、各施設の実情に応じた広域防災補完拠点としての役割の明確化及び災害時の対応として、新たに乗鞍において、災害時における施設利用に関する協定を高山市と締結した。

さらに、3 施設（大雪・岩手山・三瓶）においては、予備的避難所の運営等のためのライフラインの機能強化に必要な給排水設備や電源設備等の更新を進めた。

※一部設備に関しては令和 6 年度に繰越して実施予定。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、既にライフライン機能強化に必要な設備等更新を行っていた能登において、地震発生当初の避難者受け入れや、断水により自宅等での入浴が困難となった被災者向けに浴室無料開放を実施した。また、発災直後から官公庁や医療関係者、ボランティア団体など復興関係者を受け入れるとともに、被災地域の小中学生を対象にしたリフレッシュキャンプを実施した。（第 3 章 3.（3）参照）

## 3. 施設の効率的な利用の促進

### （１）宿泊室稼働率

令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症が収束し 5 月に感染症法上の位置付けが 5 類となったが、学校・青少年団体等における集団宿泊活動のニーズの縮小、冬季における雪不足、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震の影響などの事由から、利用者数の戻りが緩やかであったことから、全教育施設の宿泊室稼働率は 46.7% となり、年度計画に掲げる宿泊室稼働率の平均 55.0% は達成できなかった。

表 11-1 教育施設の総利用者数(全体)

| 年<br>度 | 総利用者数     |         |           | 宿泊利用者数    |        |           | 日帰り利用者数   |        |           | 宿泊室<br>稼働率 |
|--------|-----------|---------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|------------|
|        | 合計        | 教育事業    | 研修支援      | 合計        | 教育事業   | 研修支援      | 合計        | 教育事業   | 研修支援      |            |
| R4     | 1,924,698 | 101,054 | 1,823,644 | 1,081,465 | 31,562 | 1,049,903 | 843,233   | 69,492 | 773,741   | 34.2%      |
| R5     | 2,627,890 | 111,272 | 2,516,618 | 1,518,272 | 32,105 | 1,486,167 | 1,109,618 | 79,167 | 1,030,451 | 46.7%      |
| 増<br>減 | 703,192   | 10,218  | 692,974   | 436,807   | 543    | 436,264   | 266,385   | 9,675  | 256,710   | 12.5%      |

## (2) 4 法人における連携の検討

「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（令和 2 年 12 月 4 日独立行政法人評価制度委員会決定）において、「各府省、他法人や地方公共団体、民間部門等と連携し、それらの機関の施設を利用して業務を実施する可能性も視野に入れつつ、効率的な施設の在り方について計画的に検討すること」とされた（第 10 章 4. 参照）。機構においては、4 法人のホームページに相互リンクを貼り、4 法人間における施設の利用促進を図っている。また、女性活躍推進の背景や現状を知るとともに、機構職員として自分の人生におけるキャリアを考えるきっかけを提供する機会として開催した「女性活躍推進研修」に女性教育会館の理事長を講師として招聘した。そのほか、勉強会「未来塾」の開催案内を他の 3 法人に送付するなど、知見を広める機会の提供にも取り組んだ（第 21 章 1. (2) 参照）。

## 4. 自己点検・評価

### < 評価と根拠 >

#### 評価：B

センターの役割の明確化については、施設機能の向上やプログラムの整備等、運営の改善に向けて取り組んだ。各地方教育施設の役割の明確化については、地域の実情や青少年を取り巻く現状と課題からそれぞれの教育施設の特色化を図るため、10 の教育テーマを設定し取り組んだ。同じ教育テーマを複数施設が連携しながら取り組むことで、効果測定を共同開発したり、成果を共同発表したりするなど、効果的・効率的に事業を実施した。次期中期目標に向けては、「2030 年の機構の在り方検討会」において中間報告を取りまとめるとともに、新たな時代に対応した地方教育施設の整備に向けて、新施設整備プロジェク

トチームを設置し、2050 年の環境認識のもとで、新しい時代に求められる地方教育施設の将来構想を取りまとめた。

「運営協議会」方式の活用による施設の運営については、各教育施設において、運営協議会委員と協働し、様々な知見や協力を得ながら教育事業の企画・運営や研修支援の利用促進、施設整備等を実施した。

宿泊室稼働率については 46.7%（数値目標 55%）と年度計画で定める数値目標は達成できなかったが、団体のニーズに合わせた柔軟な運営を行った。

以上のことから、B 評定とした。

#### ＜課題と対応＞

機構を取り巻く環境の変化や予算の状況を踏まえると、各教育施設の役割や今後の在り方の検討は最重要課題であり、今後は、未来の環境認識や各教育施設の基礎的データ及び実情等をもとに全ての教育施設の将来構想を具体化し、文部科学省と協議しながら次期中期計画案を取りまとめる予定である。

## 第 12 章 予算執行の効率化

## 第 12 章 予算執行の効率化

本章では、「予算執行の効率化」について、計画・具体的な取組・成果等を述べる。

(令和5年度計画)

収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にし、予算と実績を適切に管理する。

## 1. 予算執行の効率化の状況

予算執行の効率化について、年度計画において、収益化単位の各業務及び一般管理費を区分した「予算」、「収支計画」及び「資金計画」を策定し、計画に基づいて執行管理を行った。

その結果、業務及び管理部門の活動と運営費交付金や事業収入等の対応関係が明確化され、予算と実績の適切な管理につながった。

表 12-1 令和5年度の予算（要約）

（単位：千円）

| 区別          | 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進 |           | 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上 |         | 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援 |           |
|-------------|------------------------|-----------|---------------------|---------|-----------------------------|-----------|
|             | 予算額                    | 決算額       | 予算額                 | 決算額     | 予算額                         | 決算額       |
| 【収入】 運営費交付金 | 1,027,853              | 1,027,853 | 390,912             | 390,912 | 1,183,670                   | 1,183,670 |
| 事業収入等       | 537,846                | 494,461   | 204,553             | 201,362 | 619,382                     | 568,037   |
| 施設整備費補助金    | －                      | 191,526   | －                   | 72,841  | －                           | 220,560   |
| その他         | －                      | 444,650   | －                   | 188,382 | －                           | 476,117   |
| 計           | 1,565,699              | 2,158,489 | 595,465             | 853,497 | 1,803,052                   | 2,448,384 |
| 【支出】 業務経費   | 710,860                | 1,006,255 | 270,354             | 382,698 | 818,624                     | 1,158,799 |
| 一般管理費       | 854,839                | 611,371   | 325,111             | 232,516 | 984,428                     | 704,052   |
| 施設整備費補助金    | －                      | 191,526   | －                   | 72,841  | －                           | 220,560   |
| その他         | －                      | 88,510    | －                   | 59,225  | －                           | 65,380    |
| 計           | 1,565,699              | 1,897,662 | 595,465             | 747,280 | 1,803,052                   | 2,148,792 |

（注）区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

（単位：千円）

| 区別          | 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進 |        | 青少年教育に関する調査研究 |         | 青少年団体が行う活動に対する助成 |           |
|-------------|-------------------------|--------|---------------|---------|------------------|-----------|
|             | 予算額                     | 決算額    | 予算額           | 決算額     | 予算額              | 決算額       |
| 【収入】 運営費交付金 | 24,603                  | 24,603 | 106,613       | 106,613 | 2,100,000        | 2,100,000 |
| 事業収入等       | 12,874                  | 11,807 | 55,787        | 51,163  | －                | 71,233    |
| 施設整備費補助金    | －                       | 4,584  | －             | 19,866  | －                | －         |
| その他         | －                       | 9,896  | －             | 42,883  | －                | 2,037,416 |
| 計           | 37,477                  | 50,890 | 162,400       | 220,525 | 2,100,000        | 4,208,648 |
| 【支出】 業務経費   | 17,015                  | 24,086 | 73,733        | 104,372 | 2,100,000        | 2,043,066 |
| 一般管理費       | 20,462                  | 14,634 | 88,667        | 63,413  | －                | －         |
| 施設整備費補助金    | －                       | 4,584  | －             | 19,866  | －                | －         |
| その他         | －                       | 1,359  | －             | 5,889   | －                | －         |
| 計           | 37,477                  | 44,663 | 162,400       | 193,540 | 2,100,000        | 2,043,066 |

（注）区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

（次ページに続く）

(単位：千円)

| 区別          | 一般管理費     |           | 合計        |            |
|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|
|             | 予算額       | 決算額       | 予算額       | 決算額        |
| 【収入】 運営費交付金 | 3,113,167 | 3,113,167 | 7,946,818 | 7,946,818  |
| 事業収入等       | 21,764    | 21,537    | 1,452,206 | 1,419,599  |
| 施設整備費補助金    | -         | -         | -         | 509,377    |
| その他         | -         | 27,152    | -         | 3,226,495  |
| 計           | 3,134,931 | 3,161,857 | 9,399,024 | 13,102,290 |
| 【支出】 業務経費   | -         | -         | 3,990,586 | 4,719,276  |
| 一般管理費       | 3,134,931 | 3,454,148 | 5,408,438 | 5,080,134  |
| 施設整備費補助金    | -         | -         | -         | 509,377    |
| その他         | -         | -         | -         | 220,362    |
| 計           | 3,134,931 | 3,454,148 | 9,399,024 | 10,529,150 |

(注1) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(注2) 収入のうち、「その他」については、大口の民間出えん金、寄附金及び前年度繰越金が含まれている。

## 2. 自己点検・評価

### <評定と根拠>

評定：B

予算執行の効率化について、年度計画において、収益化単位の業務ごと及び一般管理費を区分し、計画に基づいて執行管理を行った結果、業務及び管理部門の活動と運営費交付金や事業収入等の対応関係が明確化され、予算と実績の適切な管理につながったことから、B評定とした。

### <課題と対応>

限られた財源の活用のため、今後とも適切に管理していく必要がある。

## 第13章 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

本章では、「予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画」について、計画・具体的な取組・成果等を述べる。

### （令和5年度計画）

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保の観点から、定期的に料金体系を検証する等の取組を行うことにより、事業収入については、対前年度比1%以上の増収を図る（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受ける場合を除く。）。さらに、国や民間団体等からの受託事業等の積極的な受入れ、クラウドファンディング、ネーミングライツ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。

なお、施設の機能向上の改修等に係る経費については、新たに収入を確保する仕組みの構築に向けて検討を行う。

また、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能を維持しつつ、管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を行う。

## 1. 予算

### （1）事業収入等の確保の状況

|                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| 令和4年度事業収入等額                 | 848,710 千円   |
| 令和5年度事業収入等額                 | 1,419,599 千円 |
| (対令和4年度比 570,889 千円、67.3%増) |              |

### （2）事業収入等の確保に係る主な取組状況

令和4年度と比較して、「新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、利用者数の回復傾向にあること。」「令和4年度は工事による影響で部分的な受入れとなっていたセンターが、通年で受入れが可能なり、昨年度実施した利用料金の値上げが平年化したこと。」など、利用者数の増加に伴う自己収入の確保に努め、事業収入等は上述のとおりとなった。

また、令和5年度は、昨年度に引き続きクラウドファンディングとネーミングライツ事業に取り組み、外部資金の確保や寄附金の増加を図った（第9章1.（3）参照）。

さらに、これまでの機構の健全な青少年の育成等に関する取組が最大限評価されたことにより、令和5年度において、民間出せん金（806,376 千円）及び寄附金（227,544 千円）を受け入れている。

なお、地方教育施設における自己収入増加と施設機能向上に資する改修等に係る経費への充当を目的として、令和6年度から施設使用料を改定することとした。

また、各地方教育施設の利用状況や収支状況等の客観的なデータに基づきながら、令和6年度に試行的に実施する各地方教育施設の運営の最適化に向け、全ての地方教育施設とオンラインミーティングまたは実地ヒアリングを実施した。（第10章1.参照）

表 13-1 令和5年度の予算

（単位：千円）

| 区別                              | 次代を担う青少年の自立に向けた<br>健全育成の推進 |           |          | 青少年教育指導者等の<br>養成及び資質の向上 |         |          |
|---------------------------------|----------------------------|-----------|----------|-------------------------|---------|----------|
|                                 | 予算額                        | 決算額       | 差額△減額    | 予算額                     | 決算額     | 差額△減額    |
| 【収入】                            | (a)                        | (b)       | (b)－(a)  | (a)                     | (b)     | (b)－(a)  |
| 運営費交付金                          | 1,027,853                  | 1,027,853 | －        | 390,912                 | 390,912 | －        |
| 事業収入等                           | 537,846                    | 494,461   | ▲43,385  | 204,553                 | 201,362 | ▲3,191   |
| 施設整備費補助金                        | －                          | 191,526   | 191,526  | －                       | 72,841  | 72,841   |
| 寄附金収入                           | －                          | 90,884    | 90,884   | －                       | 31,318  | 31,318   |
| 受取利息                            | －                          | －         | －        | －                       | －       | －        |
| 雑益                              | －                          | 50,292    | 50,292   | －                       | 14,884  | 14,884   |
| 受託収入                            | －                          | 10,608    | 10,608   | －                       | 31,143  | 31,143   |
| 補助金                             | －                          | 2,135     | 2,135    | －                       | 466     | 466      |
| 民間出えん金                          | －                          | －         | －        | －                       | －       | －        |
| 前年度繰越金                          | －                          | 290,731   | 290,731  | －                       | 110,571 | 110,571  |
| 計                               | 1,565,699                  | 2,158,489 | 592,790  | 595,465                 | 853,497 | 258,032  |
| 【支出】                            | (a)                        | (b)       | (a)－(b)  | (a)                     | (b)     | (a)－(b)  |
| 業務経費                            | 710,860                    | 1,006,255 | ▲295,395 | 270,354                 | 382,698 | ▲112,344 |
| 次代を担う青少年の自立に<br>向けた健全育成の推進      | 710,860                    | 1,006,255 | ▲295,395 | －                       | －       | －        |
| 青少年教育指導者等の<br>養成及び資質の向上         | －                          | －         | －        | 270,354                 | 382,698 | ▲112,344 |
| 青少年、青少年教育指導者等を<br>対象とする研修に対する支援 | －                          | －         | －        | －                       | －       | －        |
| 青少年教育に関する<br>関係機関・団体等との連携促進     | －                          | －         | －        | －                       | －       | －        |
| 青少年教育に関する調査研究                   | －                          | －         | －        | －                       | －       | －        |
| 青少年教育団体が行う<br>活動に対する助成          | －                          | －         | －        | －                       | －       | －        |
| 一般管理費                           | 854,839                    | 611,371   | 243,468  | 325,111                 | 232,516 | 92,595   |
| 人件費                             | 854,839                    | 611,371   | 243,468  | 325,111                 | 232,516 | 92,595   |
| 管理運営経費                          | －                          | －         | －        | －                       | －       | －        |
| 受託事業費                           | －                          | 12,687    | ▲12,687  | －                       | 37,633  | ▲37,633  |
| 補助金事業費                          | －                          | 2,135     | ▲2,135   | －                       | 466     | ▲466     |
| 寄附金事業費等                         | －                          | 73,688    | ▲73,688  | －                       | 21,126  | ▲21,126  |
| 施設整備費補助金                        | －                          | 191,526   | ▲191,526 | －                       | 72,841  | ▲72,841  |
| 計                               | 1,565,699                  | 1,897,662 | ▲331,963 | 595,465                 | 747,280 | ▲151,815 |

（注）区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

（次ページに続く）

第13章 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

（単位：千円）

| 区別                          | 青少年、青少年教育指導者等を対象とする<br>研修に対する支援 |           |          | 青少年教育に関する関係機関・団体等との<br>連携促進 |        |         |
|-----------------------------|---------------------------------|-----------|----------|-----------------------------|--------|---------|
|                             | 予算額                             | 決算額       | 差額△減額    | 予算額                         | 決算額    | 差額△減額   |
| 【収入】                        | (a)                             | (b)       | (b)－(a)  | (a)                         | (b)    | (b)－(a) |
| 運営費交付金                      | 1,183,670                       | 1,183,670 | －        | 24,603                      | 24,603 | －       |
| 事業収入等                       | 619,382                         | 568,037   | ▲51,345  | 12,874                      | 11,807 | ▲1,067  |
| 施設整備費補助金                    | －                               | 220,560   | 220,560  | －                           | 4,584  | 4,584   |
| 寄附金収入                       | －                               | 94,830    | 94,830   | －                           | 1,971  | 1,971   |
| 受取利息                        | －                               | －         | －        | －                           | －      | －       |
| 雑益                          | －                               | 45,070    | 45,070   | －                           | 937    | 937     |
| 受託収入                        | －                               | －         | －        | －                           | －      | －       |
| 補助金                         | －                               | 1,412     | 1,412    | －                           | 29     | 29      |
| 民間出えん金                      | －                               | －         | －        | －                           | －      | －       |
| 前年度繰越金                      | －                               | 334,805   | 334,805  | －                           | 6,959  | 6,959   |
| 計                           | 1,803,052                       | 2,448,384 | 645,332  | 37,477                      | 50,890 | 13,413  |
| 【支出】                        | (a)                             | (b)       | (a)－(b)  | (a)                         | (b)    | (a)－(b) |
| 業務経費                        | 818,624                         | 1,158,799 | ▲340,175 | 17,015                      | 24,086 | ▲7,071  |
| 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進      | －                               | －         | －        | －                           | －      | －       |
| 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上         | －                               | －         | －        | －                           | －      | －       |
| 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援 | 818,624                         | 1,158,799 | ▲340,175 | －                           | －      | －       |
| 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進     | －                               | －         | －        | 17,015                      | 24,086 | ▲7,071  |
| 青少年教育に関する調査研究               | －                               | －         | －        | －                           | －      | －       |
| 青少年教育団体が行う活動に対する助成          | －                               | －         | －        | －                           | －      | －       |
| 一般管理費                       | 984,428                         | 704,052   | 280,376  | 20,462                      | 14,634 | 5,828   |
| 人件費                         | 984,428                         | 704,052   | 280,376  | 20,462                      | 14,634 | 5,828   |
| 管理運営経費                      | －                               | －         | －        | －                           | －      | －       |
| 受託事業費                       | －                               | －         | －        | －                           | －      | －       |
| 補助金事業費                      | －                               | 1,412     | ▲1,412   | －                           | 29     | ▲29     |
| 寄附金事業費等                     | －                               | 63,968    | ▲63,968  | －                           | 1,330  | ▲1,330  |
| 施設整備費補助金                    | －                               | 220,560   | ▲220,560 | －                           | 4,584  | ▲4,584  |
| 計                           | 1,803,052                       | 2,148,792 | ▲345,740 | 37,477                      | 44,663 | ▲7,186  |

（注）区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

（次ページに続く）

第13章 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

（単位：千円）

| 区別                          | 青少年教育に関する調査研究 |         |         | 青少年教育団体が行う活動に対する助成 |           |           |
|-----------------------------|---------------|---------|---------|--------------------|-----------|-----------|
|                             | 予算額           | 決算額     | 差額△減額   | 予算額                | 決算額       | 差額△減額     |
| 【収入】                        | (a)           | (b)     | (b)－(a) | (a)                | (b)       | (b)－(a)   |
| 運営費交付金                      | 106,613       | 106,613 | －       | 2,100,000          | 2,100,000 | －         |
| 事業収入等                       | 55,787        | 51,163  | ▲4,624  | －                  | 71,233    | 71,233    |
| 施設整備費補助金                    | －             | 19,866  | 19,866  | －                  | －         | －         |
| 寄附金収入                       | －             | 8,541   | 8,541   | －                  | －         | －         |
| 受取利息                        | －             | －       | －       | －                  | －         | －         |
| 雑益                          | －             | 4,059   | 4,059   | －                  | －         | －         |
| 受託収入                        | －             | －       | －       | －                  | －         | －         |
| 補助金                         | －             | 127     | 127     | －                  | －         | －         |
| 民間出えん金                      | －             | －       | －       | －                  | 806,376   | 806,376   |
| 前年度繰越金                      | －             | 30,156  | 30,156  | －                  | 1,231,040 | 1,231,040 |
| 計                           | 162,400       | 220,525 | 58,125  | 2,100,000          | 4,208,648 | 2,108,648 |
| 【支出】                        | (a)           | (b)     | (a)－(b) | (a)                | (b)       | (a)－(b)   |
| 業務経費                        | 73,733        | 104,372 | ▲30,639 | 2,100,000          | 2,043,066 | 56,934    |
| 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進      | －             | －       | －       | －                  | －         | －         |
| 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上         | －             | －       | －       | －                  | －         | －         |
| 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援 | －             | －       | －       | －                  | －         | －         |
| 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進     | －             | －       | －       | －                  | －         | －         |
| 青少年教育に関する調査研究               | 73,733        | 104,372 | ▲30,639 | －                  | －         | －         |
| 青少年教育団体が行う活動に対する助成          | －             | －       | －       | 2,100,000          | 2,043,066 | 56,934    |
| 一般管理費                       | 88,667        | 63,413  | 25,254  | －                  | －         | －         |
| 人件費                         | 88,667        | 63,413  | 25,254  | －                  | －         | －         |
| 管理運営経費                      | －             | －       | －       | －                  | －         | －         |
| 受託事業費                       | －             | －       | －       | －                  | －         | －         |
| 補助金事業費                      | －             | 127     | ▲127    | －                  | －         | －         |
| 寄附金事業費等                     | －             | 5,762   | ▲5,762  | －                  | －         | －         |
| 施設整備費補助金                    | －             | 19,866  | ▲19,866 | －                  | －         | －         |
| 計                           | 162,400       | 193,540 | ▲31,140 | 2,100,000          | 2,043,066 | 56,934    |

（注）区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

（次ページに続く）

第13章 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

（単位：千円）

| 区別                          | 一般管理費     |           |          | 合計        |            |            |
|-----------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|------------|------------|
|                             | 予算額       | 決算額       | 差額△減額    | 予算額       | 決算額        | 差額△減額      |
| 【収入】                        | (a)       | (b)       | (b)－(a)  | (a)       | (b)        | (b)－(a)    |
| 運営費交付金                      | 3,113,167 | 3,113,167 | －        | 7,946,818 | 7,946,818  | －          |
| 事業収入等                       | 21,764    | 21,537    | ▲227     | 1,452,206 | 1,419,599  | ▲32,607    |
| 施設整備費補助金                    | －         | －         | －        | －         | 509,377    | 509,377    |
| 寄附金収入                       | －         | －         | －        | －         | 227,544    | 227,544    |
| 受取利息                        | －         | 0         | 0        | －         | 0          | 0          |
| 雑益                          | －         | 12,631    | 12,631   | －         | 127,873    | 127,873    |
| 受託収入                        | －         | －         | －        | －         | 41,750     | 41,750     |
| 補助金                         | －         | －         | －        | －         | 4,169      | 4,169      |
| 民間出えん金                      | －         | －         | －        | －         | 806,376    | 806,376    |
| 前年度繰越金                      | －         | 14,521    | 14,521   | －         | 2,018,783  | 2,018,783  |
| 計                           | 3,134,931 | 3,161,857 | 26,926   | 9,399,024 | 13,102,290 | 3,703,266  |
| 【支出】                        | (a)       | (b)       | (a)－(b)  | (a)       | (b)        | (a)－(b)    |
| 業務経費                        | －         | －         | －        | 3,990,586 | 4,719,276  | ▲728,690   |
| 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進      | －         | －         | －        | 710,860   | 1,006,255  | ▲295,395   |
| 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上         | －         | －         | －        | 270,354   | 382,698    | ▲112,344   |
| 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援 | －         | －         | －        | 818,624   | 1,158,799  | ▲340,175   |
| 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進     | －         | －         | －        | 17,015    | 24,086     | ▲7,071     |
| 青少年教育に関する調査研究               | －         | －         | －        | 73,733    | 104,372    | ▲30,639    |
| 青少年教育団体が行う活動に対する助成          | －         | －         | －        | 2,100,000 | 2,043,066  | 56,934     |
| 一般管理費                       | 3,134,931 | 3,454,148 | ▲319,217 | 5,408,438 | 5,080,134  | 328,304    |
| 人件費                         | 1,983,892 | 1,944,334 | 39,558   | 4,257,399 | 3,570,321  | 687,078    |
| 管理運営経費                      | 1,151,039 | 1,509,814 | ▲358,775 | 1,151,039 | 1,509,814  | ▲358,775   |
| 受託事業費                       | －         | －         | －        | －         | 50,320     | ▲50,320    |
| 補助金事業費                      | －         | －         | －        | －         | 4,169      | ▲4,169     |
| 寄附金事業費等                     | －         | －         | －        | －         | 165,873    | ▲165,873   |
| 施設整備費補助金                    | －         | －         | －        | －         | 509,377    | ▲509,377   |
| 計                           | 3,134,931 | 3,454,148 | ▲319,217 | 9,399,024 | 10,529,150 | ▲1,130,126 |

（注）区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

（１）収入の主な増減理由

①民間出えん金・寄附金収入：

大口の民間出えん金及び寄附金の受入れによる増。

②施設整備費補助金による収入：

令和4年度補正予算及び令和5年度補正予算による施設整備費補助金に係る収入の増。

（２）支出の主な増減理由

①業務費・一般管理費（管理運営経費）：

以下の事項による支出の増。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響縮小に伴う利用者数の回復、センターの工事終了に伴う受入れの通年化、及び原材料費の高騰による光熱水料の増加
- ・人件費の高騰等による委託費の増加
- ・令和4年度補正予算及び令和5年度補正予算による施設整備費補助金に係る支出の増。

②寄附金事業費等：

寄附金を財源とした事業の実施に伴う事業費の増。

## 2. 収支計画

表 13-2 令和5年度の収支

(単位:千円)

| 区別               | 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進 |           |         | 青少年教育指導者等の<br>養成及び資質の向上 |         |         |
|------------------|------------------------|-----------|---------|-------------------------|---------|---------|
|                  | 予算額                    | 決算額       | 差額△減額   | 予算額                     | 決算額     | 差額△減額   |
|                  | (a)                    | (b)       | (a)-(b) | (a)                     | (b)     | (a)-(b) |
| 【費用の部】           | 1,675,757              | 1,736,773 | ▲61,016 | 637,322                 | 686,839 | ▲49,517 |
| 経常費用             | 1,675,757              | 1,736,773 | ▲61,016 | 637,322                 | 686,839 | ▲49,517 |
| 業務経費             | 1,617,530              | 1,681,794 | ▲64,264 | 615,177                 | 633,122 | ▲17,945 |
| 一般管理費            | —                      | —         | —       | —                       | —       | —       |
| 受託経費             | —                      | 12,687    | ▲12,687 | —                       | 37,633  | ▲37,633 |
| 減価償却費            | 58,227                 | 42,291    | 15,936  | 22,145                  | 16,084  | 6,061   |
| 臨時損失             | —                      | —         | —       | —                       | —       | —       |
|                  | (a)                    | (b)       | (b)-(a) | (a)                     | (b)     | (b)-(a) |
| 【収益の部】           | 1,675,757              | 1,693,682 | 17,925  | 637,322                 | 676,722 | 39,400  |
| 経常収益             | 1,675,757              | 1,693,682 | 17,925  | 637,322                 | 676,722 | 39,400  |
| 運営費交付金収益         | 1,027,853              | 974,078   | ▲53,775 | 390,912                 | 370,461 | ▲20,451 |
| 事業収入等            | 537,846                | 494,461   | ▲43,385 | 204,553                 | 201,362 | ▲3,191  |
| 受託収入             | —                      | 10,608    | 10,608  | —                       | 31,143  | 31,143  |
| 補助金等収益           | —                      | 2,135     | 2,135   | —                       | 466     | 466     |
| 施設費収益            | —                      | 4,584     | 4,584   | —                       | 1,743   | 1,743   |
| 寄附金収益            | —                      | 37,634    | 37,634  | —                       | 11,066  | 11,066  |
| 雑益               | —                      | 50,292    | 50,292  | —                       | 14,884  | 14,884  |
| 引当金見返に係る<br>収益   | 51,831                 | 71,974    | 20,143  | 19,712                  | 27,373  | 7,661   |
| 資産見返運営費<br>交付金戻入 | 44,892                 | 33,526    | ▲11,366 | 17,073                  | 12,751  | ▲4,322  |
| 資産見返物品<br>受増額戻入  | —                      | —         | —       | —                       | —       | —       |
| 資産見返寄附金<br>戻入    | 13,335                 | 14,391    | 1,056   | 5,072                   | 5,473   | 401     |
| 臨時利益             | —                      | —         | —       | —                       | —       | —       |

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

第13章 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

（単位：千円）

| 区別               | 青少年、青少年教育指導者等を対象とする<br>研修に対する支援 |           |         | 青少年教育に関する関係機関・団体等との<br>連携促進 |        |         |
|------------------|---------------------------------|-----------|---------|-----------------------------|--------|---------|
|                  | 予算額                             | 決算額       | 差額△減額   | 予算額                         | 決算額    | 差額△減額   |
|                  | (a)                             | (b)       | (a)－(b) | (a)                         | (b)    | (a)－(b) |
| 【費用の部】           | 1,929,793                       | 1,972,418 | ▲42,625 | 40,112                      | 40,997 | ▲885    |
| 経常費用             | 1,929,793                       | 1,972,418 | ▲42,625 | 40,112                      | 40,997 | ▲885    |
| 業務経費             | 1,862,740                       | 1,923,716 | ▲60,976 | 38,718                      | 39,985 | ▲1,267  |
| 一般管理費            | －                               | －         | －       | －                           | －      | －       |
| 受託経費             | －                               | －         | －       | －                           | －      | －       |
| 減価償却費            | 67,053                          | 48,702    | 18,351  | 1,394                       | 1,012  | 382     |
| 臨時損失             | －                               | －         | －       | －                           | －      | －       |
|                  | (a)                             | (b)       | (b)－(a) | (a)                         | (b)    | (b)－(a) |
| 【収益の部】           | 1,929,793                       | 1,913,114 | ▲16,679 | 40,112                      | 39,765 | ▲347    |
| 経常収益             | 1,929,793                       | 1,913,114 | ▲16,679 | 40,112                      | 39,765 | ▲347    |
| 運営費交付金収益         | 1,183,670                       | 1,121,743 | ▲61,927 | 24,603                      | 23,316 | ▲1,287  |
| 事業収入等            | 619,382                         | 568,037   | ▲51,345 | 12,874                      | 11,807 | ▲1,067  |
| 受託収入             | －                               | －         | －       | －                           | －      | －       |
| 補助金等収益           | －                               | 1,412     | 1,412   | －                           | 29     | 29      |
| 施設費収益            | －                               | 5,279     | 5,279   | －                           | 110    | 110     |
| 寄附金収益            | －                               | 33,507    | 33,507  | －                           | 696    | 696     |
| 雑益               | －                               | 45,070    | 45,070  | －                           | 937    | 937     |
| 引当金見返に係る<br>収益   | 59,688                          | 82,885    | 23,197  | 1,241                       | 1,723  | 482     |
| 資産見返運営費<br>交付金戻入 | 51,697                          | 38,608    | ▲13,089 | 1,075                       | 802    | ▲273    |
| 資産見返物品<br>受増額戻入  | －                               | －         | －       | －                           | －      | －       |
| 資産見返寄附金<br>戻入    | 15,356                          | 16,573    | 1,217   | 319                         | 344    | 25      |
| 臨時利益             | －                               | －         | －       | －                           | －      | －       |

（注）区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

（次ページに続く）

第13章 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

（単位：千円）

| 区別               | 青少年教育に関する調査研究 |         |         | 青少年教育団体が行う<br>活動に対する助成 |           |         |
|------------------|---------------|---------|---------|------------------------|-----------|---------|
|                  | 予算額           | 決算額     | 差額△減額   | 予算額                    | 決算額       | 差額△減額   |
|                  | (a)           | (b)     | (a)－(b) | (a)                    | (b)       | (a)－(b) |
| 【費用の部】           | 173,815       | 177,654 | ▲3,839  | 2,120,005              | 2,044,918 | 75,087  |
| 経常費用             | 173,815       | 177,654 | ▲3,839  | 2,120,005              | 2,044,918 | 75,087  |
| 業務経費             | 167,776       | 173,268 | ▲5,492  | 2,116,650              | 2,011,008 | 105,642 |
| 一般管理費            | －             | －       | －       | －                      | －         | －       |
| 受託経費             | －             | －       | －       | －                      | －         | －       |
| 減価償却費            | 6,039         | 4,387   | 1,652   | 3,355                  | 33,910    | ▲30,555 |
| 臨時損失             | －             | －       | －       | －                      | －         | －       |
|                  | (a)           | (b)     | (b)－(a) | (a)                    | (b)       | (b)－(a) |
| 【収益の部】           | 173,815       | 172,313 | ▲1,502  | 2,120,005              | 2,174,917 | 54,912  |
| 経常収益             | 173,815       | 172,313 | ▲1,502  | 2,120,005              | 2,174,917 | 54,912  |
| 運営費交付金収益         | 106,613       | 101,035 | ▲5,578  | 2,100,000              | 2,082,597 | ▲17,403 |
| 事業収入等            | 55,787        | 51,163  | ▲4,624  | －                      | 71,233    | 71,233  |
| 受託収入             | －             | －       | －       | －                      | －         | －       |
| 補助金等収益           | －             | 127     | 127     | －                      | －         | －       |
| 施設費収益            | －             | 475     | 475     | －                      | －         | －       |
| 寄附金収益            | －             | 3,018   | 3,018   | －                      | －         | －       |
| 雑益               | －             | 4,059   | 4,059   | －                      | －         | －       |
| 引当金見返に係る<br>収益   | 5,376         | 7,465   | 2,089   | 16,650                 | 15,919    | ▲731    |
| 資産見返運営費<br>交付金戻入 | 4,656         | 3,477   | ▲1,179  | 3,355                  | 5,169     | 1,814   |
| 資産見返物品<br>受増額戻入  | －             | －       | －       | －                      | －         | －       |
| 資産見返寄附金<br>戻入    | 1,383         | 1,493   | 110     | －                      | －         | －       |
| 臨時利益             | －             | －       | －       | －                      | －         | －       |

（注）区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

（次ページに続く）

第13章 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

（単位：千円）

| 区別           | 一般管理費     |           |          | 合計         |            |          |
|--------------|-----------|-----------|----------|------------|------------|----------|
|              | 予算額       | 決算額       | 差額△減額    | 予算額        | 決算額        | 差額△減額    |
|              | (a)       | (b)       | (a)－(b)  | (a)        | (b)        | (a)－(b)  |
| 【費用の部】       | 3,538,582 | 3,508,437 | 30,145   | 10,115,386 | 10,168,036 | ▲52,650  |
| 経常費用         | 3,538,582 | 3,508,437 | 30,145   | 10,115,386 | 10,168,036 | ▲52,650  |
| 業務経費         | －         | －         | －        | 6,418,591  | 6,462,892  | ▲44,301  |
| 一般管理費        | 3,486,189 | 3,357,014 | 129,175  | 3,486,189  | 3,357,014  | 129,175  |
| 受託経費         | －         | －         | －        | －          | 50,320     | ▲50,320  |
| 減価償却費        | 52,393    | 151,423   | ▲99,030  | 210,606    | 297,809    | ▲87,203  |
| 臨時損失         | －         | －         | －        | －          | －          | －        |
|              | (a)       | (b)       | (b)－(a)  | (a)        | (b)        | (b)－(a)  |
| 【収益の部】       | 3,538,582 | 3,173,525 | ▲365,057 | 10,115,386 | 9,844,038  | ▲271,348 |
| 経常収益         | 3,538,582 | 3,173,525 | ▲365,057 | 10,115,386 | 9,844,038  | ▲271,348 |
| 運営費交付金収益     | 3,113,167 | 2,846,142 | ▲267,025 | 7,946,818  | 7,519,373  | ▲427,445 |
| 事業収入等        | 21,764    | 21,537    | ▲227     | 1,452,206  | 1,419,599  | ▲32,607  |
| 受託収入         | －         | －         | －        | －          | 41,750     | 41,750   |
| 補助金等収益       | －         | －         | －        | －          | 4,169      | 4,169    |
| 施設費収益        | －         | －         | －        | －          | 12,192     | 12,192   |
| 寄附金収益        | －         | －         | －        | －          | 85,922     | 85,922   |
| 雑益           | －         | 12,631    | 12,631   | －          | 127,873    | 127,873  |
| 引当金見返に係る収益   | 351,258   | 234,770   | ▲116,488 | 505,756    | 442,109    | ▲63,647  |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 52,393    | 58,072    | 5,679    | 175,141    | 152,405    | ▲22,736  |
| 資産見返物品受増額戻入  | －         | －         | －        | －          | －          | －        |
| 資産見返寄附金戻入    | －         | 372       | 372      | 35,465     | 38,646     | 3,181    |
| 臨時利益         | －         | －         | －        | －          | －          | －        |

（注）区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

（１）費用の部の主な増減理由

①業務経費：

以下の事項による支出の増。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響縮小に伴う利用者数の回復、センターの工事終了に伴う受入れの通年化、及び原材料費の高騰による光熱水料の増加
- ・人件費の高騰等による委託費の増加
- ・令和4年度補正予算及び令和5年度補正予算による施設整備費補助金に係る委託費の増加

②一般管理費：

施設整備費補助金による修繕費等の減。

（２）収益の部の主な増減理由

①施設費収益：

令和4年度補正予算及び令和5年度補正予算による施設整備費補助金の増。

②寄附金収益：

大口寄附金の受入れによる増。

### 3. 資金計画

表 13-3 令和5年度の資金

（単位：千円）

| 区別                 | 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進 |           |            | 青少年教育指導者等の<br>養成及び資質の向上 |         |           |
|--------------------|------------------------|-----------|------------|-------------------------|---------|-----------|
|                    | 予算額                    | 決算額       | 差額△減額      | 予算額                     | 決算額     | 差額△減額     |
|                    | (a)                    | (b)       | (a) - (b)  | (a)                     | (b)     | (a) - (b) |
| 【資金支出】             | 1,565,699              | 1,810,892 | ▲245,193   | 595,465                 | 699,612 | ▲104,147  |
| 業務活動による支出          | 1,565,699              | 624,864   | 940,835    | 595,465                 | 248,637 | 346,828   |
| 投資活動による支出          | －                      | 1,186,028 | ▲1,186,028 | －                       | 450,975 | ▲450,975  |
| 財務活動による支出          | －                      | －         | －          | －                       | －       | －         |
| 翌年度への繰越額           | －                      | －         | －          | －                       | －       | －         |
|                    | (a)                    | (b)       | (b) - (a)  | (a)                     | (b)     | (b) - (a) |
| 【資金収入】             | 1,565,699              | 1,810,892 | ▲356,829   | 595,465                 | 699,612 | 104,147   |
| 業務活動による収入          | 1,565,699              | 1,629,875 | ▲537,846   | 595,465                 | 630,768 | 35,303    |
| 運営費交付金による収入        | 1,027,853              | 1,027,853 | －          | 390,912                 | 390,912 | －         |
| 事業収入               | 537,846                | 494,449   | ▲43,397    | 204,553                 | 201,357 | ▲3,196    |
| 受託収入               | －                      | 10,099    | 10,099     | －                       | 4,749   | 4,749     |
| 補助金等収入             | －                      | 420       | 420        | －                       | －       | －         |
| 寄附金収入              | －                      | 90,884    | 90,884     | －                       | 31,318  | 31,318    |
| その他収入              | －                      | 6,170     | 6,170      | －                       | 2,432   | 2,432     |
| 投資活動による収入          | －                      | 181,017   | 181,017    | －                       | 68,844  | 68,844    |
| 施設整備費補助金<br>による収入  | －                      | 181,017   | 181,017    | －                       | 68,844  | 68,844    |
| 有形固定資産の売却<br>による収入 | －                      | －         | －          | －                       | －       | －         |
| 投資有価証券の償還<br>による収入 | －                      | －         | －          | －                       | －       | －         |
| 財務活動による収入          | －                      | －         | －          | －                       | －       | －         |
| 民間出えん金             | －                      | －         | －          | －                       | －       | －         |
| 前年度よりの繰越金          | －                      | －         | －          | －                       | －       | －         |

（注）区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

（次ページに続く）

第13章 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

（単位：千円）

| 区別             | 青少年、青少年教育指導者等を対象とする<br>研修に対する支援 |           |            | 青少年教育に関する関係機関・団体等との<br>連携促進 |        |         |
|----------------|---------------------------------|-----------|------------|-----------------------------|--------|---------|
|                | 予算額                             | 決算額       | 差額△減額      | 予算額                         | 決算額    | 差額△減額   |
|                | (a)                             | (b)       | (a)－(b)    | (a)                         | (b)    | (a)－(b) |
| 【資金支出】         | 1,803,052                       | 2,080,582 | ▲277,530   | 37,477                      | 42,866 | ▲5,389  |
| 業務活動による支出      | 1,803,052                       | 714,948   | 1,088,104  | 37,477                      | 14,492 | 22,985  |
| 投資活動による支出      | －                               | 1,365,634 | ▲1,365,634 | －                           | 28,375 | ▲28,375 |
| 財務活動による支出      | －                               | －         | －          | －                           | －      | －       |
| 翌年度への繰越額       | －                               | －         | －          | －                           | －      | －       |
|                | (a)                             | (b)       | (b)－(a)    | (a)                         | (b)    | (b)－(a) |
| 【資金収入】         | 1,803,052                       | 2,080,582 | 277,530    | 37,477                      | 42,866 | 5,389   |
| 業務活動による収入      | 1,803,052                       | 1,872,124 | 69,072     | 37,477                      | 38,534 | 1,057   |
| 運営費交付金による収入    | 1,183,670                       | 1,183,670 | －          | 24,603                      | 24,603 | －       |
| 事業収入           | 619,382                         | 586,260   | ▲33,122    | 12,874                      | 11,806 | ▲1,068  |
| 受託収入           | －                               | －         | －          | －                           | －      | －       |
| 補助金等収入         | －                               | －         | －          | －                           | －      | －       |
| 寄附金収入          | －                               | 94,830    | 94,830     | －                           | 1,971  | 1,971   |
| その他収入          | －                               | 7,364     | 7,364      | －                           | 153    | 153     |
| 投資活動による収入      | －                               | 208,458   | 208,458    | －                           | 4,333  | 4,333   |
| 施設整備費補助金による収入  | －                               | 208,458   | 208,458    | －                           | 4,333  | 4,333   |
| 有形固定資産の売却による収入 | －                               | －         | －          | －                           | －      | －       |
| 投資有価証券の償還による収入 | －                               | －         | －          | －                           | －      | －       |
| 財務活動による収入      | －                               | －         | －          | －                           | －      | －       |
| 民間出えん金         | －                               | －         | －          | －                           | －      | －       |
| 前年度よりの繰越金      | －                               | －         | －          | －                           | －      | －       |

（注）区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

（次ページに続く）

第13章 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

(単位：千円)

| 区別             | 青少年教育に関する調査研究 |         |          | 青少年教育団体が行う活動に対する助成 |           |            |
|----------------|---------------|---------|----------|--------------------|-----------|------------|
|                | 予算額           | 決算額     | 差額△減額    | 予算額                | 決算額       | 差額△減額      |
|                | (a)           | (b)     | (a)－(b)  | (a)                | (b)       | (a)－(b)    |
| 【資金支出】         | 162,400       | 185,755 | ▲23,355  | 2,100,000          | 3,899,059 | ▲1,799,059 |
| 業務活動による支出      | 162,400       | 62,964  | 99,436   | 2,100,000          | 2,250,363 | ▲150,363   |
| 投資活動による支出      | －             | 122,791 | ▲122,791 | －                  | 800,000   | ▲800,000   |
| 財務活動による支出      | －             | －       | －        | －                  | －         | －          |
| 翌年度への繰越額       | －             | －       | －        | －                  | 848,696   | ▲848,696   |
|                | (a)           | (b)     | (b)－(a)  | (a)                | (b)       | (b)－(a)    |
| 【資金収入】         | 162,400       | 185,755 | 23,355   | 2,100,000          | 3,899,059 | 1,799,059  |
| 業務活動による収入      | 162,400       | 166,979 | 4,579    | 2,100,000          | 2,250,357 | 150,357    |
| 運営費交付金による収入    | 106,613       | 106,613 | －        | 2,100,000          | 2,100,000 | －          |
| 事業収入           | 55,787        | 51,161  | ▲4,626   | －                  | 29,776    | 29,776     |
| 受託収入           | －             | －       | －        | －                  | －         | －          |
| 補助金等収入         | －             | －       | －        | －                  | －         | －          |
| 寄附金収入          | －             | 8,541   | 8,541    | －                  | －         | －          |
| その他収入          | －             | 663     | 663      | －                  | 120,581   | 120,581    |
| 投資活動による収入      | －             | 18,776  | 18,776   | －                  | 12,000    | 12,000     |
| 施設整備費補助金による収入  | －             | 18,776  | 18,776   | －                  | －         | －          |
| 有形固定資産の売却による収入 | －             | －       | －        | －                  | －         | －          |
| 投資有価証券の償還による収入 | －             | －       | －        | －                  | 12,000    | 12,000     |
| 財務活動による収入      | －             | －       | －        | －                  | 806,376   | 806,376    |
| 民間出えん金         | －             | －       | －        | －                  | 806,376   | 806,376    |
| 前年度よりの繰越金      | －             | －       | －        | －                  | 830,326   | 830,326    |

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

第13章 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

（単位：千円）

| 区別             | 一般管理費     |           |            | 合計        |            |            |
|----------------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|------------|
|                | 予算額       | 決算額       | 差額△減額      | 予算額       | 決算額        | 差額△減額      |
|                | (a)       | (b)       | (a)－(b)    | (a)       | (b)        | (a)－(b)    |
| 【資金支出】         | 3,134,931 | 8,535,789 | ▲5,400,858 | 9,399,024 | 17,254,555 | ▲7,855,531 |
| 業務活動による支出      | 3,134,931 | 5,939,276 | ▲2,804,345 | 9,399,024 | 9,855,544  | ▲456,520   |
| 投資活動による支出      | －         | 69        | ▲69        | －         | 3,953,871  | ▲3,953,871 |
| 財務活動による支出      | －         | 109,275   | ▲109,275   | －         | 109,275    | ▲109,275   |
| 翌年度への繰越額       | －         | 2,487,169 | ▲2,487,169 | －         | 3,335,865  | ▲3,335,865 |
|                | (a)       | (b)       | (b)－(a)    | (a)       | (b)        | (b)－(a)    |
| 【資金収入】         | 3,134,931 | 8,535,789 | 5,400,858  | 9,399,024 | 17,254,555 | 7,855,531  |
| 業務活動による収入      | 3,134,931 | 3,153,066 | 18,135     | 9,399,024 | 9,741,703  | 342,679    |
| 運営費交付金による収入    | 3,113,167 | 3,113,167 | －          | 7,946,818 | 7,946,818  | －          |
| 事業収入           | 21,764    | 21,537    | ▲227       | 1,452,206 | 1,396,348  | ▲55,858    |
| 受託収入           | －         | －         | －          | －         | 14,847     | 14,847     |
| 補助金等収入         | －         | －         | －          | －         | 420        | 420        |
| 寄附金収入          | －         | －         | －          | －         | 227,544    | 227,544    |
| その他収入          | －         | 18,362    | 18,362     | －         | 155,726    | 155,726    |
| 投資活動による収入      | －         | －         | －          | －         | 493,427    | 493,427    |
| 施設整備費補助金による収入  | －         | －         | －          | －         | 481,427    | 481,427    |
| 有形固定資産の売却による収入 | －         | －         | －          | －         | －          | －          |
| 投資有価証券の償還による収入 | －         | －         | －          | －         | 12,000     | 12,000     |
| 財務活動による収入      | －         | －         | －          | －         | 806,376    | 806,376    |
| 民間出えん金         | －         | －         | －          | －         | 806,376    | 806,376    |
| 前年度よりの繰越金      | －         | 5,382,723 | 5,382,723  | －         | 6,213,049  | 6,213,049  |

（注）区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

（１）資金支出の主な増減要因

①投資活動による支出：

施設整備補助金による固定資産の取得、及び満期保有目的債券の購入による増。

（２）資金収入の主な増減要因

①投資活動による収入

施設整備費補助金による収入：

- ・令和4年度補正予算及び令和5年度補正予算による施設整備費補助金に係る収入の増。

投資有価証券の償還による収入

- ・満期保有目的債券の償還による収入の増。

②財務活動による収入：民間出えん金の増。

4. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：B

令和4年度と比較して、「新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、利用者数の回復傾向にあること。」「令和4年度は工事による影響で部分的な受入れとなっていたセンターが、通年で受入れが可能なり、昨年度実施した利用料金の値上げが平年化したこと。」など、利用者数の増加に伴う自己収入の確保に努めた。

また、引き続き、クラウドファンディングとネーミングライツ事業に取り組み、外部資金の確保や寄附金の増加を図った（第9章1.（3）参照）。

その結果、令和4年度と比較して、利用者数の回復傾向にあること、センターにおける利用料金の20%値上げなどから、対前年度決算比67.3%増の自己収入を獲得した。

さらに、これまでの機構の健全な青少年の育成等に関する取組が最大限評価されたことにより、令和5年度において、民間出えん金（806,376千円）及び寄附金（227,544千円）を受け入れている。

なお、国際情勢の不安定化に端を発するエネルギー価格の高騰と物価の上昇に急激な円安も加わったため、オンラインによる研修や会議交えることにより旅費交通費の抑制を図るとともに、閑散期における一人当たりの光熱水量等や超過勤務の抑制などにより、経費の削減に取り組んだ。

以上のことから、B評定とした。

＜課題と対応＞

教育施設の機能向上の改修等に係る経費等として、地方教育施設において令和6年度から施設使用料を改定することとしたが、今後も自己収入の確保が必要であることから、引き続き、料金体系の検証や寄附金の確保に努める。

## 第 14 章 短期借入金の限度額

本章では、「短期借入金の限度額」について、計画・具体的な取組・成果等を述べる。

(令和 5 年度計画)

なし

1. 短期借入金の限度額の状況

短期借入金の限度額は20億円である。なお、令和5年度において、短期借入金の実績はなかった。

2. 自己点検・評価

＜評価と根拠＞

評価：－

短期借入金の実績はなかったため、評価はなしとした。

＜課題と対応＞

今後も資金管理に留意していく。

## 第 15 章 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

本章では、「不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画」について、計画・具体的な取組・成果等を述べる。

(令和 5 年度計画)

なし

1. 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画（第 10 章参照）

保有資産の見直しについて、各教育施設の使用する土地及び建物（以下「施設等」という。）の有効利用に関して、組織的かつ不断に把握・検討を行う体制を整備して、施設等の適正かつ効率的な運用管理を図るべく、平成 25 年度に、「独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会」（以下「保有資産等利用検討委員会」という。）を本部に設置した。

令和 5 年度は、12 月に同委員会を開催し、施設等の利用状況の把握を行い、事務事業を実施する上で、必要最小限のものとなっているか、検討を行った。

その結果、施設等は有効利用されており、不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産に該当する施設等はないことを確認するとともに、今後も継続して見直しを検討していくこととした。

2. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：－

令和 5 年度は、不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分はなかったため、評定はなしとした。

＜課題と対応＞

今後も各教育施設の使用する保有資産について、組織的かつ不断に把握・見直しを行う。

## 第16章 不要財産以外の重要な財産の処分に関する計画

本章では、「不要財産以外の重要な財産の処分に関する計画」について、計画・具体的な取組、成果等を述べる。

(令和5年度計画)

なし

1. 不要財産以外の重要な財産の処分に関する計画（第 10 章参照）

保有資産の見直しについて、各教育施設の使用する土地及び建物（以下「施設等」という。）の有効利用に関して、組織的かつ不断に把握・検討を行う体制を整備して、施設等の適正かつ効率的な運用管理を図るべく、平成 25 年度に、「独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会」（以下「保有資産等利用検討委員会」という。）を本部に設置した。

令和 5 年度は 12 月に同委員会を開催し、施設等の利用状況の把握を行い、事務事業を実施する上で、必要最小限のものとなっているか、検討を行った。

その結果、施設等は有効利用されており、不要財産以外の重要な財産の処分に該当する施設等はないことを確認するとともに、今後も継続して見直しを検討していくこととした。

2. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：－

令和 5 年度は、不要財産以外の重要な財産の処分はなかったため、評定はなしとした。

＜課題と対応＞

今後も各教育施設の使用する保有資産について、組織的かつ不断に把握・見直しを行う。

## 第 17 章 剰余金の使途

本章では、「剰余金の使途」について、計画・具体的な取組、成果等を述べる。

(令和5年度計画)

なし

## 1. 剰余金の使途

令和 5 年度において、新たな剰余金は発生していない。なお、前中期目標期間繰越積立金については、文部科学大臣に承認された使途に充当した。

## 2. 自己点検・評価

### < 評価と根拠 >

評価：B

令和 5 年度において、剰余金の使用実績はなかった。

なお、前中期目標期間繰越積立金については、文部科学大臣に承認された使途に充当したことから、B 評価とした。

### < 課題と対応 >

今後も予算の計画的かつ効率的な執行に努める。

## 第 18 章 施設・設備に関する事項

本章では、「施設・設備に関する事項」について、計画・具体的な取組、成果等を述べる。

### （令和 5 年度計画）

- （１）施設・設備に関するインフラ長寿命化計画を踏まえた施設整備 5 ヶ年計画に基づき、保守・管理を適切に行う。また、利用者の安心・安全な体験活動に必要な施設・設備の改善等を進める。
- （２）利用者のニーズや SDGs を踏まえ、特に幼児、高齢者、身体障害者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した適切な施設整備を進める。
- （３）自治体の防災機能を補完する広域防災補完拠点として有効に機能させるため、ライフラインに必要な給排水設備、電源設備等の設備の整備を防災・減災・国土強靱化のための 5 か年加速化計画に基づき推進する。

### 1. 広域防災補完拠点を担う施設の整備

令和5年度は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」に基づき、ライフラインの機能強化整備、利用者の安全性の確保に向けた設備整備、広域防災補完拠点としての機能強化を図るため、大雪、岩手山、三瓶の3施設において、断水時に概ね3日間避難者へ飲料水の供給可能な受水槽の増設、停電時にも施設運営が可能となる非常用発電機の増強・更新（大雪はR6実施予定）及び宿泊室の個別空調化を実施した。

- ・大雪、岩手山、三瓶：ライフライン（受水槽増設、非常用発電機更新、個別空調整備、ボイラー更新）機能強化整備（事業費：491,332千円）

なお、能登においては、令和4年度に当該整備を実施しており、令和6年1月1日の能登半島地震により公共水道が断水したが、1週間後の断水解消までの間、避難者、災害復旧関係者に飲料水等を供給するなど、広域防災補完拠点としての役割を果たしている。

### 2. 老朽化した施設・設備の適切な維持

令和5年度は、各教育施設の要望を踏まえ、基幹設備の老朽化等に伴う更新整備に取り組んだほか、落雷や大雨で被災した教育施設の災害復旧整備を実施した。

- ・日高：屋上防水不良によるプレイホール床上浸水被害改修（事業費：7,557千円）
- ・岩手山：落雷による自動火災報知設備破損改修（事業費：6,050千円）
- ・赤城：落雷による井戸ポンプ破損改修（事業費：3,630千円）

併せて、全ての教育施設の法定点検等における不具合報告等を踏まえ、屋外埋設給水管漏水修繕、高圧電力ケーブル更新、浴室濾過装置更新等の施設設備の修繕・更新を行い、保守・管理を適切に実施した。

- ・全ての教育施設：各所修繕（事業費：155,208千円）

なお、施設・設備の整備に関する中長期の計画である「インフラ長寿命化計画（令和3年度策定）」について、各教育施設の老朽（劣化、損傷等）状況、少子高齢化等の社会状況の変化を踏まえ、令和5年度から見直しに着手した。

### 3. 利用者のニーズやSDGs、ユニバーサルデザインへの配慮

利用者のニーズや熱中症対策、施設の利用状況に応じた効率的な運用に資するよう宿泊室の個別空調化（上記1参照）による利便性の向上を行った。これによりボイラーの利用低減等を通じ、温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の排出の削減、燃料使用量の縮減を図った。

さらに、若狭湾において、障害のある子供や高齢者等の利用にも資するようトイレ洋式化や車椅子でも利用可能な段差のないシャワー室を整備するなど、施設・設備のユニバーサル化を推進した。

#### 4. 自己点検・評価

##### ＜評定と根拠＞

評定：B

本部が各教育施設と連携しながら計画的に各教育施設の保守・管理等を実施するとともに、各教育施設の地域性に配慮しつつ、施設運営に支障が生じないように、緊急性も踏まえ、利用者の安全性の確保に向けた設備（基幹設備を含む）の老朽化改善整備等を着実に実施した。

##### ＜課題と対応＞

今後は、計画的に各教育施設の建物・基幹設備等の老朽化対策のほか、温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の排出削減のために省エネルギーに資する設備等の更新・導入を実施する。

また、近年頻発する自然災害への対応として、防災・減災、国土強靱化対策を行い、広域防災補完拠点、地域住民の予備的避難施設等、発災時に各教育施設が果たすべき機能の強化・改善の整備を継続して行う必要がある。

さらに、インフラ長寿命化計画を随時見直し、計画的に施設の維持管理を進めることが急務である。

## 第 19 章 人事に関する計画

本章では、「人事に関する計画」について、計画・具体的な取組・成果等を述べる。

### （令和 5 年度計画）

- （１）「人事に関する基本方針」に基づき、人員の適正配置を行うとともに、業務の質・量に応じた人員配置の見直しを定期的に行う。
- （２）新規職員の計画的な採用、地方公共団体、教育委員会、国立大学法人等との人事交流や任期付任用、幹部職員の公募などの多様な方法により、意欲ある優秀な人材の計画的な確保に努める。
- （３）職員の企画力、指導力、ＩＣＴの利活用、接遇サービスの向上や施設の安全管理などを図るための研修を計画的に実施する。また、外部での研修に積極的に参加させる。
- （４）人事評価制度に基づき公正な評価を実施し、評価結果を人材育成及び人事管理等に活用して職員の能力・資質の向上を図る。

## 1. 人員の適正配置

人事管理については、「人事に関する基本方針」（平成19年9月裁定）に基づき、職員の資質向上、優れた職員の確保、主体的で意欲ある人材育成等を計画的に進めるとともに、職員の適性・能力・意欲等に相応しい職務又は処遇となるよう、公平・公正で計画性のある人事を行っている。

人員の配置については、各職員の経歴、適性及び希望等や業務の専門性、困難さを把握し、業務の質・量に応じて組織全体として最も力を発揮できる人員配置となるよう、各教育施設所長等からのヒアリングを行ったうえで適時適切に見直しを行っている。

また、職員一人ひとりが個人調書にキャリア形成目標及び能力開発への取組を掲げることとし、これを踏まえて、各職員の専門分野や資質等をより適切に把握するため、所属の所長等からは、各職員の職務適性及びキャリアパスに係る所見の提出を受けて人員配置等の参考にしている。

なお、「人事に関する基本方針」については、令和5年4月の改正後、採用試験ごとの職員のキャリアパス例について、各種会議や研修等でも周知を図った。

そのほか、令和5年2月より事業の相乗効果、業務の効率化等を期待して実施された、所長の2施設兼務について計8施設において実施した。

## 2. 多様で優れた人材の確保

### （1）職員の新規採用

公募による選考採用により、令和5年4月に18人の職員を採用した。

令和5年度に実施した新規職員採用活動においては、機構独自の採用試験からの公募選考を行ったほか、国立大学法人等職員採用試験からも選考を行い、令和5年10月に2人、令和6年1月に1人を採用し、令和6年4月には12人の職員を採用することを決定した。

そのほか、即戦力の人材を採用するため、当機構や文部科学省関係機関、青少年教育施設等での勤務経験を有する者を対象として令和4年度より実施している経験者採用を引き続き実施し、令和6年3月に1人を採用し、令和6年4月に10人の職員の採用を決定した。

また、職員採用試験の広報に当たっては、民間の就活サイトを活用するなど幅広い広報活動を行った。

このほか、令和5年4月以降に10人の任期付き職員（所長公募採用者1人を含む）を採用したほか、当機構の次世代育成支援及び女性活躍推進行動計画にも示している女性管理職の増加を推進すべく女性限定として所長・次長の公募を行い、令和6年4月に1人の所長を採用することを決定した。

以上のように多様な方法により、意欲ある優秀な人材の確保を進めた。

### （2）人事交流の実施（表19-1、19-2 参照）

青少年教育機関として継続性を維持しつつ、効果的・効率的な法人運営を行うため、多様な人材の確保及び人材の育成・活用が必要であることから、国立大学法人等の文部

科学省関係機関及び地方公共団体との間で連携の強化を図り、広く計画的な人事交流を行った。

表 19-1 機関との人事交流の状況

(令和5年4月1日現在)

| 区 分       | 受 入 れ 状 況 |           | 出 向 状 況 |           |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
|           | 交流先機関数    | 人事交流者数(人) | 交流先機関数  | 人事交流者数(人) |
| 文部科学省関係機関 | 28        | 104       | 2       | 3         |
| 地方公共団体    | 37        | 117       |         |           |
| 合 計       | 71        | 221       | 2       | 3         |

表 19-2 【経年比較】他機関との人事交流の状況

(各年度4月1日時点)

| 区 分            |           | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人事交流の<br>受入れ状況 | 交流先機関数    | 75    | 73    | 70    | 71    | 65    |
|                | 人事交流者数(人) | 245   | 238   | 229   | 226   | 221   |
| 人事交流の<br>出向状況  | 交流先機関数    | 3     | 4     | 4     | 1     | 2     |
|                | 人事交流者数(人) | 3     | 4     | 4     | 2     | 3     |

### 3. 計画的な人材育成

青少年をめぐる諸課題に総合的に対応するためには人材の育成が不可欠であり、職員の資質向上・意識改革を図る必要があることから、効果的な研修を積極的に取り入れ、計画的に実施するため、本部が主催する研修のほか、各教育施設が企画・実施する研修及び外部機関が主催する研修にも積極的に職員を参加させている。

#### (1) 令和5年度研修における主な取組

職員研修のうち、本部が主催する研修及び本部が取りまとめる外部機関主催の研修を、階層別研修及び実務研修等に体系化したうえで、令和5年度職員研修計画を策定し、表19-3に示す研修を行った。

#### 本部が主催する研修のうち主なもの

##### ① 新任所長・新任次長研修(表19-3①)

新任所長及び新任次長に施設の管理運営に必要な知識についての理解を深めることを目的とし、集合研修を実施した。

##### ② 課長補佐・係長研修(表19-3①)

係長級、補佐級の職員について、リーダーとして業務を遂行する力、実務能力の向上、青少年関係法令等の専門知識、組織のマネジメント力及び情報発信力の向上を目的とした研修を実施した。

③ 地域探究プログラム担当者研修会（表 19-3②）

各施設における全国高校生体験活動顕彰制度関連事業の実施状況等について施設間の情報共有や本部からの本制度に関する説明等を行うとともに、学校教育における「総合的な探究の時間」と本制度の位置づけ等、改めて理解を深め、また、本制度関連事業の実施における地域と施設、施設と学校とのコーディネート能力向上を図ることを目的とした研修を実施した。各施設において高校生の学びを効果的に促進し、かつ円滑な事業を実施するための研修の場とした。

④ 体験活動安全管理研修（山編・水辺編（合同開催））（表 19-3③）

体験活動における安全管理に必要な知識や技術を身に付ける目的で、主として各施設安全管理担当者を対象とした2泊3日の研修をそれぞれ実施した。

⑤ 広報研修（表 19-3④）

本部主催の広報研修は、広報の重要性の理解と効果的な広報スキルの習得を目的に令和元年度より毎年度実施している。令和5年度は、4月にクラウドファンディングに関する研修を全職員向けにオンラインで実施し、新たな寄附金獲得に向けた土台を整えた。また、1月から3月にかけて、機構における広報活動を一元化し、さらなる広報機能の強化を行うことを目的とし、「広報活動」の基本的な知識を習得するための広報研修を5回（うち1回は各地方教育施設については職員1名を参集型で実施）、全職員向けに実施した。（第9章1.（6）参照）

⑥ 総務・管理系職員実務研修（表 19-3⑤）

総務系及び管理系業務の適正な執行について理解を深め、業務上の課題を共有し、本部及び各施設の職員間の連携促進を図ることを目的として実施した。オンライン形式で開催したことによって、旅費、移動時間の縮減が図られ、多くの実務担当職員が出席可能となった。

⑦ ハラスメント防止研修（表 19-3⑤）

職場におけるハラスメントを防止し、より良い職場環境を作っていくため、職員個人の知識・対処方法の習得や意識の向上を目的として、地方施設を含めた非常勤職員、派遣職員まで全職員を対象とした研修を、E-learning で実施した。

⑧ 女性活躍推進研修（表 19-3⑤）

女性活躍推進の背景や現状を知るとともに、機構職員として自分の人生におけるキャリアを考えるきっかけを提供することを目的とした研修を、体験型グループワーク及び女性活躍推進に係る有識者の座談会として実施した。

⑨ LGBTQ+研修（表 19-3⑤）

LGBTQ+についての基本的な知識を学ぶとともに、LGBTQ+の方の困りごとをもとに施設の運営を見直すきっかけを提供することを目的とした研修を、全職員を対象にオン

ライン形式で実施した。

そのほか、各教育施設においても表 19-4 に示す研修を実施したほか、表 19-5 に示す外部機関が主催する研修に参加し、教育事業や研修支援を行うに当たり必要となる職員の企画力、指導力、接遇サービスの向上及び教育施設の安全管理等に関する知識や技能の向上を図った。

## (2) 研修の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、効率的・効果的な業務運営（第 10 章 4. 参照）のため、機構と、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人教職員支援機構の 4 法人共同で次の研修を実施するなど職員の資質の向上を図った。

### ① ハラスメント相談員研修

ハラスメント相談員に任命された職員、人事担当職員、管理職といったハラスメント相談を受ける可能性のある職員に対し、ハラスメント防止のための基礎知識や実践的な技術を身に着けることを目的とした研修を実施し、職員の資質の向上を図った。

### ② アンコンシャス・バイアス研修

職員が自身のアンコンシャス・バイアス（無自覚の固定観念・決めつけ）を自覚し、自身の「常識」を見直すことで、多角的かつ多様な視点を養い、職場風土の見直しや業務改善に資することを目的とした内容の研修を実施し、職員の資質の向上を図った。

## 主な研修の実施状況・参加状況一覧

表 19-3 本部が主催した内部研修(機構全体を対象とした研修)

| 区 分  |     |                               | 実施件数 | 参加者数   |
|------|-----|-------------------------------|------|--------|
| 基礎   | 階層  | ① 階層別研修（新任所長・新任次長、新規採用職員 等）   | 4 件  | 212 人  |
|      | 実務  | ② 事業の指導に関する研修（地域探求プログラム研修会等）  | 2 件  | 49 人   |
|      |     | ③ 安全指導等に関する研修（体験活動安全管理、安全管理）  | 3 件  | 283 人  |
|      |     | ④ 実務研修（情報セキュリティ、広報、総務・管理系 等）  | 6 件  | 511 人  |
|      |     | ⑤ ハラスメント防止研修、女性活躍推進研修、ジェンダー研修 | 5 件  | 979 人  |
| 自己啓発 | その他 | ⑥ 教養啓発に関する研修（放送大学、絵本専門士養成講座）  | 3 件  | 13 人   |
| 計    |     |                               | 24 件 | 2047 人 |

表 19-4 全ての教育施設が企画・実施した内部研修

| 区 分                  |      |                                                      | 実施件数  | 参加者数         |
|----------------------|------|------------------------------------------------------|-------|--------------|
| 基礎                   | 階層   | ① 階層別研修（新規採用職員、中堅職員、係長級等）                            | 61 件  | 359 人        |
|                      | 実務   | ② 事業の指導に関する研修（体験活動、活動プログラム等）                         | 123 件 | 1181 人       |
|                      |      | ③ 国際性の涵養に関する研修                                       | 1 件   | 15 人         |
|                      |      | ④ 企画力・マネジメント力に関する研修（プログラム企画、タイムマネジメント等）              | 6 件   | 53 人         |
|                      |      | ⑤ 安全指導等に関する研修<br>（自衛消防訓練、救命救急、AED 講習、衛生講習会、大型バス等運転等） | 141 件 | 2019 人       |
|                      |      | ⑥ 実務研修（オリエンテーション、清掃点検等）                              | 48 件  | 507 人        |
|                      |      | ⑦ 接遇に関する研修                                           | 4 件   | 64 人         |
|                      |      | ⑧ コミュニケーション能力に関する研修（コミュニケーショントレーニング、ハラスメント防止研修等）     | 2 件   | 34 人         |
|                      |      | 自己啓発                                                 | その他   | ⑨ 教養啓発に関する研修 |
| ⑩ その他（キャリア教育、業務効率化等） | 15 件 |                                                      |       | 273 人        |
|                      |      | 計                                                    | 406 件 | 4579 人       |

表 19-5 全ての教育施設が参加した外部機関の研修

| 区 分  |      |                                                  | 参加件数  | 参加者数  |
|------|------|--------------------------------------------------|-------|-------|
| 基礎   | 階層   | ① 階層別研修（中堅職員、係長級等）                               | 26 件  | 46 人  |
|      | 実務   | ② 事業の指導に関する研修（自然体験活動指導者養成等）                      | 52 件  | 130 人 |
|      |      | ③ 国際性の涵養に関する研修                                   | 4 件   | 7 人   |
|      |      | ④ 企画力・マネジメント力に関する研修<br>（企画力実践セミナー、青少年教育施設連絡協議会等） | 21 件  | 85 人  |
|      |      | ⑤ 安全指導等に関する研修（応急措置、危機管理等）                        | 65 件  | 200 人 |
|      |      | ⑥ 実務研修（会計事務、給与実務、無線等）                            | 47 件  | 104 人 |
|      |      | ⑦ コミュニケーション能力に関する研修（メンター養成、ハラスメント防止研修等）          | 6 件   | 7 人   |
| 専門   | 教員研修 | ⑧ 社会教育、学校運営に関する研修<br>（社会教育主事、中央研修等）              | 60 件  | 163 人 |
| 自己啓発 | その他  | ⑨ 教養啓発に関する研修（人権問題等）                              | 2 件   | 2 人   |
|      |      | ⑩ その他（生涯生活設計セミナー等）                               | 27 件  | 31 人  |
|      |      | 計                                                | 310 件 | 775 人 |

表 19-6 【経年比較】研修の実施状況・参加状況一覧

| 区 分                 |         | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 機構本部が主催した研修         | 実施件数    | 30    | 22    | 23    | 27    | 24    |
|                     | 参加者数(人) | 938   | 651   | 869   | 1,540 | 2,047 |
| 全ての教育施設が企画・実施した内部研修 | 実施件数    | 388   | 412   | 437   | 423   | 395   |
|                     | 参加者数(人) | 3,642 | 4,433 | 4,564 | 4,796 | 4,385 |
| 全ての教育施設が参加した外部機関の研修 | 参加件数    | 411   | 220   | 293   | 316   | 307   |
|                     | 参加者数(人) | 888   | 526   | 722   | 768   | 772   |

#### 4. 人事評価制度の適切な運用

人事評価実施要綱（平成23年1月裁定、令和元年9月一部改正）に基づき、令和5年4月から令和6年3月までの1年間を評価期間として、「能力評価」及び「業績評価」からなる人事評価を実施した。

評価結果については、任用及び勤勉手当・昇給等の給与に反映させるとともに、人事評価を通じて職員の能力・資質の向上を図るなど、能力及び業績に基づく人事管理の基礎となるよう活用した。

また、令和4年度から管理職に対し、マネジメント能力の向上、職場環境の改善、組織パフォーマンスの向上のための「気付き」の機会を与えることを目的とし、試行として実施した多面評価について、令和5年度については所長・部長級に加え新たに課長・次長級に対象職員を拡大して実施した。

#### 5. ワーク・ライフ・バランスへの取組

令和4年4月から令和6年3月の期間で策定された、「次世代育成支援及び女性活躍推進行動計画」に基づき、職員の仕事と育児・介護との両立支援並びに職員の健康の保持・増進と仕事と生活の調和を図るため、以下のような取り組みを行うとともに、令和6年4月から始まる、次期の「次世代育成支援及び女性活躍推進行動計画」を策定した。

##### （1）両立支援制度についての理解及び利用促進についての周知

両立支援ハンドブックを改正するとともに、制度の趣旨について周知することを通じ管理監督者が育児・介護休業法や両立支援制度の理解を深め、また、職員が利用できる制度を把握できることを意識した啓発を継続して行っている。さらに、令和4年10月に、国の育児・介護休業法に基づく出生時育児休業を制度化し、令和5年度の育児休業取得者が増加する等、誰もが働きやすい環境づくりに引き続き取り組んだ。

##### （2）超過勤務の縮減

職員のワーク・ライフ・バランスの実現や健康維持に寄与し、職務に対する満足感や生産性の向上につなげるよう、業務の合理化・効率化、ノー残業デーの実施などにより

超過勤務の縮減に向けた取り組みを継続的に行っている。また、令和4年度から開始した超過勤務の見える化を引き続き実施し、各部署・施設ごとの超過勤務時間数を会議において情報共有することにより、超過勤務の縮減・適正化に取り組んだ。

### （３）年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇の年5日の取得義務についての周知・徹底に加え、年次有給休暇の年間を通じた取得しやすい職場環境の整備、連続した休暇の取得促進についての周知・啓発を継続して行っている。

## 6. 自己点検・評価

### ＜評定と根拠＞

評定：A

民間の就活サイトを利用した職員の計画的な採用活動の取組を継続して実施した。また、新たに女性活躍推進を目的とした研修や、多様性に関し誰もが働きやすい職場とするための醸成を行うため、LGBTQ+に関する研修を実施し、受講者から「女性活躍推の考え方の視点が開けた。」「女性職員の仕事への取組やライフワークバランス、結婚、子育てなど改めて考える良い機会となった。」「女性が働きやすくなるような仕組みづくりが講師各位の経験を基に紹介されていた。」「LGBTQ+についての基本的な内容について分かりやすく理解が進んだ。」「性的少数者に関する最新の社会動向を知ることができた。」「施設運営や事業運営において基礎知識として把握しておかなければならない内容であったと思う。」等の意見があり、80%を超える受講者から好評を得た。さらに、女性限定の所長公募を行い次年度に1名の採用を決定することなどができたため、A評定とした。

### ＜課題と対応＞

職員の計画的な採用、幹部職員の公募等の工夫により、引き続き、多様で優れた人材を確保していく必要がある。

当機構の職員配置については、地方公共団体や国立大学法人等からの交流人事で成り立っており、全常勤職員の約半数が人事交流者である。円滑な業務運営のためには、今後も人事交流が不可欠であり、引き続き関係機関に対して人事交流を働きかけ、必要な人員の確保に努めていく。同時に、従前行っていた採用方法に加え、令和4年度より実施している経験者採用試験を引き続き実施し、必要な人材の確保を行っていく。なお、所長の2施設兼務についても効果を見つつ、引き続き検討を行っていく。

また、国の育児・介護休業法に基づく出生時育児休業を制度化するなど、誰もが働きやすい職場づくりに取り組んできたが、意欲ある優秀な人材の計画的な確保のため、ハラスメント防止研修や多面評価等を引き続き実施することなどにより、今後も働きやすい環境づくりに取り組んでいく。

職員研修については、職員育成プロジェクト（平成29年7月設置）により平成29年度に取りまとめられた「職員育成に関する提言書」をもとに階層別研修及び実務研修等の充実を図っていく。

上記事項を推進することにより、青少年教育のナショナルセンターの職員として備えるべき専門性及び職務遂行能力を有する人材及び特定の分野における高度な専門性を有する人材の育成を目指していく。

## 第20章 情報セキュリティ

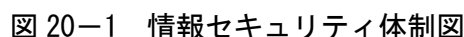
本章では、「情報セキュリティ」について、計画・具体的な取組・成果等を述べる。

**（令和5年度計画）**

情報セキュリティ体制を強化し、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直しを行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力の強化に取り組む。

## 1. 情報セキュリティ対策の実施状況

ポリシーに基づき、情報セキュリティ体制については、図 20-1 のとおり、総務担当理事を最高情報セキュリティ責任者（CISO）として役職員により情報セキュリティに関する事務を執り行っている。



## (2) 教育

機構内で職員を対象にした新規採用職員研修及び総務管理系職員実務研修の中で情報セキュリティに関する教育を実施したほか、新たに情報セキュリティインシデント防止講習会を実施し、外部からの出向者や委託業者等を対象に更なる教育を実施した。このほか、デジタル庁の実施している情報システム統一研修について、令和4年度に引き続き全職員の受講状況について一元管理を行うことで、効率的に受講の促進を行ったことにより、令和5年度受講対象者210人のうち207人が受講を完了し、受講率が令和4年度より向上した（受講率：令和5年度98.6%、令和4年度97.5%）。

また、より専門的な知識を必要とするCSIRT要員については、外部機関が実施している専門的な研修（NISC勉強会、CSIRT研修、CSIRT会合（他機関との情報交換）、GSOC報告会、実践的サイバー防御演習）に参加することにより、知識・技術の習得を図った。

## (3) 自己点検

引き続き、機構全体の情報セキュリティ水準を確認することを目的に全職員を対象にしたWebテストによる自己点検を実施した。これを通じて、全職員に情報システム使用時の必要知識について学ぶ機会を設け、情報セキュリティの向上を図った。

## (4) 監査

情報セキュリティ監査は、独立行政法人国立青少年教育振興機構令和5年度監査実施計画に基づき、機構の各々の業務に関する内部統制の整備と運用状況の検証を行い、業務執行の適正な遂行の確保及び業務執行の合理化・効率化を図るため実施している。

令和4年度に引き続き、内部監査と合わせて7地方教育施設（オリンピックセンター、大雪、乗鞍、江田島、信州高遠、山口徳地、夜須高原）で情報セキュリティ監査（メール誤送信の防止や標的型メール攻撃、情報システムを第三者による不正操作から保護する対策の実施状況の確認）を行った。また、本部を対象に、ポリシーに定める対策内容を個別の情報システムや業務で実施するため、具体的に定められた実施手順が遵守されているかについて監査を行った。

また、全職員を対象とした標的型メール訓練も令和4年度に引き続き実施し、標的型メールを受信した際の対応を監査した。

以上の情報セキュリティ監査を行うことにより、情報システムの運用が情報セキュリティ関連規程に準拠しているかについて現状把握に努めた。

## (5) 組織的対応についての取組

### ① 情報セキュリティ連絡会の実施及び議事等の情報共有

CISOのもとに情報セキュリティ連絡会を原則として毎月1回開催し、インシデントの発生やその対応状況、情報セキュリティに関する研修等の当機構の情報セキュリティ関連事項について、本部の部課長等で情報共有を行うとともに、全役職員に資料を共有し注意喚起に努めた。

### ② 全所的な会議及び研修等に情報共有等

全ての地方教育施設の所長が出席する機構会議において、機構で発生した情報セキュリティインシデントや再発防止策の情報共有を行ったほか、各地方教育施設の総務・管理系職員対象の実務研修の中で、情報セキュリティについての研修を行い、インシデント対応能力の向上を図った。

③ メール誤送信防止ツールの導入

メール誤送信を系統的に防止することを目的に、新規にメール誤送信防止ツールを導入し、令和5年度12月より運用を開始した。これにより、メール送信前確認の実効性向上を図った。

## 2. 自己点検・評価

### ＜評価と根拠＞

評価：B

NISCが定める統一基準の改定に合わせて、機構においても統一基準に準拠するようポリシーの改定を行った。

特に、令和4年度に引き続きシステム統一研修について受講状況の一元管理を行った結果、受講率を令和4年度に比べ改善することができた。

また、メール誤送信防止ツールの導入により、情報セキュリティインシデント防止の実効性を確実に向上することができた。

以上のことから、計画は概ね達成しており、B評価とした。

### ＜課題と対応＞

テレワークやWeb会議などネットワークを介したデータ活用の拡大などにより、サイバーセキュリティのリスクは高まりつつあることから、全職員を対象とした情報セキュリティに関する教育については、引き続きデジタル庁等が実施する研修の受講を推進する。また、全職員の着実な受講を促進するため、引き続き受講状況の一元管理を継続実施していく。

さらに、情報セキュリティ対策に関する計画についても、サイバー攻撃の変化等に応じて適宜計画を更新していく。

## 第 2 1 章 内部統制の充実・強化

本章では、「内部統制の充実・強化」について、計画及び具体的な取組・成果等を述べる。

### （令和 5 年度計画）

機構の業務及びマネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、体制を整備・運用するとともに、内部監査によりモニタリング・検証する。

なお、令和 5 年度は、6 施設及び本部において内部監査を実施し、必要に応じて、業務ごとに本部担当部署に監査員を委嘱し、専門的な見地から監査を実施する。

## 1. 内部統制の充実・強化のための体制の整備・運用

機構は、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整備し、様々な体制の整備・機能強化による内部統制の取組を進めている。具体的には、以下のような体制を活用している。

### (1) 内部統制の充実・強化のための体制の整備・運用

#### ① 経営会議

従前から業務の進捗状況の把握、意思決定等を行うため、定期的に理事長及び理事が情報交換・報告等を行う場を設けていたが、機構の経営に係る重要事項について協議し、戦略的、効果的かつ効率的な業務執行を図るため、理事長、理事及び副理事で構成する経営会議を令和5年10月に設置した（毎週1回開催）。経営会議には、事務局である経営企画室のほか、総務部、財務部、教育事業部等の部課長が出席しており、経営に係る重要かつ迅速な意思決定の場としている。

#### ② 機構連絡会

理事長、理事、本部部課長等が出席する機構連絡会を設置し、定期的に機構の諸事項について情報共有や業務報告等を行っている。その際、各部課長等より業務の取組方針、進捗状況、達成状況、改善状況等を連絡・報告し、理事長が具体的な指示等を行っている。

#### ③ 機構会議

理事長、理事、教育施設所長、本部部課長等が出席する機構会議を設置し、定期的に機構の運営に関し、必要な連絡及び協議を行っている。その場においては、運営方針、事業方針等を理事長が具体的に指示し、周知徹底を図っている。

#### ④ 機構全体に情報を伝達する体制

職員一人ひとりに本部の通達や依頼事項等の情報を周知・徹底する手段として、職員用ポータルサイトを設置し、毎日職員が閲覧する体制をとっている。

#### ⑤ 非常時における体制

令和6年1月1日に、能登半島地震が発生したことに伴い、青少年教育施設として、教育関係を中心に、機構が一丸となって支援を行っていくことを目的に、理事長を本部長とした機構災害対策本部を設置した。能登への応援職員派遣の調整や、リフレッシュキャンプ実施に向けての準備など、災害復旧及び被災地の子供たちの心身のリフレッシュのために能登と本部が連携・協力している。

#### ⑥ 施設担当者の設置

従前から設置している地方教育施設をエリアごとに管理統括するエリアマネージャー（理事が担当）のもとに、新たに施設担当者（本部課長が担当）を令和5年5月から配置した。施設担当者は月に1回程度、地方教育施設次長とオンラインミーティングを実施し、各地方教育施設の運営状況等をヒアリングするとともに、地方教育施

設からの意見や要望等を聴取するなど、本部及び地方教育施設との風通しが良くなるよう努めている。

## (2) 理事長のリーダーシップを発揮するための取組

### ① 経営企画室の設置

理事長のリーダーシップがより発揮しやすい体制を構築するため、令和5年4月に「経営企画調整室」を「経営企画室」へ発展的に改組した。経営企画室では、機構の経営を強化するために必要な事業・取組等に係る企画・立案、中期計画及び年度計画の策定及び評価、民間企業等との連携に関する事務等を所掌している。

令和5年度は、各担当部署と横断的に連携しながら、経営に係る基礎的データをベースとする経営態勢の整備を行いながら、各教育施設の効果的かつ効率的な業務運営の実現に向けて経営計画の策定を行うとともに、財務状況の改善に向けて取り組んだ。

### ② 役員による内部広報チャンネル「かぜとおし」の配信

経営ビジョン等を組織内の各階層に浸透させるとともに、業務に役立つ様々な情報を周知するため、トップダウンのコミュニケーションを活性化する取組として、令和3年度から役員による動画配信に取り組んでおり、令和5年度は全18回放映した。

今後も組織内のコミュニケーションを活性化し、風通しの良い組織風土づくりの推進を図っていく。

### ③ ウェルビーイングに関する取組

「青少年一人ひとりが幸福を追求できる持続可能な社会を実現する」というビジョンのもと、令和5年度は、女性活躍推進の背景や現状を知るとともに、機構職員として自分の人生におけるキャリアを考えるきっかけを提供することを目的とした「女性活躍推進研修」、LGBTQ+についての基本的な知識を学ぶとともに、LGBTQ+の方の困りごとをもとに施設の運営を見直すきっかけを提供することを目的とした「LGBTQ+研修」を実施した。(第19章3.(1)参照)

また、令和4年10月から出生時育児休業の新設(第19章5.(1)参照)など、誰もが働きやすい環境づくりに取り組んできており、令和4年度における男性の育児休業取得率は61.5%と、全国平均の17.13%(出典:令和4年度雇用均等基本調査(厚生労働省令和5年7月公表))を大きく上回っている。

### ④ 教育施設の運営の将来構想に関する取組(第11章1.(1)③参照)

### ⑤ 「未来塾」の開催

令和4年度から開催している機構の未来について考える職員向け勉強会「未来塾」では、一人ひとりの可能性や自発性を引き出すため、「コーチング」をテーマにNP0法人学習学協会代表理事の本間正人氏を講師に招聘し、社会の状況を踏まえた広い視野からの専門的な知見を得ることにより、役職員一人ひとりが日常の業務に活かしていくとともに、機構の将来を担う人材育成に繋がるよう努めた。

### (3) 内部統制の充実・強化のための把握・分析・対応

#### ① 中期目標・計画の未達成業務についての未達成要因の把握・分析・対応状況

中期目標・計画の進捗状況が順調でない項目（業務）については、随時、機構連絡会等において、その要因を把握・分析し、対応している。また、年度計画の策定期間などの際にも、定期的に中期目標・計画の進捗状況を把握・分析し、対応している。

文部科学大臣による業務実績に関する評価や個別の指摘事項については、各部に速やかに伝達し対応を検討させるとともに、フォローアップを行い業務改善に努めている。

#### ② 組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等

重要な課題（リスク）である事件・事故や自然災害等が各教育施設で発生した際は、本部が報告を受けて把握し、理事長が対応を指示し、必要に応じその情報及び対応策を機構全体で共有することで、次の重要な課題の対応に役立てている。特に重大な事件・事故等が教育施設で発生した場合で、運用の見直し等により被害の減少等が見込めると考えられる場合については、他の教育施設にも点検及び改善を指示している。

#### ③ 内部統制の現状把握・課題等への対応

##### ア. 内部統制の現状把握

理事長は、計画的に機構連絡会等や視察などで役職員と意見交換を行い、内部統制の現状及び課題等を把握し対応している。

また、監査室による内部監査を通じた内部統制及びリスクの整理も行っており、令和5年度は、6 地方教育施設（大雪、乗鞍、江田島、信州高遠、山口徳地、夜須高原）及び本部で内部監査を実施した。

##### イ. 課題等への対応

機構連絡会等や視察などで計画的に把握した課題等や、上記の過程で解決すべき課題は、理事長が各部へ具体的に指示し、または、状況に応じて特別のチームを組織して速やかに対処し、その結果を機構連絡会等で共有するとともに、必要に応じ全ての教育施設に情報提供し、注意喚起を行っている。

また、内部監査の結果も、被監査部門と共有し、各部と連携して改善策を講じているとともに、これらの情報を他の教育施設に提供し、注意喚起等も行っている。

なお、公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けているが、令和5年度は問題となる事象や通報はなかった。

### (4) 内部監査

内部監査は、独立行政法人国立青少年教育振興機構内部監査規程に基づき、機構の諸業務に関する内部統制の整備と運用状況の検証を行い、業務執行の適正な遂行の確保及び業務執行の合理化・効率化を図るために実施している。

令和 5 年度は、「令和 5 年度内部監査チェックリスト」（表 21-1）をもとに、独立行政法人国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程に基づく個人情報の取り扱い状況や管理の方法、情報セキュリティポリシー実施手順に基づいた第三者不正利用防止対策や、会計検査院の实地検査等を参考にした契約手続き等、6 地方教育施設の实地監査と本部・センターにおいて、内部監査を行った。

内部監査において把握した改善点や施設職員から寄せられた意見等については、内部監査調書を作成し、被監査部門に改善を求めるとともに、担当課へ監査結果に対してフィードバックを行い業務改善に向けた指導を行った。その後、令和 4 年度実施した全ての内部監査を取りまとめた内部監査報告書を作成し、理事長に提出するとともに、本部及び全ての教育施設に情報提供を行い、日々の業務の見直しとともに改善を促した。

また、「間接業務等の共同実施について（平成 26 年 7 月）」（第 10 章 4．参照）を踏まえ、機構と独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構の 4 法人による間接業務の共同実施の一環として、令和 5 年度は独立行政法人国立特別支援教育総合研究所と相互に職員を派遣し、両法人の契約事務の状況についての監査を実施し、適正に執り行われていることを確認した。

表 21-1 令和5年度内部監査チェックリスト

| 令和 5 年度内部監査チェックリスト                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 法人文書管理の状況</li> <li>② 個人情報の適切な管理の状況</li> <li>③ 危機管理に関する取組状況</li> <li>④ 活動プログラム置ける安全対策について（※）</li> <li>⑤ 職員の勤務時間、休暇等に関する取扱の状況</li> <li>⑥ 育児休業に関する取扱の状況</li> <li>⑦ 職場の安全衛生管理に関する状況</li> <li>⑧ 情報システムの適切な管理の状況</li> <li>⑨ 契約事務の状況（※）</li> <li>⑩ 資産管理の状況</li> <li>⑪ 会計帳簿等の状況（※）</li> <li>⑫ 旅費取扱の状況</li> </ul> <p>※については、監査室職員が通常業務で実施済のため、本部における内部監査の対象外とした。</p> |

## 2. 自己点検・評価

### <評価と根拠>

評価：A

内部統制の充実・強化では、新たに経営会議や経営企画室を設置して体制強化を図るとともに、理事長のリーダーシップを発揮するための取組として、女性活躍推進を目的とした研修やLGBTQ+に関する研修の実施、新施設整備プロジェクトチームにおいて新しい時代に求められる地方教育施設の将来構想の取りまとめを行うなど、年度計画における所期の目標を上回る成果を上げることができたことから、A評価とした。

### <課題と対応>

各役職員が機構のミッション・ビジョン・バリューの重要性と自らの役割を認識したうえで、目標・計画をより効果的・効率的に達成できるよう、組織全体としてPDCAを徹底し、内部統制の充実・強化を図る。

## 第 2 2 章 中期目標期間を超える債務負担

本章では、「中期目標期間を超える債務負担」について、計画・具体的な取組、成果等を述べる。

(令和 5 年度計画)

なし

1. 中期目標期間を超える債務負担の状況

中期目標期間を超える債務負担はない。

2. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：－

中期目標期間を超える債務負担はないため、評定はなしとした。

＜課題と対応＞

今後も予算管理に留意していく。

## 第 2 3 章 積立金の使途

## 第 2 3 章 積立金の使途

本章では、「積立金の使途」について、計画・具体的な取組・成果等を述べる。

(令和 5 年度計画)

なし

## 1. 積立金の使途

令和5年7月に文部科学大臣の承認を受けた前中期目標期間繰越積立金について、下記金額を計上した。

|                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| 令和5年7月末 前中期目標期間繰越積立金          | 406,737 円 |
| (内訳) 自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額 | 406,737 円 |

上記の前中期目標期間繰越積立金のうち、令和5年度においては、下記金額を取崩額として計上した。

|                              |          |
|------------------------------|----------|
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額              | 62,935 円 |
| (内訳) 自己収入により取得した固定資産の減価償却相当額 | 62,935 円 |

## 2. 自己評価

### <評価と根拠>

評価：－

前中期目標期間繰越積立金について、承認された使途に充当していることから、評価なしとした。

### <課題と対応>

今後も承認された使途に充当していく。